

参考資料集

令和6年4月26日版

(1) 2040年以降の社会を見据えた
高等教育が目指すべき姿

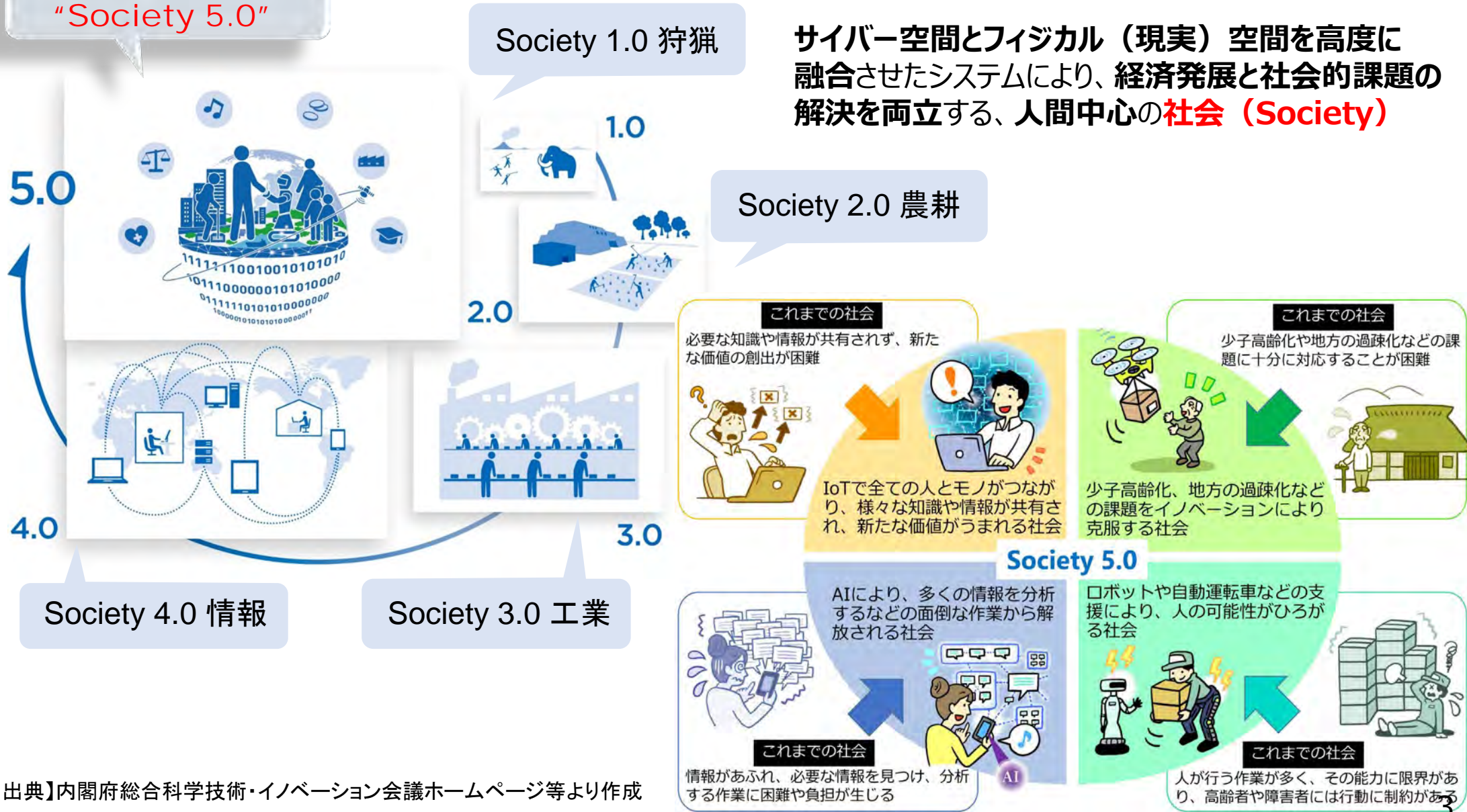
関連資料

社会全体の変化

Society 5.0で実現する社会

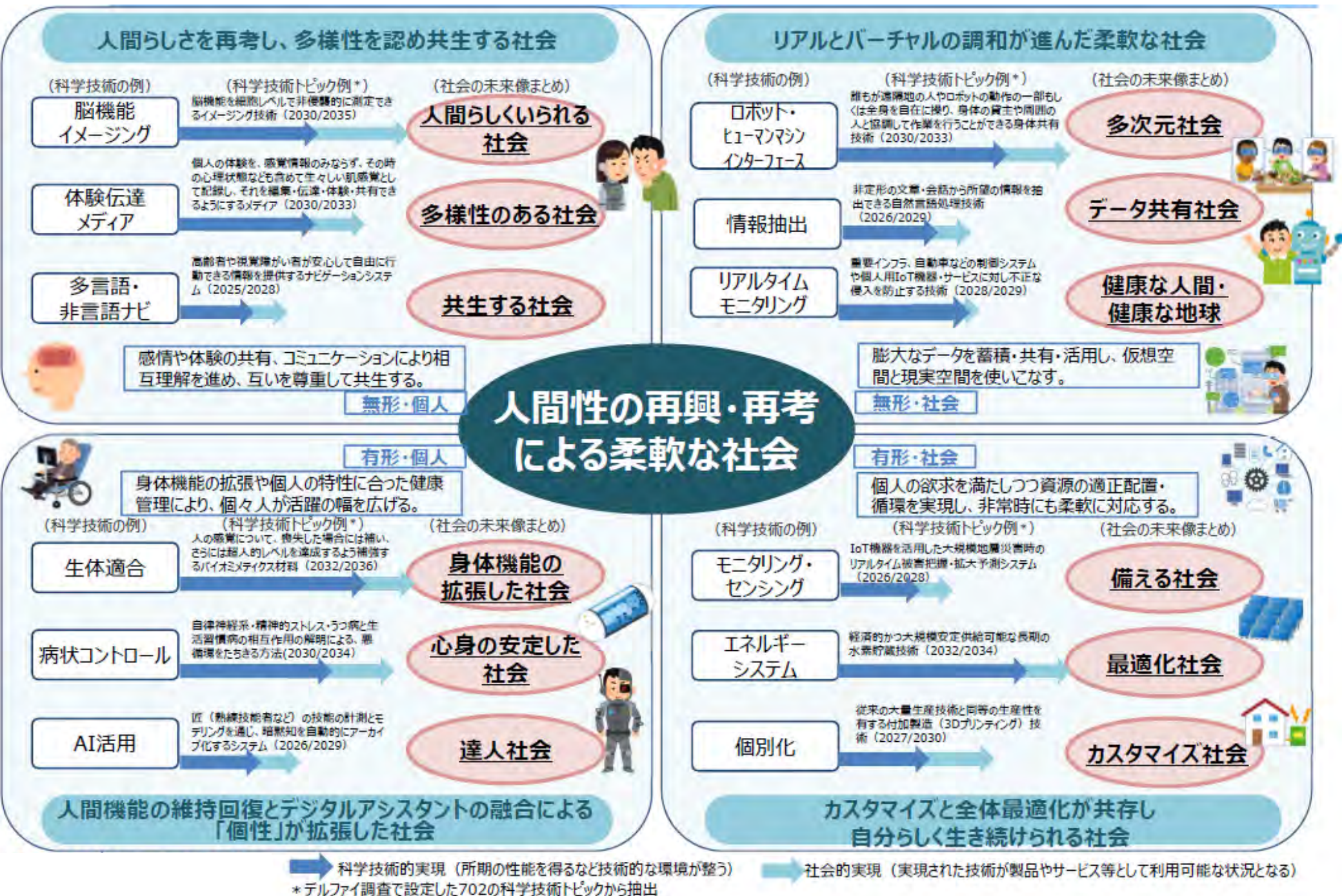
2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であるSociety 5.0の到来が予想されている。

新たな社会
"Society 5.0"



【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

科学技術発展による社会の未来像



生成AIの急速な台頭

AI（人工知能）

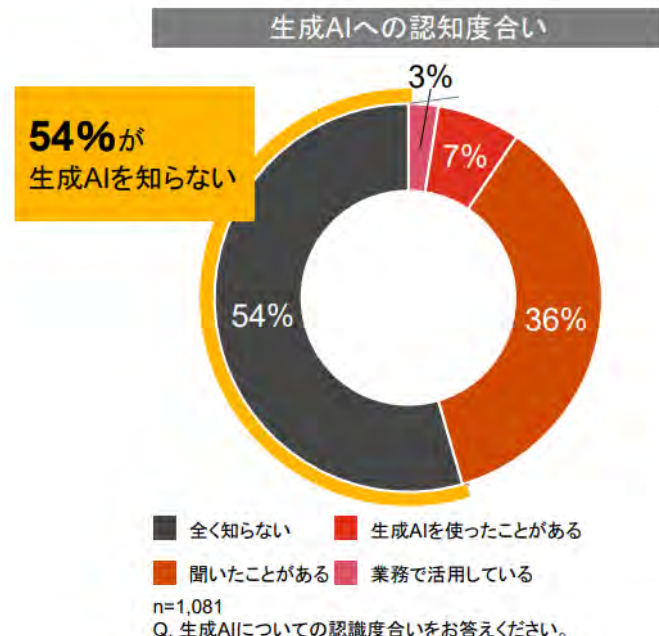
AIとは、Artificial Intelligence（アーティフィシャル インテリジェンス）の略称で、大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの



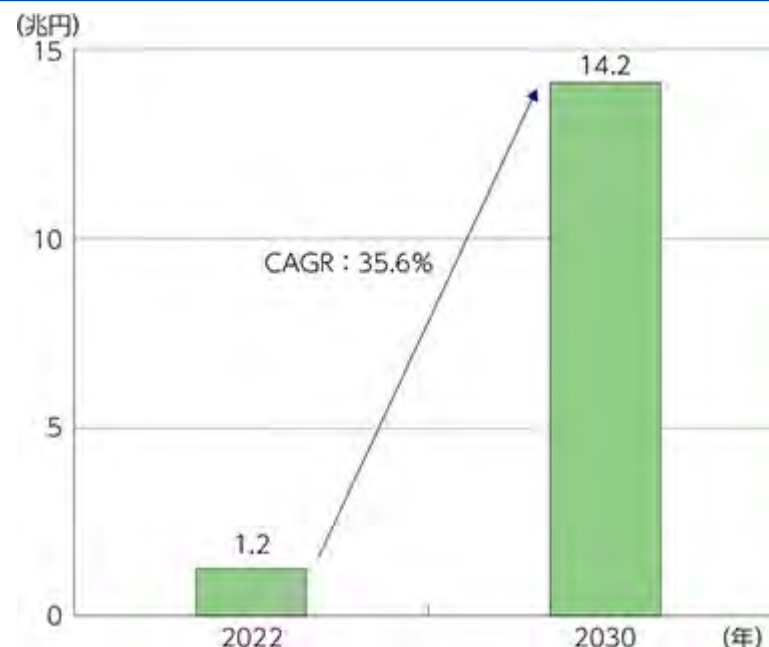
生成AI

質問や作業指示等に応え、画像や文章、音楽、映像、プログラム等の多様なコンテンツを生成するAI

令和5年3月末時点の調査では54%が生成AIを知らなかった



世界の生成AI市場規模は2030年には10倍以上になると予測



出典：pwc生成AIに関する実態調査2023（3月31日～4月3日実施）

調査会社Grand View Research Inc.による予測。
1ドル=130.3715円で換算（2023年1月25日）。

高等教育改革の概観と
グランドデザイン答申以降の政策動向

高等教育改革の概観①

明治5年(1872年)	「学制」の公布: 学校を小学・中学・大学として組織。
明治19年(1886年)	「帝国大学令」の公布: ヨーロッパの大学を範とする帝国大学を制度化。
大正7年(1918年)	「大学令」の公布: 単科大学の設置や公立・私立の大学の設置も可能となる。
昭和22年(1947年)	「教育基本法」「学校教育法」の公布: 多様な高等教育機関を4年制の新制大学に一本化。
昭和24年(1949年)	「私立学校法」の公布: 学校法人制度を創設。
昭和25年(1950年)	短期大学の発足: 暫定措置として発足。
昭和38年(1963年)	中央教育審議会答申「大学教育の改善について」: 高等教育機関の種別化、教育内容・方法の改善、大学の管理運営の在り方等について提言。
昭和39年(1964年)	短期大学制度の恒久化
昭和46年(1971年)	中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」: 高等教育の多様化、弾力化、開放化、計画的整備など多岐にわたる高等教育改革の基本構想を提言。
昭和50年(1975年)	「私立学校振興助成法」の公布: 昭和46年答申を受け制定。国が私立学校の教育研究に係る経常的経費を補助できるようになった。
昭和51年(1976年)	「高等教育計画」の策定: 昭和46年答申を受け今後の高等教育規模を想定して策定。昭和51年以降計5回策定(昭和51, 54, 59年、平成3, 9年)。

近代的な
学校制度を確立



産業の拡大に
呼応して高等教育が
量的に発展



戦後の経済復興・
再建が進み、
国民の所得水準も
向上する中、
高等教育の量的
規模は急速に拡大



量的拡大に対する
一定の規制と、
教育の質的改善が
図られる

高等教育改革の概観②

平成3年(1991年) 大学設置基準の大綱化

大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、かつ多様に行えるよう大綱化・簡素化(開設授業科目の科目区分(一般教育、専門教育、外国語、保健体育)の廃止等)

平成13年(2001年) 「大学(国立大学)の構造改革の方針—活力に富み国際競争力のある国公私立大学づくりの一環として—」(遠山プラン)

国立大学の再編・統合、国立大学法人への移行、第三者評価の導入等

平成15年(2003年) 専門職大学院の制度化

設置認可の見直し(届出制度の導入、抑制方針の撤廃、設置審査の準則化等)

平成16年(2004年) 認証評価制度の導入

国立大学の法人化

事前規制から
事後チェックへ

平成17年(2005年) 「我が国の高等教育の将来像(答申)」(中央教育審議会)

「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」への移行

平成30年(2018年) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(中央教育審議会)

”学修者本位の教育への転換” …… 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化
⇒ 多様性と柔軟性の確保(多様な価値観が集まるキャンパスの実現)、「学び」の質保証の再構築 等

平成31年(2019年) 専門職大学・専門職短期大学の制度化

令和2年(2020年) 「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会)

高等教育の修学支援新制度の開始

令和4年(2022年) 大学設置基準等の改正(専任教員の見直し、特例制度の新設等)

令和5年(2023年) 急速な少子化が進行する中での高等教育の在り方について中央教育審議会へ諮問

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)以降の審議の流れ

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿… 学修者本位の教育への転換…

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置… あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

大学分科会審議まとめ「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」

大学院教育が2040年の需要に応じていくために、大学院教育の改善方策として、三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、各課程に共通して求められる教育の在り方、各課程ごとに求められる教育の在り方、学位授与の在り方、優秀な人材の進学促進、博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化、リカレント教育の充実、人文・社会科学系大学院の課題とその在り方を提言。(答申Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ関連)

大学分科会「教学マネジメント指針」(令和2年1月(追補:令和5年2月))

三つの方針に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示した。(答申Ⅲ関連)

大学分科会審議まとめ「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」(令和3年2月)

「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けて、教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方、コロナ禍の経験を生かした新たな時代の大学教育への転換、教育研究を担う大学教職員の在り方、大学運営を担う事務職員への期待、組織マネジメントの確立・推進の方向性について提言。(答申Ⅱ関連)

大学分科会審議まとめ「これからの時代の地域における大学の在り方について — 地方の活性化と地域の中核となる大学の実現 —」

地方の活性化と地域の中核となる大学の実現に向けて、地域ならではの人材育成の推進やイノベーションの創出、連携の推進において、大学、国、地方公共団体・産業界等のそれぞれの立場において、具体的に期待される取組を提言。(答申Ⅱ、Ⅳ関連)

大学分科会質保証システム部会審議まとめ「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(令和4年3月)

「大学設置基準」「設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムについて、最低限の水準を厳格に担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図ることを提言。(答申Ⅲ関連)

大学分科会審議まとめ「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」(令和5年2月)

文理横断・文理融合教育の推進、「出口における質保証」の充実・強化、学生保護の仕組みの整備について提言するとともに、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方等について、現下の極めて急速な少子化の進行等を踏まえ、来期以降の大学分科会において更に掘り下げて議論していくことが必要であるとした。(答申Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ関連)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況①

<教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—>

1. 多様な学生 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ

リカレント教育の推進

- 社会人入学者数は、学部段階では約1万9千人と最多【令和3年度】、大学院段階では近年概ね1万7千人前後で横ばい
- 履修証明制度の最低時間数の短縮（120時間→60時間）、履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】

留学生交流の推進 ・大学の国際展開の推進

- コロナ禍前には外国人留学生受入れ30万人を達成【令和元年度】
- 留学生交流に際して保証されるべき高等教育の質を担保するため、ユネスコの東京規約及び世界規約に基づき高等教育資格承認情報センターを設置【令和元年度】
- 国際性向上のため、国際教育連携課程制度（ジョイントディグリー）を見直す大学設置基準等の改正を実施【令和3年度】
ダブルディグリー・ジョイントディグリープログラムの推進【JDプログラム数 H30:15件→R5:27件】
- 近年の国際情勢の変化・変動も含めた内外の経済社会状況を踏まえて、国・地域の特色に応じた留学生の受入れや双方向の国際交流拡大の推進戦略について「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」を取りまとめ【令和5年度】

2. 多様な教員 実務家、若手、女性、外国籍の様々な人材が活躍

教員が不断に多様な教育研究活動を 充実できる環境や仕組みの整備

- 実務家教員の大学教育への参画が促進されるよう大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様化する教員の働き方に対応し実務家教員の登用や複数大学等でのクロスアポイントメント等が促進されるよう、従来の専任教員概念を、学位プログラムに係る責任性を明確化した「基幹教員」に改める大学設置基準改正を実施【令和4年度】

3. 多様で柔軟なプログラム

文理横断、学修の幅を広げる教育、 多様で柔軟な教育プログラムの 充実

- 大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう学部等連係課程制度を創設する大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様な学修ニーズに応じるため、「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」にて柔軟な対応が可能である旨を通知【令和元年度】
- 中央教育審議会大学分科会において、多様化・複雑化する社会経済課題に対応するため従来の専門分野の枠を超えた「文理複眼」的な思考ができる人材の育成について議論したことなどをまとめた「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」を取りまとめた【令和4年度】
- 大学のより先導的な取組を促進するため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件とする教育課程等に係る特例制度を導入する大学設置基準改正を実施【令和4年度】

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況②

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス 大学内外の人的・物的リソースの効果的共有

「強み」を活かす連携・統合の
仕組みの整備

- 学校法人運営調査における経営指導の充実（経営指導強化指標の設定、きめ細かい集中的な指導等）【令和元年度】
- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、**国立大学の一法人複数大学制度の導入**を可能にするよう、国立大学法人法の一部を改正。【令和2年度】
- 大学、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図るべく、**「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」を策定**【令和2年度】
- 地域の国公立の枠組みを越えた**緊密な連携や機能分担を推進する**大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】
- 客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、大学運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすべく、**理事に学外者を2人以上含む**よう国立大学法人法を改正【令和元年度】

学外理事の登用

5. 大学の多様な「強み」の強化 人材育成の観点から各機関の「強み」「特色」を明確化し、更に伸長

各機関の「強み」「特色」を明確化

- 3ポリシーに基づく教育課程の編成**等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた**不断の見直し**を行う旨を規定上明確にする大学設置基準改正を実施【令和4年度】

<教育の質の保証と情報公表―「学び」の質保証の再構築―>

○「何を学び、身に付けることができるのか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

設置基準の見直し

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において**「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」**を取りまとめ【令和3年度】、**学修者本位の大学教育の実現に向けて大学設置基準等を改正**【令和4年度】

認証評価制度の充実

- 教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設ける観点から、不適合となった大学等に報告又は資料提出を求めるなどの**認証評価制度の改善**を実施【令和元年度】
- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」**において、**認証評価制度の改善の方向性をとりまとめ**【令和3年度】

教学マネジメントの確立、
情報公表の更なる充実、
学生調査・大学調査

- 学修者本位の実現を図るための教育改善と社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示す**教学マネジメント指針を策定**【令和2年度（令和4年度追補）】
- 教学マネジメント指針**において、DPIに定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果、これらを保証する条件として**公表する意義があると考えられる情報を整理**【令和2年度】
- 各大学の教育改善に活かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること等を目的として**学生目線からの大学教育や学びの実態が把握できるよう全国学生調査（試行実施）を行った**。【令和元、3、4年度】

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況③

＜18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置—あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」—＞

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

社会人・留学生を含めた多様性のある
キャンパスの実現

- 履修証明制度の最低時間数の短縮（120時間→60時間）、履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】（再掲）
- 教育未来創造会議の第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」において、2033年までに外国人留学生受入れを年間40万人、日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大するという目標を設定【令和5年度】

2. 国公私の役割

2040年を見据え、
規模、分野等の在り方の見直し

- 知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割を国立大学が担っていくとして、**国立大学改革方針を策定**【令和元年度】
- 国公私の各大学団体における「将来像」がとりまとめられた【平成30年度～令和元年度】

3. 地域における高等教育

国公私を通じた連携で
「知の基盤」を構築

- 「**地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン**」を策定【令和2年度】（再掲）
- 大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】（再掲）

＜高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—＞

民間からの投資や支援

- 国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【令和2年度】
- 国立大学法人が債券発行できる対象事業に「先端的な教育研究」を追加する国立大学法人法施行令改正を実施【令和2年度】
- 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金につき、一定の要件を満たした場合に寄附額の全額を指定寄付金の対象とする制度改正を実施【令和5年度】

学生支援

- 意欲ある者が家庭の経済状況にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられるよう、真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の支給を併せて行う**高等教育の修学支援新制度**を開始【令和2年度】

Society5.0の実現等、2040年頃の社会変化に対応するため「知のプロフェッショナル」が諸外国と遜色ない水準で活躍することが必要

「知のプロフェッショナル」の育成を大学院が中心的に担う。

- ① 学部段階で身に付けることが求められる論理性や批判的思考力、コミュニケーション能力等の普遍的なスキル、リテラシーのいずれも**高い水準**で身に付けていること
 - ② 自ら課題を発見し仮説を構築・検証する力等の、大学院でこそ身に付けることが期待される、**社会を先導する力**、様々な場面で通用する**トランスファラブルな力**
 - ③ 各セクターを先導できる複数の領域にわたる**高度な専門的知識**
- が求められ、あわせて、**STEAM***、**データサイエンス**、**幅広い教養**が必要。
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

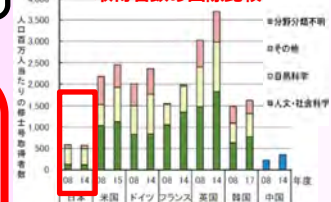
博士課程教育リーディングプログラムでは、①大学院教育の実質化、②経済的支援、③国際経験を積む機会の充実、④産業界と連携した教育研究等が進んだものの・・・

しかし現状は数々の問題点が・・・

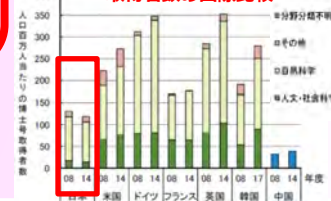
- ・諸外国に比べ**修士・博士学位取得者の割合が低い**(修士は約1/3、博士は約1/2、特に人文・社会科学で低い)にもかかわらず、**入学定員の未充足**が常態化
- ・大学の**強みや特色を踏まえた人材養成**が出来ているとは言い難い状況
- ・博士後期課程は、**大学院のカリキュラムと社会や企業の期待との間にギャップ**があるとの指摘

⇒こうした課題がキャリアパスに対する不安を招き、**大学院への進学を躊躇**

人口100万人当たりの修士学位取得者数の国際比較



人口100万人当たりの博士学位取得者数の国際比較



出典：科学技術指標2018

2040年の社会の需要に応じていくためにも
早急に「**大学院教育の体質改善**」が必要

1 三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立

- 4つの人材養成機能**
- ①研究者養成
 - ②高度専門職業人養成
 - ③大学教員養成
 - ④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

各大学院がそれぞれの**強み・特色を活かして人材養成目的を見直し**の上で、以下の取り組みを行う。

- 学位プログラムとしての大学院教育を確立**し、大学院教育の実質化をさらに進めるため、**三つの方針の策定・公表を義務付ける**。

三つの方針
「学位授与の方針」
「教育課程編成の方針」
「入学者受入れの方針」※
※平成23年に義務化済み

三つの方針に基づき、養成する人材像等を学修者や大学外に提示するとともに、**自ら継続的に検証・改善**することで**学位の質を保証**する。(内部質保証の確立)

- 人材養成目的に即して教育研究組織を柔軟に見直す。特に、学生の進路に責任を負う観点から、修了者の実態の把握・追跡等を踏まえ、進路の確保が見込めない専攻等について、**定員縮小**や社会的ニーズの高い専攻等への**振替を含む見直し**が必要。

2 各課程に共通して求められる教育の在り方

- 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培う**コースワークの充実**(「博士課程教育リーディングプログラム」の優れた取組の普及、「卓越大学院プログラム」等を通じた優れた事例の創出・普及)
- 専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付ける取組として、**ダブルメジャー、メジャー・マイナー**や、「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」等の活用
- 国際的に切磋琢磨する環境を構築する観点から、**ダブル・ディグリー**、**ジョイント・ディグリー**等の推進

3 各課程ごとに求められる教育の在り方

- 【修士課程】※「高度専門職業人」「高度で知的な素養のある人材」の養成が主たる目的
- 学部段階教育との有機的な接続**、高度・広範な専門的能力と高度の汎用的能力、職業社会で活用可能な実践的研究能力の育成等(大学院設置基準で定められた修了に必要な単位数を超えた授業科目等の実施を含む)
- 【博士課程】
- 区分制博士課程の適切な運用**、社会の求める教育との**ミスマッチの解消**(主専攻以外の科目の体系的履修、実務家教員による実践的教育、企業等メンターの活用等)、**プレFD実施・情報提供の努力義務化**、国際感覚を養う取組、産業界との共同研究等
- 【専門職大学院における課程】
- コアカリキュラムの策定状況や教育課程への反映状況等の国による把握**・情報発信、実務家教員向けFDの充実、教育課程連携協議会を活用した実務家教員の能力の確認、国際的な評価機関による認証の促進に向けた検討

4 学位授与の在り方

- 研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保**(学修成果・学位論文の評価、修了認定の基準の公表)
- 博士論文研究基礎力審査の在り方の検証** など

5 優秀な人材の進学の促進

- 入学者選抜の改善**(「入学者受入れの方針」に沿った大学院入試の改革、大学院入学選抜実施要項の見直し)
- 修士課程等の学生に対するリクルートの改善**(博士の魅力等の発信、ロールモデルの提供、**進学の意思決定タイミングを踏まえた経済的支援の制度設計**)
- 在学中に必要な学費や経済的支援の見直し提示の努力義務化** など

6 博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化

- 博士課程修了者の活躍状況・処遇の可視化**(産業界での幹部職員の学位取得状況、賃金や昇進状況等について情報収集・発信)
- キャリア構築に係る大学としての組織的支援** など

7 リカレント教育の充実

- 実践的な教育プログラムの展開**
- 社会人の時間的・空間的障壁を低下させる取組促進**
- 履修時間・学事暦の工夫や、履修証明プログラム等の活用等** など

8 人文・社会科学系大学院の課題とその在り方

- 体系的な教育プログラムの確立**、身に付く能力の可視化、社会ニーズに対応した新たなタイプの人材養成目的の模索、キャリアパス開拓
- 理工系の優れた取組の取り入れ**、「学部・研究科の枠を超えた学位プログラム」への参画 など

今後に向けて

- 大学院改革の優れた取組を「卓越大学院プログラム」を通じて支援**
- 大学院全体の課程の在り方**(博士後期課程レベルの高度専門職業人養成を含む)について引き続き検討

※研究室の状況が変化の中で、研究環境の確保について別途検討が必要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

- デジタルトランスフォーメーションやグローバル化の進展により、世界的規模で激しく社会と価値観が変化している中で、**大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤**となるものである。そして、**大学が知識集約型の価値創造システムの中核**として機能し、**変革の原動力**となることが期待される。
- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（平成30年11月中央教育審議会）においても、「**学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っている仕組みが「知識の共通基盤」として社会を支えている**」と述べており、教育と研究を両輪とする大学教育の重要性とともに、さらなる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である。

目指すべき方向性

大学内外の人的・物的リソースを様々な組み合わせ、総合的に教育研究機能を最大化し、教育・研究・社会貢献を実行する。

大学における「教育」と「研究」の両輪に関する現状・課題

大学教員の意識

大学教員は、**教育者の側面と研究者の側面を併せ持つが、研究志向が強い傾向。**

- 教育に比べて**研究への関心が高く**、教育と研究の両立は困難と考える割合が高い。
- 研究面の**ディシプリンに対する意識が高い一方で、社会貢献や異分野交流への意識が必ずしも高い者ばかりではない。**
- 他分野や事務職員らと協働するといった意識が必ずしも高くない。
- 教員の**管理運営業務に係る負担が大きく**、教育研究活動に専念する時間の確保が難しい。

教育と研究を両輪とするバランス

教育と研究のバランスの捉え方は、**学部・大学院・専門職・短大の各課程でも多様。**

- 大学、部局、教員それぞれのレベルで、**「教育」と「研究」のバランスは異なるもの。**
- 授業の場において、教員自らが直接的に多くの学生と徹底的に議論を交わすことで、**学生とともに学び、教員自身にとっても新たな気付きや、アイデアを生み出す研究活動の一端を担ってきた。**
- 教育と研究の軸足の置き方が異なる**教員がチームとして教育課程を編成し、両輪とする大学教育が成り立つ。**

大学教員の在り方

教員一人一人が生き生きと熱意をもって**教育研究活動に打ち込むことが重要。**

- 教員の**流動性やダイバーシティの確保**が依然として課題。
- 研究業績重視、年功序列の安定的な雇用など、**大学のミッションに応じた教員評価は十分とは言えない。**

教育研究機能の活性化

学生の履修科目数が多く、**チームによる教育研究活動が十分でない。**

- 教員個々の研究主題を重視するあまり、**授業科目数が細分化・過剰。**
- 組織的に教育研究の活性化を図るため、部局内外の**同僚教員との日常的な意見交換やチームティーチングが不可欠。**

大学の組織マネジメント

大学運営における**時間マネジメントの意識と管理運営業務の見直し**が急務。

- 大学教職員の管理運営業務等に関する負担が増大。
- 管理運営業務の権限をマネジメント層に集約・移譲や、業務そのものの効率化が必要。
- コロナ禍を経験し、**教職協働、事務職員等の役割の重要性**を再認識。

「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けた方向性

教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方

教育研究活動では、学生を主役として、教員間の連携、TA・RA制度の活用を通じた活性化など、各場面においてチームとして取り組むことが重要。

- 教育課程の編成において、**組織的に授業を担当する教員間の連携、チーム・ティーチングを実施**。この際、**教員中心に細分化された授業科目の統合等により、教員も学生も一つの科目に注力し**、研究分野の異なる教員間、教員と学生が対話する機会を推進し、新しい知を創出。
- 例えば、学生参加型のFD等の導入・定着、教育評価プロセスに学生が参画するなど**学生中心の教育改革の視点**が重要。一方、**学生は、自ら意欲的・主体的に学び、成長していくことが必要**。
- **TA・RAの処遇改善を前提に、TAの役割強化による直接的な授業支援**などにより、学生の学習の深化や教員の授業負担軽減を図る。RAの活用や技術職員・URAを戦略的に育成・配置。

教育研究を担う大学教職員の在り方

教員のダイバーシティ、評価の実質化、高度専門職人材の役割の重要性。

- 各大学のミッションに基づき募集段階で求める人材像を明示（**教育重視や研究重視**など）し、**教員組織のダイバーシティ**を実現。
- テニュアトラック制の活用など、厳正な審査を経て若手・シニア教員を確保。
- 内部質保証の一環として、教員の**業績を適正に把握、定期的な評価**を実施し、大学のミッション実現のため**結果を活用**。
- 各大学は、教員評価として**研究業績のみならず教育業績、研究指導実績などを評価軸**とする。教員が**自らの研究が学生の教育に活かされているのか自己評価**し、部局長、同僚、学生等の多面的な評価を実施。
- 教育研究活動を支える重要なプレーヤーである高度専門職人材（URA等）の育成、**役割や位置付けの明確化、人事給与体系の見直し**など、**真の教職協働を実現**。

大学教育のニューノーマルに向けて

コロナ禍の経験を活かした新たな時代の大学教育へ転換。

- 授業科目の精選・統合、反転授業など密度の濃い教育内容・方法に変革し、**学生の学習時間を増加**。
- 一方向の講義スタイルから学生が議論し考える学習スタイルへ変化。
- 新たな**ハイブリッド型授業による教育方法の確立・定着**に向けた支援。
- ニューノーマルに対応した国際交流の在り方。

大学運営を担う事務職員への期待

事務職員の役割の明確化とマネジメント層への参画推進。

- **事務職員の資質・能力の向上により、大学の教育研究機能の活性化に貢献**。
- 大学経営の観点からも、事務職員が管理運営業務を担う存在であるという考え方への転換が必要。
- 事務職員の果たす役割が多様化し、期待が高まる中、**役割の明確化と名称を含めた見直し**により、大学経営や**マネジメント層の中核となる人材として活躍**することを期待。
- 各大学で事務職員の役割や業務の魅力化を高め、戦略的な採用・育成計画を策定し、大学経営人材育成等の研修や教育プログラムを通じて、職員自らの**意識改革と高度化・専門性を向上**。

組織マネジメントの確立・推進

大学のビジョンや将来計画を共有し、組織全体でマネジメントを確立することが重要。時間マネジメントという観点も必要。

- 教員が教育研究活動に専念できるよう、**教員が携わっている管理運営業務の見直し、会議運営・体制や事務作業等の改善・効率化**を図るとともに、大学構成員の職務分担（権限と責任）の明確化など、民間企業等の取組も参考に実施。それによりサバティカル制度の活用なども期待。
- マネジメントの一環として、教職員の人事評価とともに、**学部・研究科などの部局単位での評価を実施**。（内部質保証の確立）
- 組織マネジメントを推進するため、**アカデミア中心から事務職員など多様な構成員によるダイバーシティマネジメント**の実現。
- マネジメントの基盤として**活動全体を横断的・俯瞰的に捉えた「大学運営IR体制」を構築**。様々な**マネジメントを組み合わせ**て取り組むことが一層重要。

社会の発展

人材育成

社会実装

イノベーション

はじめに

(現状)

地域社会の活力の低下・多極分散型の国家形成の必要性・18歳人口の減少・地方部を中心に大学の定員未充足

(検討に当たっての認識)

- ・「**地域の中核となる大学**」の実現が、我が国社会全体の**変革の駆動力**となる。
- ・地域は様々な課題が生じる**最前線**。地方大学振興にも資する。
- ・「**地域**」の範囲は多様で、地域や大学の関係者での議論が求められる。

(大学と地域に関する概念整理)

本稿における「**地域における大学**」
=「**地域に根差した**」「**地域に所在する**」という地域との機能的な関係性に着目

※「**地方**」は地理的な性質（主として「**東京圏**」以外）を表す場合に用いる。

1. 地域における大学の役割とこれまでの取組

(地域における大学の役割)

地域において大学が果たす重要な役割

- ①人材育成機関としての役割（必要不可欠な分野の従事者、地域産業のDXやグローバル化を推進する人材、地域社会を活性化させる人材）
- ②高度な研究能力を有する機関としての役割（産業界等との連携、地域の発展や課題解決に資する取組の実行）
- ③地域の文化・歴史を発展・継承する役割（地域の魅力の発信）
- ④知と人材のハブとしての役割（海外等の他地域との窓口）

2. 地域における大学を取り巻く状況と「地域の中核となる大学」の必要性

(大学にとっての地域の魅力)

学修のフィールド、様々な経験の場、イノベーション創出のきっかけとなる地域課題の宝庫、DX・グローバル化の最前線

※地域における大学の振興を若者の流出抑止の手段としてのみ捉えるのではなく、国内外の人材の流動性を高め、日本の大学界や各地域が活性化していくという視点

(「地域の中核となる大学」に求められるもの)

産学官連携、人材が集まる「魅力のある地域」、地域の課題解決や地域経済の発展を支え地域に貢献する「**地域の中核となる大学**」を目指す取組が必要

※「**地域の中核となる大学**」の在り方は地域の関係者に活発に議論されるべき。地域社会における各大学の必要性が明確になることが重要。

※必ずしもその地域に所在する大学にのみ求められるものではない。

「①学修面での課題」「②イノベーション創出上の課題」「③連携上の課題」等が指摘

3. 地域ならではの人材育成の推進

<大学>

- ・卒業生に関する基礎データの収集・分析・共有
- ・実践的な長期インターンシップ
- ・地方公共団体や企業が実施する奨学金の返還支援の活用
- ・短期集中型のプログラム構築 等

<国>

- ・全国的な卒業後の学生の地域別・分野別就職状況等の基礎データの収集 等

<地方公共団体・産業界等>

- ・大学への講師派遣、寄附金・寄附講座の提供 等
- ※現在の延長線上で地域産業に役立つ人材だけでなく、地域の社会産業構造を変革し、DXやグローバル化へと導いていくような人材の育成も必要。

4. 地域ならではのイノベーションの創出

<大学>

- ・地方公共団体や産業界との窓口となる教職員・URAの配置推進
- ・大学院教育と学部教育の緊密・実質的な連携
- ・ジョブ型研究インターンシップの実施 等

<国>

- ・社会変革等につながる産学官連携による研究開発や社会実装を促進する拠点形成支援
- ・アントレプレナーシップ教育の充実、創業準備段階からのコンサルティング等の経営人材との連携支援
- ・「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」を形成する大学施設等の整備推進 等

<地方公共団体・産業界等>

- ・高等教育担当部署の創設や大学連携担当職員の配置 等

5. 連携の推進

<大学>

- ・学長のリーダーシップの発揮による強みと特色の分析及び発信・広報
- ・高等学校など地域の初等中等教育機関等との連携 等

<国>

- ・地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等に関する優れた取組事例についての周知広報 等

<地方公共団体・産業界等>

- ・コーディネーターの発掘・育成・活用
- ・高等教育担当部局の設置
- ・地方公共団体の総合計画等への大学を活用した地方創生に関する取組の位置付け 等

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保
②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）
④厳格性の担保

※それぞれの視座は相反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必

（1）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（4）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

背景

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（GD答申）」（H30.11）は、2040年を見据えた目指すべき姿として、高等教育機関が多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる「学修者本位の教育の実現」**を掲げている。
- その後、教育研究体制の多様性・柔軟性を高める制度改正、「**教学マネジメント指針**」の策定や質保証システム改革など、GD答申において改革方策や検討課題として整理された事項は相当程度の進捗。
- GD答申以降の高等教育改革の進捗や課題等も踏まえて、主として学士課程教育を念頭に、以下の3つの論点について検討。

論点

- 1 主専攻・副専攻制の活用等を含む**文理横断・文理融合教育**の推進
- 2 「**出口における質保証**」の充実・強化
- 3 **学生保護の仕組み**の整備

1 主専攻・副専攻制の活用等を含む文理横断・文理融合教育の推進

1. 文理横断・文理融合教育の意義

- 予測不可能な時代にあって、社会経済課題の多様化・複雑化が進み、**単独・少数の専門分野の知**による課題解決がますます困難。従来の専門分野の枠を越えた「**文理複眼**」的な思考ができる人材の育成が求められる。
- 文理横断・文理融合教育において**学生が学ぶべき「文」と「理」**は、**各大学がディプロマ・ポリシー（DP）等を踏まえて整理し位置づける**べき。
- 専攻分野を問わず、**新たなリテラシーとして、数理・データサイエンス・AIに関する教育**の推進が求められる。

2. 文理横断・文理融合教育の方法論

- 例えば、
 - 「リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラム」
 - 「課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム」
 - 「文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラム」
 - 一般教育・共通教育における一部科目の必修化や副専攻プログラムの開設等の取組等
- 一定の型にはまるものではなく、各大学が自らの「**強み**」と「**特色**」を活かした**質の高い教育**を展開することを期待。

3. 文理横断・文理融合教育の推進に向けた方向性

- 「**教学マネジメント指針**」を積極的に活用し学生の時間の有限性や学修意欲にも留意しながら、3つのポリシーに基づく体系的・組織的な**学修者本位の教育**を展開し、自律的な**内部質保証**の仕組みを機能させることが極めて重要。
- 文理横断・文理融合教育の推進に当たり、**学位プログラムの機動的な実施、学部等連係課程制度の活用、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保、レイトスペシャライゼーションの考え方に基づく取組**等が有効。特に地方・小規模大学等では大学等連携推進法人の組成等による**人的・物的リソースの共有化**も有効。
- 国においては優れた取組への支援、普及・展開に引き続き取り組むことに加え、新たな**基金を活用した新学部設置等への機動的かつ継続的な支援**の実施が重要。

4. 文理分断からの脱却に向けた高大接続改革

- 約2/3の高校が文系・理系のコース分けを実施し、**生徒が早期の文理選択を迫られている**との指摘あり。こうした文理分断の状況は、**数学を課さない選抜区分の存在等、大学入学者選抜への高校教育の適応化**とも言える。
- 各大学においては、初等中等教育段階における諸改革も踏まえ、**大学入学者選抜の改善**に取り組むことを期待。その際、**入学後の教育に必要な入試科目は大学入学共通テストの活用や個別学力検査により適切に課すことが第一の選択肢**。
- 国においては、優れた取組への支援、普及・展開に加え、入学者選抜改善等の観点から「**教学マネジメント指針**」の**追補**の作成が求められる。

2 「出口における質保証」の充実・強化

1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等

- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に対する各大学の責任も増大**。**グローバル化**の進展や**産業界**からの要請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「**出口における質保証**」に対する要請が高まっている。
- **教学の改善に取り組む大学は着実に増加**する一方、改善に取り組む大学と努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘や、対応が**形式的・表層的**で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、**キャップ制が実質的に機能しておらず、予習・復習等の授業に関する学修時間が短い**等の課題が判明。**分野間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向**。

2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性

- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、**GPA活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネジメントの改善**が重要。**修得単位数以外の卒業要件**の規定等も考えられる。

- **卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実**が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、**DPに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目**を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、**ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題**。ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る**積極的な情報公表**が重要。
- 大学に「出口における質保証」を求める**産業界**は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における**国際的な連携・相互認証の急拡大**を踏まえた対応も重要（海外の質保証機関等との連携等）。

3 学生保護の仕組みの整備

1. 背景

急速に**少子化**が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至った場合に、**学生保護の観点から国や学校法人が採るべき措置**等について検討・整理が必要。

2. 主な論点、検討の方向性

①破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと

②破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと

学校法人においては、**不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、破綻が不可避な場合には速やかな経営判断が必要**。その際、「**学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》**」（日本私立学校振興・共済事業団）の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

③破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信**が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと**転換を図る大学の支援**も重要。

④破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置

- **大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置**については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例：

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ✓ 転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- ✓ 事業を承継する法人等が存在しない場合の証明書発行等の取扱い

⑤撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続は、「**学校の廃止の認可申請**」（学部の廃止は届出）や「**学校法人の解散の認可申請**」であり、解散の認可後は、清算手続に移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、**適正な管理運営**が担保されるよう、**廃止に向けたプロセス**について検討が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に**子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援**することや、**子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していく**ことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、**学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用**することや、**教師の負担を軽減**することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、**探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となる**ことができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、**一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す**

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができる

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子どもたちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく
- ◆ **教育政策のPDCAサイクルの着実な推進**

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子どもたちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子どもたちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子どもに対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子ども同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子どもたちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子どもたちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のことで、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

各論 (目次)

1. 幼児教育の質の向上について
2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
4. 新時代の特別支援教育の在り方について
5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
7. 新時代の学びを支える環境整備について
8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円



文部科学省

背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
- 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。

※ 大学学部段階における理工系への入学者割合 日本17%、OECD平均 27%

※ 理系学部の学位取得者割合

【国際比較】 日本 35%、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%

【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%

(注) 「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」
(令和4年10月28日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：
構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(※)、(略)等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

・ 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設(文部科学省)

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

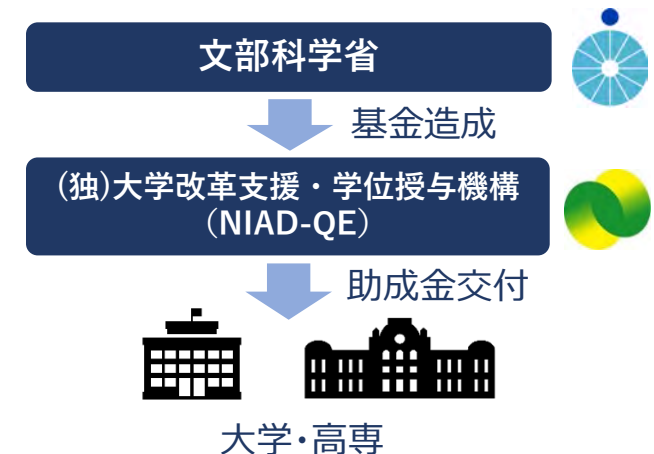
① 学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費(検討・準備段階から完成年度まで)
- 支援対象：私立・公立の大学

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公立の大学(大学院を含む)・高専

【事業スキーム】



研究大学に対する支援全体像

世界と伍する研究大学



(大学ファンドによる大学の支援)

特定分野で世界トップレベルの研究拠点を形成



地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ (総合振興パッケージ) による支援

特定分野で第一線の研究者が世界から糾合する優れた研究環境と、極めて高い研究水準を誇る大学への支援策

個人に着目した優秀な博士課程学生への支援

基礎研究からイノベーション創出を一貫通貫で行い、大型の産学連携を推進



産学官で共創の場を形成し、組織対組織の大型産学連携を推進し社会実装を目指す大学への支援策

産学官連携を推進し、地域の産業振興や課題解決に貢献



地域社会において地方創生に向けて大学のポテンシャル活用を行う取組への支援策

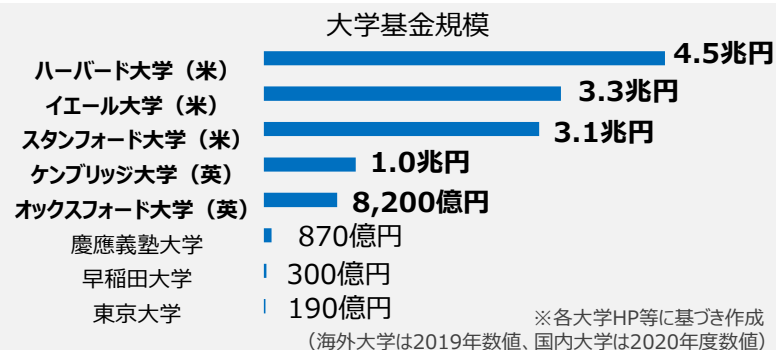
世界と伍する研究大学の実現に向けた 大学ファンドの創設

令和4年度財政投融资計画額 4兆8,889億円
 令和3年度補正予算額 6,111億円
 ※令和3年度財政投融资計画額 4兆円
 令和2年度補正予算額 5,000億円

背景・課題

- 近年、我が国の研究力は、世界と比べて相対的に低下。他方、**欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用**し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大。
- 大学は多様な知の結節点であり、最大かつ最先端の知の基盤。我が国の成長とイノベーションの創出に当たって、**大学の研究力を強化することは極めて重要**。
- 我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、**大学を中核としたイノベーション・エコシステムを構築**するため、これまでにない手法により**世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資**を実行する。

欧米主要大学の基金規模



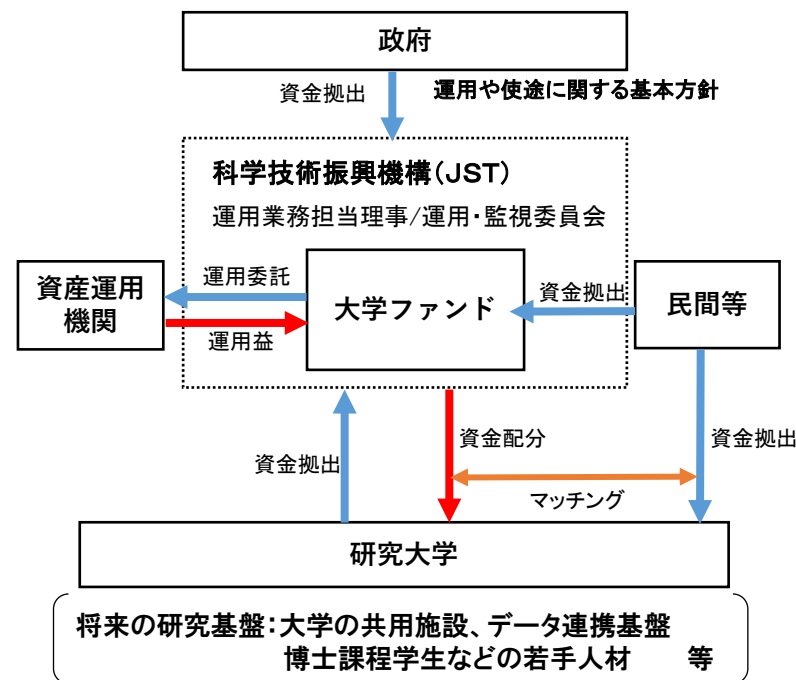
事業内容

- 我が国においても、世界と伍する研究大学を構築していくことが重要との観点から、**科学技術振興機構 (JST) に大学ファンドを設置**し、今年度中に運用を開始。
- 世界最高水準の研究大学を形成するため、**10兆円規模の大学ファンドを創設**し、研究基盤への長期的・安定的な支援を行うことにより、我が国の研究大学における**研究力を抜本的に強化**する。
 ※6,111億円の政府出資金を措置することで自己資本を拡充し、10兆円規模においても従来の自己資本比率を維持。

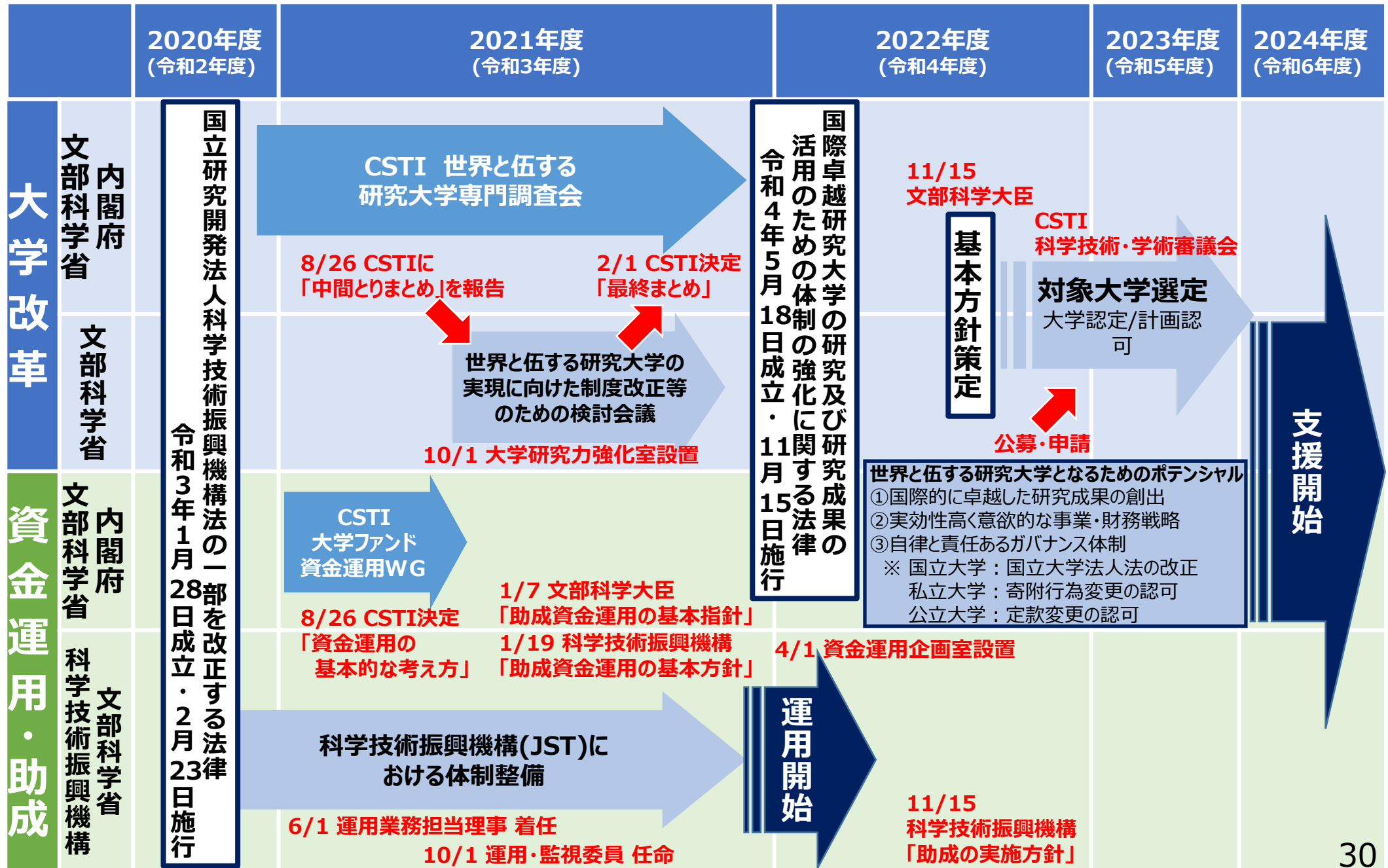
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) (抄)

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末目途に運用を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を恣にする仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。併せて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成等を行う。それらにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。



大学ファンドに関するスケジュール



地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ (総合振興パッケージ)

令和4年度予算額 462億円
令和3年度補正予算額 173億円
令和3年度予算額 418億円

(この他、関連予算※として544億円(330億円))
※大学が参画することも可能な事業(予算額については、内数の予算も含めて集計)

- 地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が、“特色ある強み”を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組を強力に支援
- 実力と意欲を持つ大学の個々の力を強化するのみならず、先進的な地域間の連携促進や、社会実装を加速する制度改革などと併せて、政府が総力を挙げてサポート
- 地域社会の変革のみならず、我が国の産業競争力強化やグローバル課題の解決にも大きく貢献

①大学自身の取組の強化

- 基盤的経費や競争的研究費(人材育成、基礎研究振興、産学連携促進)による、大学の強みや特色を伸ばす事業間の連携や大学改革と連動した研究環境改善を推進
- 特定分野において世界的な拠点となっている大学への支援強化
- 人材育成や産学官連携を通じた社会課題解決・地域貢献
 - 地域ニーズを踏まえた質の高い人材育成システムへの転換支援
 - 産学官連携拠点、スタートアップ創出支援、大学マネジメント人材育成・確保策の充実

②繋ぐ仕組みの強化

- 地域の産学官ネットワークの連携強化
 - 域内に作られている産学官ネットワークを整理し、活用を促進
 - 地域内・地域横断の組織を繋ぐキーパーソン同士の繋がりを広げ、地域のニーズ発見や課題共有を促進
- スマートシティ、スタートアップ・エコシステム拠点都市、地域バイオコミュニティなどの座組活用によるデジタル田園都市国家構想の実現への貢献
- 大学の知の活用による新産業・雇用創出や地域課題解決に向け、大学と地域社会とを繋ぐ(社会実装を担う)大学の教職員や、それを伴走支援する専門人材・組織に着目した仕掛け

③地域社会における大学の活躍の促進

- 各府省が連携し、地域が大学の知を活用してイノベーションによる新産業・雇用創出や、地域課題解決を先導する取組を一体的に支援
 - イノベーションの重要政策課題や地域課題ごとに事業マップを整理して、社会変革までの道のりを可視化
 - ポテンシャルの高い取組について、情報共有を図りつつ伴走支援
- 大学と自治体の連携強化
 - 地域等(自治体・社会実装を担う官庁)からの資金を受け入れ、地域貢献を行う大学に対してインセンティブを付与
 - 大学が持つ様々なポテンシャルに対する理解を促進し、自治体を巻き込む仕掛け
- 大学への特例措置や特区の活用促進

地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の機能を強化し、成長の駆動力へと転換
日本の産業力強化やグローバル課題解決にも貢献するような大学の実現へ

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」

(令和4年6月13日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

◆ 概要 インターンシップ：

学生が、**その仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を体験すること）を行う活動**（但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）

◆ 産学協議会の議論に基づき、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組の四類型を明記

タイプ1 オープン・カンパニー

タイプ2 キャリア教育

タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ【*1】

タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）【*2】

} 「インターンシップ」と称することが可能

産学の合意である四類型化を尊重し、大学等・学生・企業等へ周知

【*1】令和5年度からのタイプ3（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）において、産学協議会が示す「一定の基準を満たすインターンシップ」において取得した学生情報に限り、令和6年6月以降採用選考活動に使用できることを明記

【一定の基準】〈就業体験要件〉必ず就業体験を行う。

〈指導要件〉職場の社員が学生を指導、終了後、学生に対しフィードバックを行う。

〈実施期間要件〉汎用的能力活用型では5日間以上、専門活用型では2週間以上。

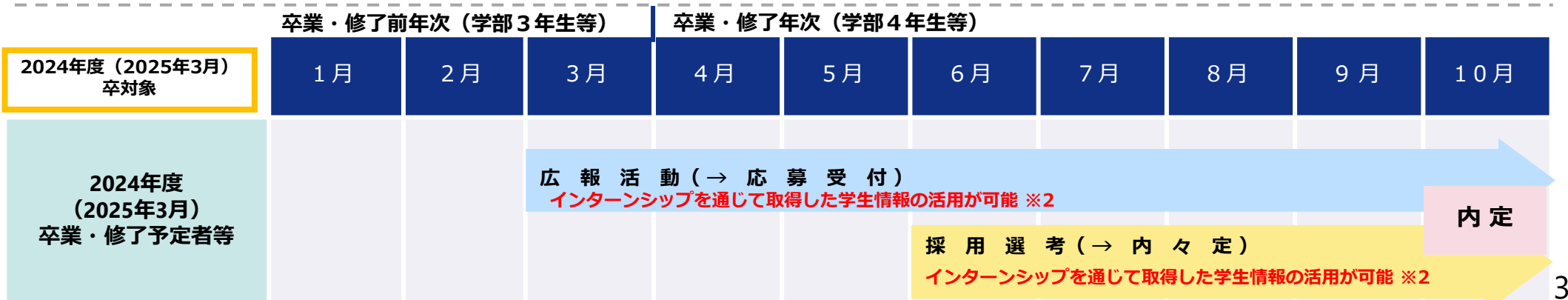
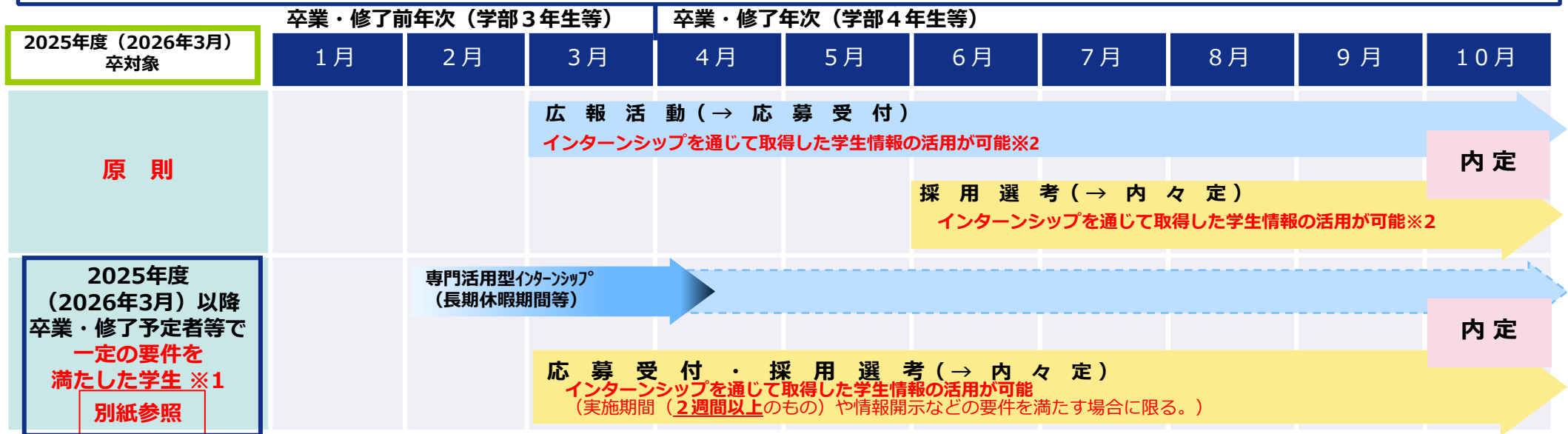
〈実施時期要件〉大学の正課および博士課程を除き、学部3年・4年ないし修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施する。

〈情報開示要件〉募集要項等に、採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨等を記載し、HP等で公表する。

【*2】タイプ4については、今後の産学協議会の検討状況等を踏まえ、三省合意を必要に応じて改正する。

就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

- 2025年度卒について、
 - ・ 従来と同様、**広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月**の日程を原則とする。
 - ・ その上で、**タイプ3のうち専門活用型（2週間以上）かつ春休み以降に実施されるもの**を通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる（プロセスの複線化）**。
- 実施期間や情報開示など、**一定の要件を満たすタイプ3のインターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）で取得した学生情報は、**広報活動（3月以降）、採用選考活動（6月以降）に活用できる。**（上述の2025年度卒のプロセスの複線化の場合、情報開示要件や実施時期要件などを満たす場合に限り、6月より前に採用選考活動に活用できる。）
- 「**オワハラ**」の防止を徹底すること、相談窓口の設置など**学生からの苦情・相談処理体制の整備や改善向上**に努めることを要請。



※1 2週間以上のインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生 ※2 実施期間（5日間以上のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限り。

就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

2025年度（2026年3月）以降卒対象就職・採用活動日程のプロセスの複線化

【要件】

- 従来と同様、広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月の日程を原則
- その上で、
 - ・卒業・修了年次直前の学生（学部生なら4年生直前）で、
 - ・春休み以降に、
 - ・**専門活用型インターンシップ**を通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる。**

対象となるインターンシップ

実施期間2週間以上の半分を超える日数の就業体験等の要件（別添参照）
を満たした専門活用型インターンシップ（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）

インターンシップ実施企業は以下の情報を開示

- i インターンシップ情報(就業体験の内容、フィードバック、実施期間等)(別添参照)
- ii 就業体験を行う際に学生に求める**大学における学修成果水準（GPA等）**や**専門的能力**
- iii 参考情報として、**新卒一括採用に係る採用計画**(採用人数等)

○留意事項

- ・既卒学生、日本人・外国人留学生など、多様な人材に、同様のインターンシップ・採用選考の機会を設けること。
- ・就業後のキャリアパスの多様化に資するため、企業等は、採用時に、学生の専門性・能力を活かすことを考慮すること。
- ・企業等による学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆるオワハラ※等）の防止を徹底するとともに、実効性の担保のため、企業は、学生の相談窓口の設置など体制整備・改善向上に努めること。
大学、ハローワークにおいても、学生からの相談に適切に対応すること。
- ・産学協議会がまとめたインターンシップの要件を満たさないものは、「インターンシップ」と呼ばないこと。

(1) 〈就業体験要件〉

必ず就業体験を行う。インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てる。

※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む

(2) 〈指導要件〉

就業体験では、職場の**社員が学生を指導**し、インターンシップ終了後、**学生に対しフィードバック**を行う。

(3) 〈実施期間要件〉

インターンシップの実施期間は、汎用的能力活用型では5日間以上、**専門能力活用型では2週間以上**。

(4) 〈実施時期要件〉

学業との両立に配慮する観点から、

学部3年・4年ないし修士1年・2年の**長期休暇期間※(夏休み、冬休み、入試休み・春休み)に実施**する。

※ 但し、大学の正課の授業科目として実施するインターンシップについては、長期休暇期間以外での実施が可能。

(5) 〈情報開示要件〉

募集要項等に、**以下の項目に関する情報を記載し、HP等で公表**する。

- ①プログラムの趣旨(目的)
- ②実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
- ③就業体験の内容(受入れ職場に関する情報を含む)
- ④就業体験を行う際に必要な(求められる)能力
- ⑤インターンシップにおけるフィードバック
- ⑥採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨(活用内容の記載は任意)
- ⑦当該年度のインターンシップ実施計画(時期・回数・規模等)
- ⑧インターンシップ実施に係る実績概要(過去2～3年程度)
- ⑨採用選考活動等の実績概要

(2) 今後の高等教育全体の適正な規模を
視野に入れた地域における質の高い
高等教育へのアクセス確保の在り方

関連資料

高等教育規模に関する施策

高等教育における規模に関する施策の変遷

中央教育審議会答申「大学教育の改善について」（昭和38年）

日本の高等教育の対象が、選ばれた少数者から能力等の面で幅広い層へと変わってきたと指摘し、新制大学の理念の実現に向け、高等教育機関の種別化、教育内容・方法の改善、大学の管理運営の在り方等について提言。

中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年）

高等教育の急速な量的拡大によって教育研究環境が低下し進学機会の地域間格差が拡大したことを背景として、高等教育の全体規模、専門分野別の収容力の割合、地域配置などについて、私立大学への財政支援を強化した上で、長期的見通しに立った国としての計画策定の必要性を提示。

私立学校振興助成法の制定、私立学校法の一部改正（昭和50年）

46年答申を受け私立学校振興助成法を制定。国が私立大学の教育研究に係る経常的経費を補助できることとなるとともに、私立学校法の一部改正により、私立大学の学部等の設置廃止や収容定員を認可事項に変更。

5回にわたる「高等教育計画」の策定（昭和51年、54年、59年、平成3年、9年）

46年答申を受け、18歳人口の増減等を踏まえて高等教育規模を想定した上での、高等教育の全体規模や地域的配置に係る長期見通しとして、昭和51年以降、5回にわたって高等教育計画を策定。

総合規制改革会議答申「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年）

大学・学部等の設置等の認可抑制方針が高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性を指摘し、設置規制の準則主義化や設置後のチェック機能としての認証評価制度の導入を提言。これを受け、平成15年審査分から設置認可の抑制方針を撤廃。また、14年に工業（場）等制限法は廃止。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年）

知識基盤社会に向け、国の役割を、直接的な計画策定や規制から将来像提示や政策誘導へと転換すべきと提言。各大学が自らの選択により緩やかに機能別に分化していく中で、学習者保護や国際通用性の観点から高等教育の質の保証が重要な課題である旨提示。

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年）

2040年以降の社会を念頭に、今後の高等教育が目指すべき姿として、学修者本位の教育への転換を提言。教育の質の保証と情報公表を求めるとともに、2040年の大学進学者数を約51万人と推計し、学校種別の課題や国公私の役割、地域における高等教育等の観点から方向性を提示。

（グランドデザイン答申以降の大学分科会審議まとめ）

- R2「教学マネジメント指針」
- R3「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」
- R4「これからの時代の地域における大学の在り方について」
- R4「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」
- R5「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」

「高等教育計画」等について①

	「高等教育の計画的整備について」 (昭和51年3月)	「高等教育の計画的整備について」 (昭和54年12月)	「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」(昭和59年6月)	平成5年度以降の高等教育の計画的整備 (平成3年5月)
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度	平成5-12年度
期間中の18歳人口の動向	150万人台で推移	161万人から185万人に増加	185万人から205万人に増加	198万人から151万人に減少
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 昭和50年度の38.3%に対し、55年度は40.3%を想定	[大学・短大の進学率] 昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度は37%を想定	[大学・短大・高専の進学率] 昭和58年度の35.6%の水準を、平成4年度(18歳人口のピーク)でも維持	[大学・短大・高専の進学率] 平成12年度について、ケース1(40.0%)、同2(41.2%)、同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭
定員の取扱いの方針	○入学定員を2.9万人の増 (進学者数は3.2万人の増)	○入学定員を3.4万人程度の増 (実員では4万人程度の増)	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万の増とともに、臨時的定員を4.4万の増	○大学等の新增設は原則抑制の方針 ○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度に一応の目途を示す	○大都市の大学等の新增設を抑制 ○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目途を示す	○大都市の大学等の新增設を抑制 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目途を示す	○大都市の大学等の新增設を抑制 ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない
分野別の考え方	○計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定) ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない	○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない ○看護職員は整備を図る必要

「高等教育計画」等について②

	平成12年度以降の高等教育の将来構想 (平成9年1月)	「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13年12月) ※内閣府総合規制改革会議	我が国の高等教育の将来像 (平成17年1月)	まち・ひと・しごと創生基本方針2017 (平成29年6月)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月) ※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部	
計画期間	平成12-16年度	<p>○総合規制改革会議において、学部設置等に対する抑制方針の見直し及び工業(場)等制限法の見直しを提言</p> <p>○これを受け、平成15年審査分より抑制方針が撤廃されるとともに、平成14年に工業(場)等制限法を廃止</p>	平成17年度-32年頃	平成30年度-平成40年度(予定)	
期間中の18歳人口の動向	151万人から141万人に減少		137万人から120万人に減少		
進学率の考え方	[大学・短大の進学率] (平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算		[大学・短大の進学率] 今後18歳人口が約120万人前後で推移する時期にあつては、大幅な拡大は必ずしも見込めない状態にある		
定員の取扱いの方針	<p>○大学の新增設は基本的に抑制的に対応</p> <p>○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める</p>		<p>○「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行</p> <p>○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換</p>	<p>○平成30年6月に成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」において、東京都23区内の大学等の収容定員を増加させてはならないと規定(10年間の時限措置)</p> <p>○併せて、スクラップ・アンド・ビルドによる新たな学部等の設置や留学生や社会人の受け入れの場合等一定の例外措置も設ける</p>	
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る		○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃	○東京都23区内に限り大学等の収容定員の増加を抑制	
分野別の考え方	<p>○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要</p> <p>○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない</p>	○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)			

地方大学・産業創生法による定員抑制と見直しの規定

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置及び特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制を行う。

(1) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、**特定地域内(東京23区内)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)**。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置(新設制度のための経過措置)**

(経過措置) ※法附則抜粋

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第一百八条第四項の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一項において「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制の見直し

法律附則において、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じなければならない旨が2つ規定されている。

- ① **令和6年3月31日：例外としていた専門職大学、専門職短期大学に関する経過措置が切れることに伴い、当該措置を継続させるか、他の大学・短期大学と同様に抑制の対象とするのかなどの検討。**
- ② **令和10年3月31日：特定地域内の大学等の定員抑制に関する規定全体が失効する日であり、同日までに、地方での若者の定着状況等について検証を行った上で、当該措置を継続させるのか等について検討。**

(検討) ※法附則抜粋

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部改正について(概要)

1. 背景・経緯

- 平成30年10月より、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」(地方大学・産業創生法)によって、令和10年3月末までの10年間、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない一部の例外を除いて、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加が抑制されている。

【例外事項の例】

- スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置 ○留学生や社会人の受入れに限定する場合
- 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合 ○法施行時まで収容定員増等について投資・機関決定等を行っていた場合 等

- 法附則第5条第1項に基づき、令和4年9月から有識者会議において法の施行状況が検討された。その結果、法第13条に基づく東京23区内の定員増加抑制については引き続き適切な運用と状況の把握がなされるべきとされた上で、高度なデジタル人材については産業界からのニーズが極めて高く、需給バランスに著しい不均衡が生じていることから、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない合理的な範囲内において、定員増加抑制の例外を設けて人材を育成することは妥当と考えられ、一定の要件を満たすものに限って、限定的に定員増加抑制の例外措置を講ずることを検討すべきとされた。
- この内容を踏まえ、パブリックコメントを経て、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」(平成30年内閣府令・文部科学省令第1号)の一部を改正する。

2. 改正内容

下記の要件を全て満たすものとして、有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合について、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加抑制の例外事項に追加する。

- ① 学位分野が理学関係分野又は工学関係分野の高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科における収容定員増加(学科等の新設を含む。)であること。
※学位分野については理学関係分野、工学関係分野の他、いずれかの学位分野を含む融合分野も可。
- ② 増加させる分の定員は、新学部等の完成年度以降3年を経て次の年度の入学定員を減少させること等により、大学全体の東京23区内の収容定員を増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増加であること。
※完成年度以降3年を経て次の年度を待たずに23区内の定員を減少させることも可。
- ③ 東京23区以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組として、地方企業でのインターンシップ等の地方自治体等と連携した地方における就職促進策を行うとともに、地方大学との連携等により地方におけるデジタル人材育成強化に貢献すること。 ※「地方」は一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)外を指す。

3. 施行期日

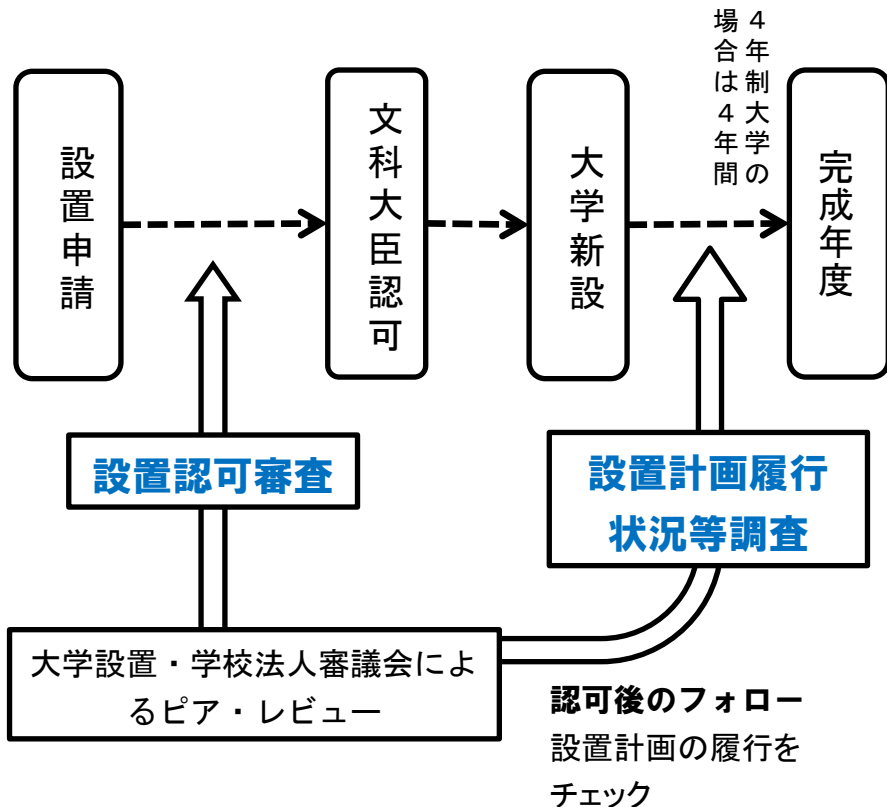
令和5年6月9日

教育の質の保証

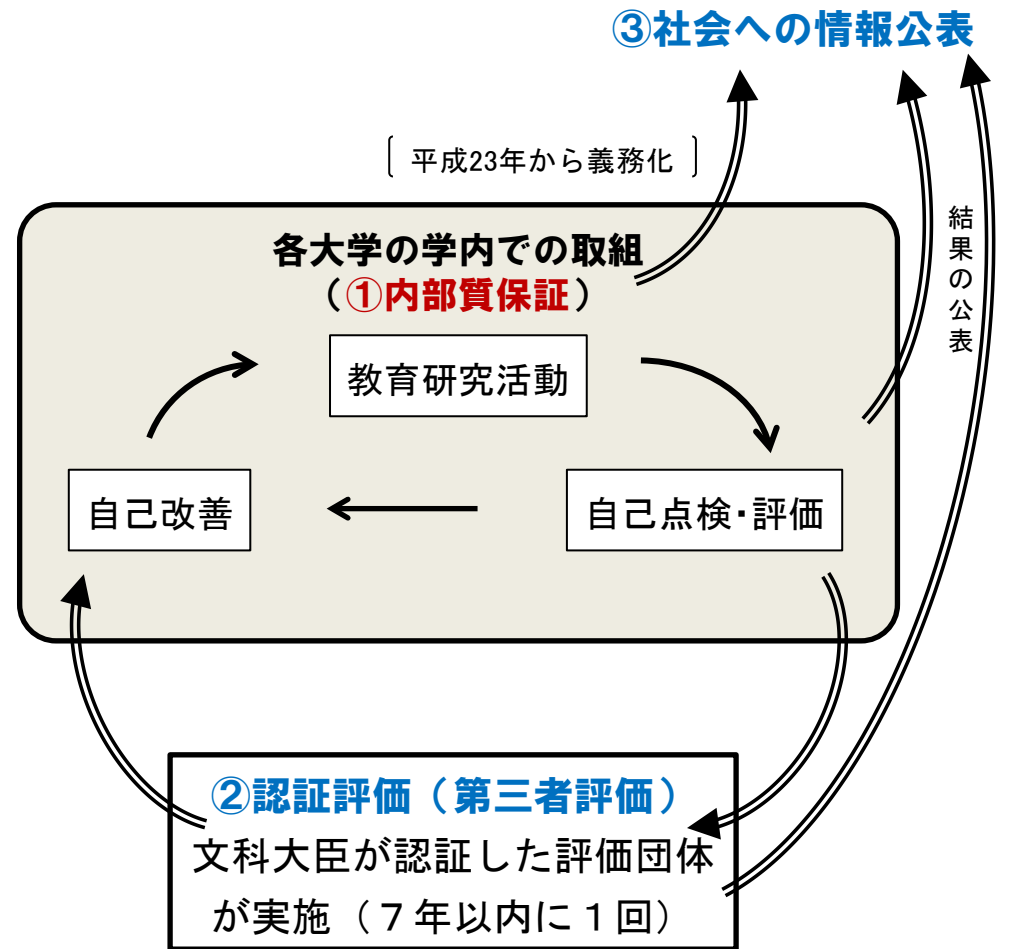
我が国の大学の質保証のイメージ図

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

【設置認可審査等による入口における質保証】 （大学の設置申請から完成年度までの質保証）



【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆第三章 教育研究実施組織等◆

- 教育研究実施組織等
- 授業科目の担当
- 授業を担当しない教員
- 基幹教員数
- 組織的な研修等

◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 昼夜開講制

◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場等・校舎
- 校地・校舎面積基準
- 教育研究上必要な資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

◆第十章 専門職学科に関する特例◆

◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

◆第十二章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

◆第十三章 国際連携学科に関する特例◆

◆第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例◆

◆第十五章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

大学設置基準等改正の主な具体的内容

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。
また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科 等
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科等については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【設置認可の流れ】（標準スケジュール）

- ①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前々年度3月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設5ヶ月）、答申
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の収容定員充足率が一定割合未満及び0.5倍を上回ること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・卒業又は修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教育研究実施組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、学部学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織が編成されていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く）であり、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者であること。

認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、第3サイクル目

評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

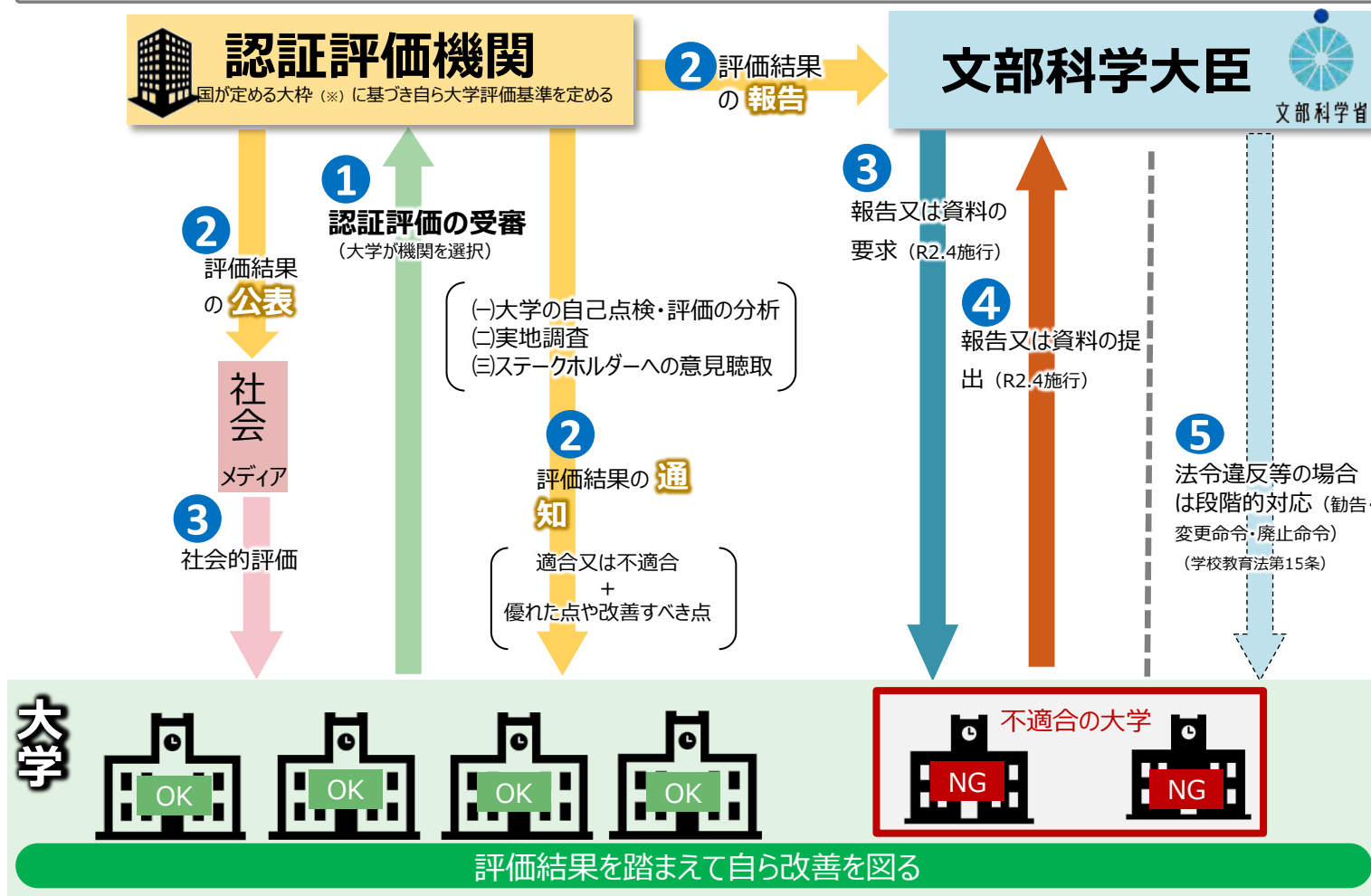
近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務



(※) 大学評価基準の大枠 (細目省令)

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

令和2年1月22日（追補：令和5年2月24日）
中央教育審議会大学分科会

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV 教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

主要国における大学の設置認可及び質保証制度の状況

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国	韓国
大学数	2,679(2019)	295(2020)	422(2020)	71(2020)	1,270(2021)	200(2022)
国立	772	0	10	71	114	43
連邦立			254			
公立	—	—	—	—	744	1
私立	1,907	295	168	—	412	156
学生数(千人)	14,039	2,874	2,944	1,529	19,060	1,938
国公立(%)	9,103(64.8%)	—	2,638(89.6%)	1,529	14,208(74.5%)	442(22.8%)
私立(%)	4,937(35.2%)	2,874(100%)	307(10.4%)	—	4,852(25.5%)	1,496(77.2%)
主たる機関種	私立大学	私立大学	州立総合大学 州立専門大学	国立大学	国公立大学／私立大学	私立大学
大学の設置認可	州が認可	国が認可	州が設置	国が設置	国が設置	国が認可
学部等の 新設・改廃	州政府の認可 (適格認定された大学の場合、 当該適格認定団体への届出をも って認める州もある)	大学が決定	州により、州の同意を必要と している場合や、大学に報 告義務のみ課している場合 あり	大学が決定	国に届出 (設置認可の際認定された 分野の範囲)	国が認可
学生定員	大学の裁量(※)	大学の裁量	各州が定めた基準に基づい て各大学が決定するが、州 の高等教育所管省への報告 義務あり	・学士課程：国が決定 ・修士課程：国との対話の 後大学が決定	国が大学ごとに総定員を 定め、その中で大学が各学 部等の定員を決定し、国に 届出	国公立：国が定める。 私立：校舎、校地、教員。受 益用基本財産により定めら れる学生数の範囲内で大 学が定める。
質保証機関	各適格認定団体	研究評価： リサーチ・イン グランド(RE)	教育評価： 高等教育質保証 機構(QAA)	アクレディテーション委員会の認定 を受けた各種アクレディテーション 団体	研究・高等教育評価高等審 議会(HCERES)	教育部
質保証機関 の性格	民間(大学や専門職団体な どが組織)	準政府機関	非営利法人	欧州品質保証登録簿(EQAR) に登録されている公法上の財 団、非営利社団等	独立行政機関	国
開始時期	20世紀前半	1986年	1992年	2000年	1984年	2004年
義務付け	なし (但し、教育プログラムに関 する適格認定が専門職資格取得 と連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	有
備考	・機関別評価と専門分野別 評価がある ・設置認可の更新制を採っ ている州の中には適格認 定更新時の審査免除要件 としている例あり	・現在の研 究評価である研究評価 枠組み (REF)の開 始は2014年	・QAAは、大学 規制当局である学生局(OfS) と契約を結んで 教育評価を実 施。	・アクレディテーション委員会とは、 各州の行政協定の締結で設 置された各州文部大臣会 議・大学学長会議の附属機 関 ・評価対象は学士・修士の課 程のみ	・大学型教育を提供する私 立高等教育機関は36機関 ある。ただし、私立高等教 育機関は学位授与権を持 たない。また、「大学」の名 称を用いることができない。	・評価は教育活動を対象 ・1994年から本格的に開始 した国・地方による大学評 価が2003年から現在の形 態になった。

※アメリカの私立大学については、設置申請や運営許可更新時に事例毎に適切な教育が提供されるか否かを判断するのが一般的である。州によっては学生1人当たり床面積や教員1人当たり学生数など一定の要件を課しているところもある。州立大学についても州の調整委員会もしくは複数キャンパスを統括する大学理事会が各キャンパスの定員を調整する。

出典：文部科学省調べ。

主要国における大学の教育評価に係る指標と結果の活用状況

国名	アメリカ(テネシー州の例)	英国(イングランドの例)	ドイツ(ベルリン市の例)	韓国
制度	アウトカム・ファンディング	教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)	業績に基づく資金配分	大学基本能力診断評価
概要	州立高等教育機関に対する州交付金について、明確な成果指標と連動させる資金配分モデル。	イングランドの各高等教育機関における教育及び学習の卓越性を「色」による格付け(金、銀、銅)を実施。	高等教育機関の活性化と効率化を図るため、州からの予算配分の一部について、特定の評価指標(教育、研究、同等性・多様性)の業績を反映。	大学の量的規模を縮小し、教育の質を高めるため、2015年から2023年までの大学定員16万人削減を目指して実施。
指標	州の運営交付金を原則全て成果指標と連動	学生局によるTEFの指標の大枠は「学生の経験」及び「学生の成果」	教育、研究、同等性・多様性に係る指標	4年制大学の指標
学生	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 標準学修期間内の学生数 高度な職業資格を有する標準修業期間内にある学生数(多様性) 初等教育段階及び就学前保育・教育段階の教育を専攻する標準学修期間内にある男子学生数(多様性) 	<ul style="list-style-type: none"> 新入生充足率(12点) 在学生充足率(8点)
教育の質	—	<ul style="list-style-type: none"> 学科の教育内容に関する満足度(全国学生調査(以下「NSS」。)) 成績及び評価とそのフィードバックに関する満足度(NSS) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の運営及び改善(20点) 授業管理及び学生評価(9点)
学習環境	<ul style="list-style-type: none"> 研究・サービス(間接経費の配分が行われる活動の支出額) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生支援に関する満足度(NSS) 学生定着率 	<ul style="list-style-type: none"> 専攻当たりの社会人対象学士課程(オンライン学修、遠隔学修、夜間学修のプログラム)の提供件数(多様性) 	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員確保率(15点) 教育費還元率(5点) 学生の学習支援(5点) 進路・心理相談支援(4点) 就職・起業支援(4点)
学修成果	<ul style="list-style-type: none"> 学生の単位修得状況 フルタイム換算学生100人当たり学士号・準学士号取得者数 学士号・準学士号取得者数 修士号・教育専門学位取得者数 博士号・法学学位取得者数 卒業率 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の就職あるいは継続学習率 卒業後の高技能職への就職あるいは継続学習率 	<ul style="list-style-type: none"> 標準学修期間内の修了者数 教員養成課程の修了者、中途入学者の数 総合大学と応用科学大学(=専門大学)との博士号の共同授与件数(研究) 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生就職率(3点) 維持就職率(2点)
運営その他	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の獲得額(研究) 出版物数(研究) 地域連携数(研究) 新任の終身教授職に占める女性割合(多様性) 	<ul style="list-style-type: none"> 特性化計画や中長期計画の発展計画(2点) 自律指標(2点) 法人のアカウントビリティ(4点) 構成員の参画・意思疎通(5点)
評価結果の活用状況	ほとんどの州で、他のファンディングモデルと組み合わせながら、州交付金を明確な成果指標と連動させて配分している。配分比率は交付金の1%未満から100%まで州により様々である。	格付けを通じて、大学進学先の選択等に役立つ情報を提供するとともに、TEFの称号を獲得した機関は最高9250ポンドまで授業料の引き上げが可能。TEF受審で称号が付与されなかった機関は「要改善」に分類され、授業料の引き上げができない。	市から配分される補助金の一部(総合大学で平均66%、専門大学で平均74%、芸術大学で平均50%)に評価結果が反映される。補助金上限は事前に決まっており、全ての指標で目標値を達成すれば、大学は満額で補助金を受け取ることができる。	ペナルティ等が無い「自律改善大学」、財政支援事業への参加に一部制限を受ける「能力強化大学」、財政支援事業に参加できない「財政支援制限大学」の3つに分類され、「能力強化大学」「財政支援制限大学」に定員削減勧告が行われた。

情報公表

情報公表を促す制度・指針等について

項目	大学が公表すべき教育情報 (学校教育法施行規則第172条の2)	高等教育の修学支援新制度 機関要件 (大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条)	大学ポートレート	教学マネジメント指針
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学の教育研究上の目的 ex) 大学の教育研究上の目的、3つのポリシー ▶ 教育研究上の基本組織 ex) 学部、研究科の名称 		—	—
教育情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教員 ex) 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ▶ 学生 ex) 入学者数、収容定員、学生数 ▶ 進学及び就職 ex) 卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況 ▶ 教育課程 ex) 授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価 ▶ キャンパス ex) 校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境 ▶ 費用 ex) 授業料、入学料 ▶ 学生支援 ex) 修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特色 ex) 学部・研究科等の特色、生涯教育(私学版)、社会貢献(私学版) ▶ 入試 ex) 入試情報、転学編入学 ▶ 取得可能な資格 ▶ 課外活動 ex) クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況 など 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例 ex) 学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア ▶ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex) 教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、教学IRの整備状況
財務情報	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務諸表等(国公立版) 	—
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己点検・評価の結果 ▶ 設置者の役員の氏名が記載された名簿 ▶ 【任意項目】 ▶ 事業計画 など 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 評価結果(認証評価及び自己点検評価の結果) ▶ 高等教育の修学支援新制度(国公立版) 	—

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)

□学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学，大学院を含む。）は，次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 （第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関する事。 （第1号関係）

これは，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際，大学であれば学部，学科又は課程等ごとに，大学院であれば研究科又は専攻ごとに，短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに，それぞれ定めた目的を公表することや，平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関する事。 （第2号関係）

その際，大学であれば学部，学科又は課程等の，大学院であれば研究科又は専攻等の，短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。 （第3号関係）

その際，教員組織に関する情報については，組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし，効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については，学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また，法令上必要な専任教員数を確保していることや，男女別，職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については，研究業績等にとどまらず，各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより，教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など，当該教員の専門性と提供できる教育内容に関するを確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。 （第4号関係）

その際，これらの情報は，学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については，働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を，各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には，大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ，編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。 （第5号関係）

これらは，大学設置基準第25条の2第1項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については，シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

(3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)

(4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

教学マネジメント指針

「V 情報公表」関係

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を「規則」、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を「基準」とそれぞれ略記する。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学 の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・入学年度別・年度毎の平均履修単位数（※） ・入学年度別・年度毎の平均修得単位数（※） （※）必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。（学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第32条 	<ul style="list-style-type: none"> ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
	学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与履歴を収集
	学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けられているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする ・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの</p> <p>進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）</p>	<p>・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする</p>	<p>・学位プログラム毎の以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合 ・学生の主な就職先 ・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合 ・学生の主な進学先 <p>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先 (卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」</p>	<p>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</p> <p>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</p>
<p>修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率</p>	<p>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</p> <p>・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせることで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</p>	<p>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合 (公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「学校基本調査」</p>	<p>・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</p>
<p>学修時間</p>	<p>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</p>	<p>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況 (各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：基準第21条</p>	<p>・学生へのアンケート調査を通じた収集 (※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修時間の集計単位：1時間単位での把握 ・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間 <p>(※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</p> <p>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</p>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
卒業論文・卒業研究の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生のような活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合 ・ 卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ ・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む） ・ 卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内調査による代表的なテーマの収集 ・ 卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理 ・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集
アセスメントテストの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができるかについて、全体的な状況を明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等） ・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定 ・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集
語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができるかについて、全体的な状況を明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等） ・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定 ・ 大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p>	<p>資格取得や受賞、表彰歴等の状況</p> <p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする ・ 当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする ・ 当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・ 同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・ 同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定 ・ 上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定 ・ 上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集
	<p>卒業生に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集
	<p>卒業生からの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価 ・ 進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする ・入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項 ・合否判定の方法や基準 ・試験問題及びその解答 ・入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試情報の収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学全体としての教員と在籍する学生の人数比 ・学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 関連する調査等：「学校基本調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）
	<ul style="list-style-type: none"> ・入学・卒業時期の選択肢や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学事暦に関する学内規定の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・履修単位の登録上限制度の有無 ・制度の具体的な内容（上限単位数など） ・例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など）（各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第27条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内規定の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの） ・個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい）（カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内におけるシラバス作成に関する方針の確認 ・電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	早期卒業や大学院への飛び入学の状況	<ul style="list-style-type: none"> 意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択肢が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択肢の活用状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件 学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合 	<ul style="list-style-type: none"> 早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認 教務履歴の収集
	FD・SDの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適なFD・SDを実施していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像 大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など） 他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など） FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど） <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> FD・SDの内容の収集
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される	GPAの活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 学位プログラム毎に、所属する学生それぞれのGPAの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする GPAを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など） 学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい） GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> 学生に対する個別の学修指導 奨学金や授業料免除対象者の選定 履修上限単位制限の解除 進級・卒業判定、退学勧告 大学院入試の選抜 早期卒業や大学院への早期入学 <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> GPAの算定方法に関する学内規定の確認 教務履歴などより収集
	カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※）カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益） <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 大学が、ナンバリングの実施を通じて、学位プログラムを構成する個々の授業科目の教育課程上の水準や学位プログラム全体の体系性が整理された適切なカリキュラムを編成するための取組を行わっていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの） 学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのナンバリングに関する方針の確認 ナンバリング済みの授業科目一覧の収集
	教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> 大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての教員の業績評価に関する方針など 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての教員の業績評価に関する方針の確認
	教学IRの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学として実施している教学IRの主な内容（分析事例の紹介や、教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介など） 教学IRを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど） 教学IRに関する学内規則 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」 	<ul style="list-style-type: none"> 教学IRの主な内容の収集

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(1) 各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事実への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p>基準2 内部質保証 【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	○ 学校教育法施行規則 第172条の2
大学改革支援・学位授与機構	<p>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校法 第63条の2 ● 教育職員免許法施行規則 第22条の6
日本高等教育評価機構	<p>基準5. 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 基準項目5-1(経営の規律と誠実性) ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人通則法 第38条第3項(準用) ● 地方独立行政法人法 第34条第3項
大学・短期大学基準協会	<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス > テーマC ガバナンス 3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校法 第47条第2項
大学教育質保証・評価センター	<p>基準1 基盤評価：法令適合性の保証 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。 ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

全国学生調査について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識**等について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和元, 3, 4 年度と3回の試行実施を行っており、**今後、調査方法・質問項目等の調査設計を固め、令和7年度以降に本格実施。**

背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

令和4年度（第3回試行実施）概要

【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学532校、短期大学148校

【調査方法】

- インターネット（WEB）調査

【調査時期】

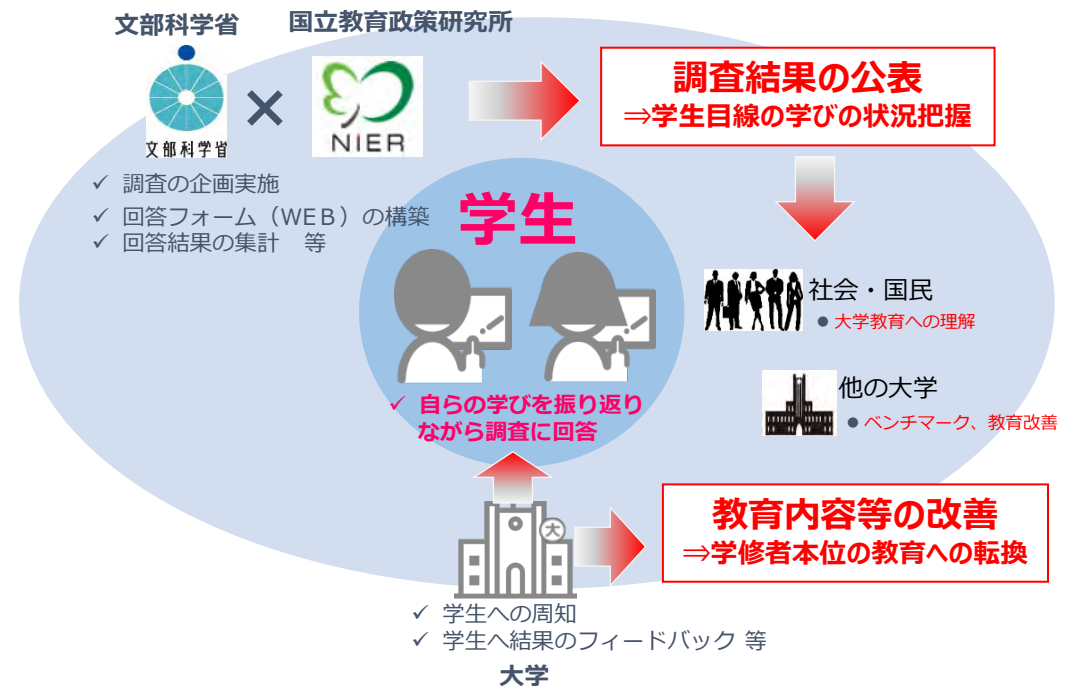
- 令和4年11月28日～令和5年1月20日
(令和5年7月12日公表)

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- コロナ禍を受けた授業の実態 等
(選択式45問・記述式1問)

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や調査実施上の課題点等を公表
(個別大学の結果については公表しない)
- 参加大学には自大学の調査結果をフィードバック



大学ポートレートについて

平成27年3月より、(独)大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。(https://portraits.niad.ac.jp/)

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

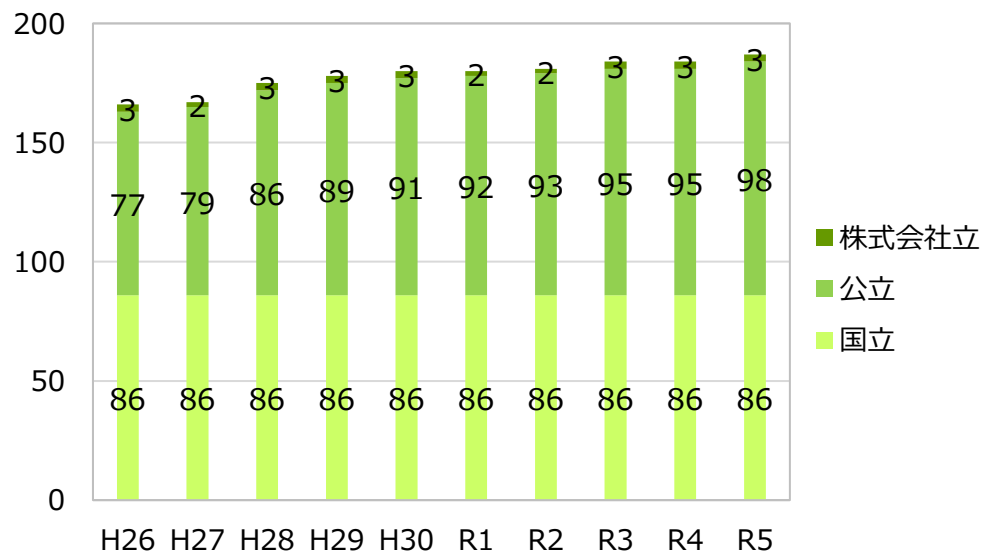
大学ポर्टレートの概況 — 参加状況

令和5年度参加状況（令和5年11月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全100校	全15校	全621校	全278校	全4校	全1,104校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	86校 (86.0%)	12校 (80.0%)	593校 (95.5%)	271校 (97.5%)	3校 (75.0%)	1,051校 (95.2%)
参加 (国際発信)	82校 (95.3%)	46校 (46.0%)	2校 (13.3%)			2校 (50.0%)	132校 (64.4%)

※大学ポर्टレート国際発信版については国公立短期大学・短期大学にのみ照会を行っている。

国公立版参加機関数の推移

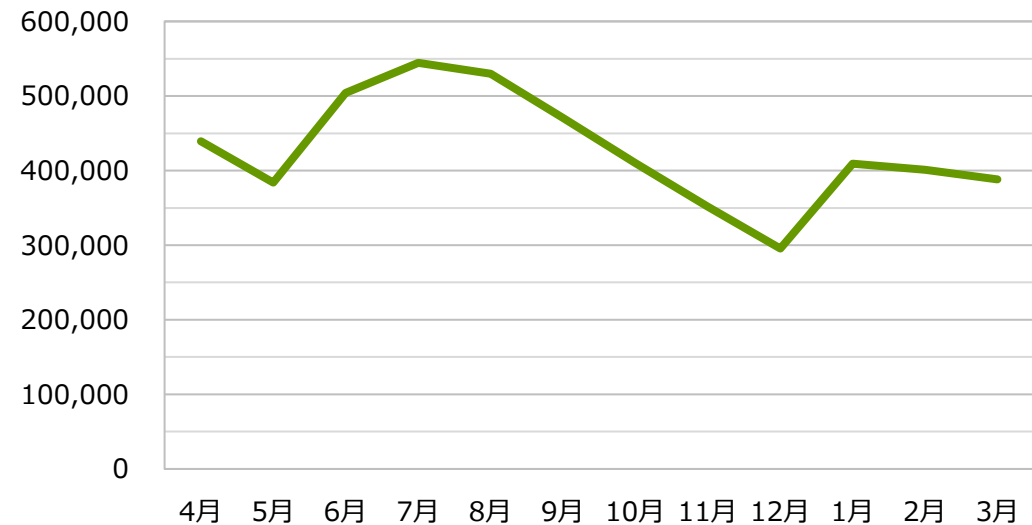


大学ポートレートの概況 — 公表画面アクセス数

※国際発信版のアクセス数は含まず

ページビュー合計（私学版を含む・月別）

年度	月	ページビュー合計
令和 4年度	4月	439,395
	5月	384,135
	6月	504,199
	7月	544,671
	8月	530,139
	9月	470,738
	10月	410,333
	11月	351,766
	12月	295,384
	1月	409,157
	2月	401,228
	3月	388,025



令和4年度の月平均アクセス数：427,431

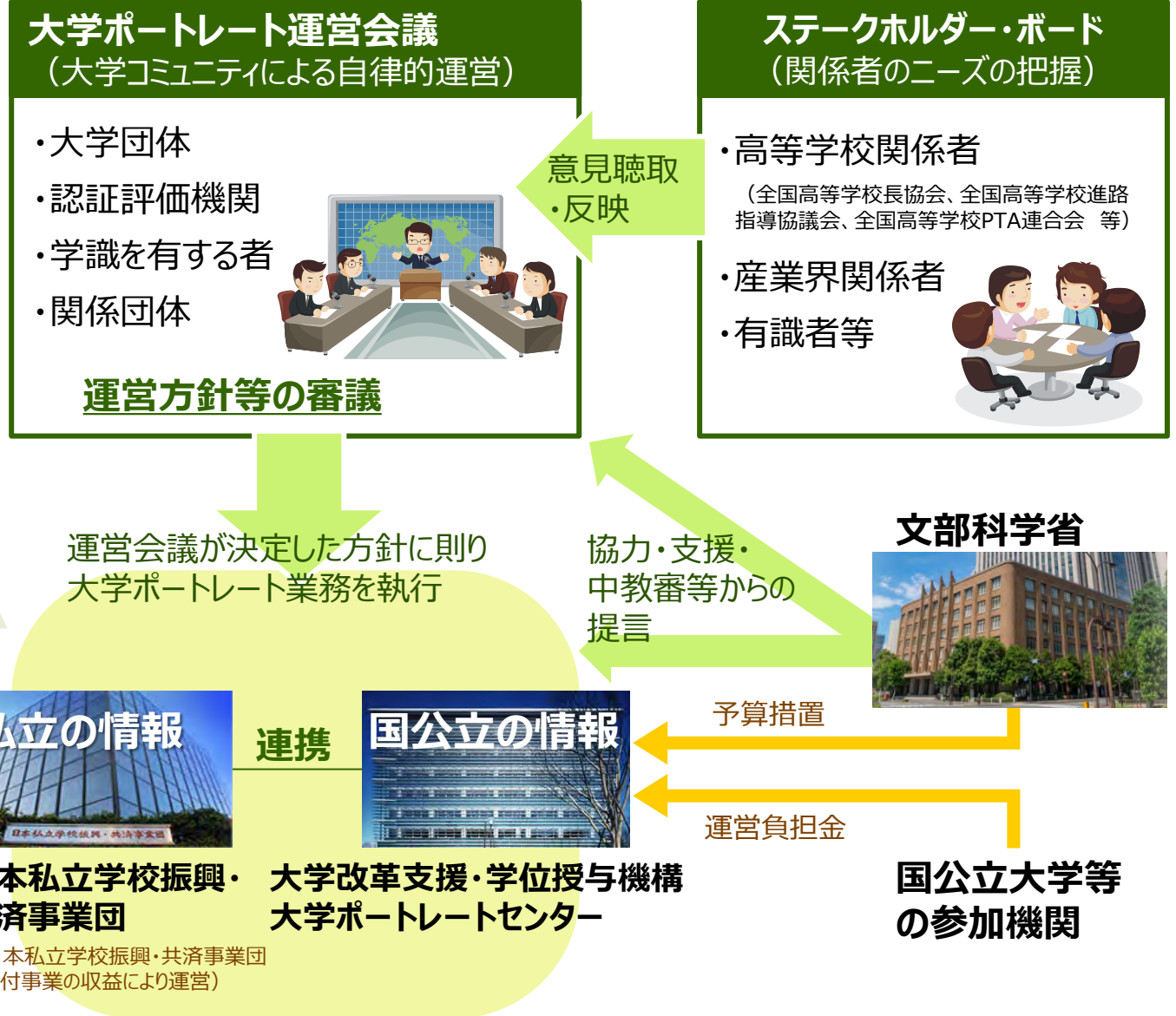
(参考) 令和3年度の月平均アクセス数：502,307

大学ポートレートの概況 — 運営体制

○ 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「**大学ポートレート運営会議**」が決定。

○ 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「**大学ポートレートセンター**」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して運営。

○ 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては**大学改革支援・学位授与機構**が、私立大学の情報の取扱いについては**日本私立学校振興・共済事業団**が担当。



取組状況 — 公表画面①

トップページ・国公立共通検索画面

大学別公表画面（国公立版、私学版）

※私学版ウェブサイトは日本私立学校振興・共済事業団が運営

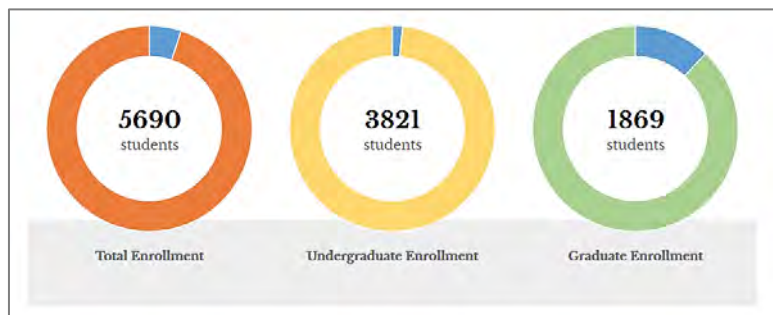
<https://portraits.niad.ac.jp/>

取組状況 — 公表画面②

【国際発信版】 トップページ・検索画面（英語版、中国語版）

The English version of the JPCUP homepage features a search bar at the top with a magnifying glass icon. Below the search bar, the text "Find Your University" is prominently displayed. The interface includes several filter sections: "MAJOR" with a dropdown menu, "DEGREES" with checkboxes for Associate's, Bachelor's, Master's, Doctoral, Professional Degree, and Juris Doctor, and "LOCATION" with a dropdown. The "INSTITUTE TYPE" section includes a dropdown and checkboxes for "Degree Programs Offered in English" and "Japanese Language Course at an Affiliated School (Separate Admission Process for The University)".

The Chinese version of the JPCUP homepage features a search bar at the top with a magnifying glass icon. Below the search bar, the text "适合您的大学" (University suitable for you) is prominently displayed. The interface includes several filter sections: "学科领域" (Academic Field) with a dropdown menu, "学位种类" (Degree Type) with checkboxes for 短期大学士 (Associate's), 学士 (Bachelor's), 硕士 (Master's), 博士 (Doctoral), 专业学位硕士 (Professional Master's), and 专业学位法务博士 (Professional Master's in Law), and "学校类别" (School Type) with a dropdown. There is also a section for "可用英语取得学位的项目 / 日语学习项目" (Degree programs available in English / Japanese learning programs) with checkboxes for "可用英语取得学位的项目" (Degree programs available in English), "入学前的日语学习项目" (Japanese learning program before admission), and "日语学习项目" (Japanese learning program).



The profile page for Muroran Institute of Technology (室兰工业大学) includes the following information: "大学、短期大学" (University, Junior College) and "男女同校" (Co-ed); "独立年份" (Year of Independence) 1949; "校史" (History) and "教育研究目的以及建校精神" (Educational and research purposes and school spirit); "大学官网" (University website) and "大学特色" (University features). The "大学特色" section states: "Muroran Institute of Technology is one of the five National Institutes of Technology in Japan, which is composed of a graduate school (two-year course for Master's degree, having three Divisions and three-year course for Doctor's degree, having one Divisions) and an undergraduate faculty (four-year course for Bachelor's degree, having two Departments). The goal of our teaching is to develop high-level engineering and technological abilities with wider view of the..."

<https://jpcup.niad.ac.jp/>

取組状況 — 公表項目①

【国内版】 国公立版 (令和5年度)

○国公立共通に公開する教育情報：「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

大学の基本情報	
大学の基本情報	大学名
	本部所在地
	設立年（設置認可年、西暦）
	大学の連絡先（代表番号、メールアドレスなど）
	大学の種類
	総学生数（学部）
	総学生数（大学院）
大学の教育研究上の目的や建学の精神	大学の教育研究上の目的や建学の精神
	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部・研究科の名称 その他の学内組織の名称 ※
	教育研究上の基本組織に関する説明
キャンパス情報	所在地
	アクセス
	外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度の対象校か 確認年月
評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）	評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	留学生支援（日本人学生への支援）
	障害者支援 就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

学部・研究科の情報	
教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
学部・研究科等の特色等	学部・研究科等の特色等
教育課程	学科・専攻等の名称
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	教育課程の特色（履修モデル、カリキュラムマップ等）
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	学修の成果に係る評価の基準 卒業・修了認定の基準 転学部等の可否、費用負担 専攻分野
資格	取得可能な資格
入試	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	入学者数
	実施している入試方法
	障害のある入学志願者に対する合理的配慮
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※
	入学者の構成（入試方法別） ※

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数 教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※
	教員の構成（年齢別） ※
学生	収容定員
	学生数 編入学定員・編入学者数
	学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※
	その他の学生数 ※
キャンパス	キャンパス情報
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
	学生寮
費用及び経済的支援	授業料
	入学料
	その他の徴収費用（宿舍費用、教材購入費、施設利用料など）
	高等教育の修学支援新制度
	学納金の延納・分納の可否
	休学及び復学に係る費用
	奨学金 授業料減免
進路	卒業者数・修了者数
	進学者数、就職者数
	卒業・修了者の構成（職業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	卒業・修了後の進路

注1) 項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2) ※印は公表が任意とされている項目です。

注3) 国公立版と私学版が共通して公表している箇所の色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科）」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。

取組状況 — 公表項目②

【国内版】 私学版

(令和5年度)

※私学版ウェブサイトは日本私立
学校振興・共済事業団が運営

「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色 本学の目的 (*1)
本学での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路
	進路データ集 (*2)
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員・留学生データ集 (*3)
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動
	学生情報
教員情報	教員組織
	教員データ集 (*5)
基本情報	概要
	学長
	設置学部等名一覧
	学校トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	自己点検
	認証評価
	法人情報

「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的 (*1を含む)
学部等での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路
	卒業生の声
	進路データ集 (*2)
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員・留学生データ集 (*3)
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学費・経済的支援	学費
入試・学生情報	経済的支援
教員情報	入試情報
	転学・編入学
	学生データ集 (*4を含む)
基本情報	教員組織
	教員データ集 (*5) (※研究科を除く)
	概要
	設置学科 (専攻) 一覧 (※短期大学を除く)
	学部等トピックス
	キャンパス一覧
特色ある施設	
	施設トピックス

注1) 項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2) *印の内容は以下の通りです。

*1: 3つの方針 (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)

*2: 卒業者数、就業者分類

*3: 外国人教員、外国人留学生、外国人留学生 (通信教育部)

*4: 入学者数、収容定員数、在籍者数、在籍者数 (通信教育部)

*5: 教員数、外国人教員

注3) 国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学 (学校)」「学部・研究科 (学部 (研究科・短期大学学科))」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。

取組状況 — 公表項目③

【国際発信版】（令和5年度）

大学ポर्टレートによる国際発信では、

- 国公立等の各大学における主体的な情報発信を前提 としつつ
- 各大学の教育に関する基本的な情報を共通に提供 するために
- 定型的な枠組みにより閲覧者が求める情報に到達可能 となるように
- 我が国の大学への留学希望の学生向けに有用な項目を掲載する。

General Information (大学の基本情報)

Overview	種別(国公立)	Campus Location	キャンパスの名称	
	大学のシンボルマーク		キャンパスの所在地	
	資料請求		大学周辺地図	
	大学・短期大学の別		キャンパスの地域分類	
	男女共学・別学		アクセスマップ	
	設立年		施設・設備・学生の教育環境	
	沿革		学習支援	
	教育研究上の目的や建学の精神等		Academic Support	日本文化を学ぶ機会
	大学のウェブサイト		Dormitories/School-supported Housing	外国人留学生在入居可能な学生寮・借り上げ宿舎等の有無、名称、寮費、入居条件
	特色			(Accommodation Support)
Schools	大学の問合せ先	留学期間	研究者寮の有無	
International Networks	留学関係部署の問合せ先	Employment Opportunities on Campus	学生生活(アルバイト等)	
	国際的な大学間ネットワークへの参加状況	Health Care	外国人留学生向けの心身の健康に係る支援	
	海外大学との大学間協定の締結校リスト		学生生活に係る施設	
	学生交流、研究協力・連携に係る海外大学との大学間協定締結校数		障がい者支援	
連携・協定担当部署	Safety		危機管理情報	
Data Collection	大学の総収入	Libraries	図書館の名称	
	大学の外部資金総額(寄附金、受託研究等)	Centers and Institutes	その他の学内組織	
	大学の競争的外部資金総額	Safety	論文・論文被引用数	
	総教員数		Institutes	学内学術誌・ジャーナル
Third-party Quality Assurance	大学において受けた評価名、評価機関、評価年			
	学部・研究科等において受けた評価名、評価機関、プログラム名、学位レベル名、評価年			

Academics (学部・研究科の情報)

Overview	学部・研究科等の名称	Students	総学生数、総外国人留学生数	Entrance Exam for International Students	入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)	
	学科・専攻等の名称		国別外国人留学生受入数		外国人留学生向けの入試の有無、名称	
	大学院の課程		入学者数、外国人留学生入学者数、非学位学生数		海外における入学等説明会や現地での面談等に係る情報	
	修業年限		卒業生数・修了者数		障がい者の留学生向け入試特別措置	
	学位の種類、学位の種類		外国人留学生の学位取得数		転学部受入の可否	
	学事暦・学期制		卒業率		編入学の可否	
	入学月		外国人留学生の学位(博士)取得率		外国人留学生を対象とした入試の出願要件、特徴、出願時期	
	学期開始時期		Faculty		教員一覧	外国人留学生に関わらず、大学として実施している入試方法
	カリキュラム、シラバス、授業科目				教員数	外国人留学生に要する総費用
	Program Profile		英語のみによる学位取得可能なプログラムの有無、詳細		Post-graduate Pathways	教員あたりの学生数
教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)		教員の構成	入学科			
担当部署の問合せ先		進学者数	その他の学校納付金	Special Payment Arrangements (Scholarships/Loans)	その他の主な経費	
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)		就職者数	休学中の納付金		学校納付金の延納の可否	
学部・研究科等のウェブサイト		外国人留学生の主な就職先	日本で就職した外国人留学生の数	学校納付金の分納の可否	授業料の減免	
学部等概要、入学願書、諸冊子・案内		インターンシップの機会や海外研修等の提供状況	学位取得後の進路・就職等の特色	留学生の声や体験談	学生(留学生含む)に受給資格のある奨学金(給付型)	
学部・研究科等の概要・特色等		就職・進路選択支援	インターンシップの機会や海外研修等の提供状況	留学生の卒業生ネットワークや同窓会等	留学生のみに受給資格のある奨学金(給付型)	
夜間学部・昼夜間講制		留学生の卒業生ネットワークや同窓会等	就職・進路選択支援	キャンパスの名称	学生に受給資格のある大学独自の奨学金(貸与型)	
通信制		卒業・修了認定の基準	留学生の卒業生ネットワークや同窓会等	キャンパスの所在地	奨学金全般に関する情報	
卒業・修了認定の基準		日本語学習プログラムの設置の有無、詳細	卒業・修了認定の基準	大学周辺地図		
日本語学習プログラムの設置の有無、詳細	留学プログラムと留学期間	卒業・修了認定の基準	アクセスマップ			
教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)	ダブルディグリー、ジョイントディグリープログラム	卒業・修了認定の基準	キャンパスの地域分類			
入学前の日本語学習プログラムの設置の有無、詳細	研究留学生の受入れ	取得可能な資格	施設・設備・学生の教育環境			
留学プログラムと留学期間	取得可能な資格		Third-party Quality Assurance			
ダブルディグリー、ジョイントディグリープログラム			学部・研究科等において受けた評価名、評価機関、プログラム名、学位レベル名、評価年			

海外の情報公開サイトの状況①（米国）

（1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System（IPEDS））が全米教育統計センターによって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ奨学金プログラムへの申請できない）。

IPEDSからは複数の関連サイトにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）

大学名、州、学位課程などから検索

14の共通項目（一般情報、学費・生活費等、奨学金、在学者の構成、入学状況、中退率・卒業率、分野別学位取得状況、分野別課程別在学者数、適格認定、キャンパスの安全、連邦貸与奨学金の返還不履行率など）に関する情報

FACULTY AND GRADUATE ASSISTANTS BY PRIMARY FUNCTION, FALL 2022		
	FULL TIME	PART TIME
Total faculty	5,698	1,126
Instructional	4,302	1,024
Research and public service	1,396	102
Total graduate assistants	-	4,625
Instructional	-	2,761
Research	-	1,764

College Scorecardのページ（例）

卒業率

年間平均学費

卒業後の平均給与

学費

卒業率等

卒業後の給与

大学における多様性

入学テストの成績・入学率

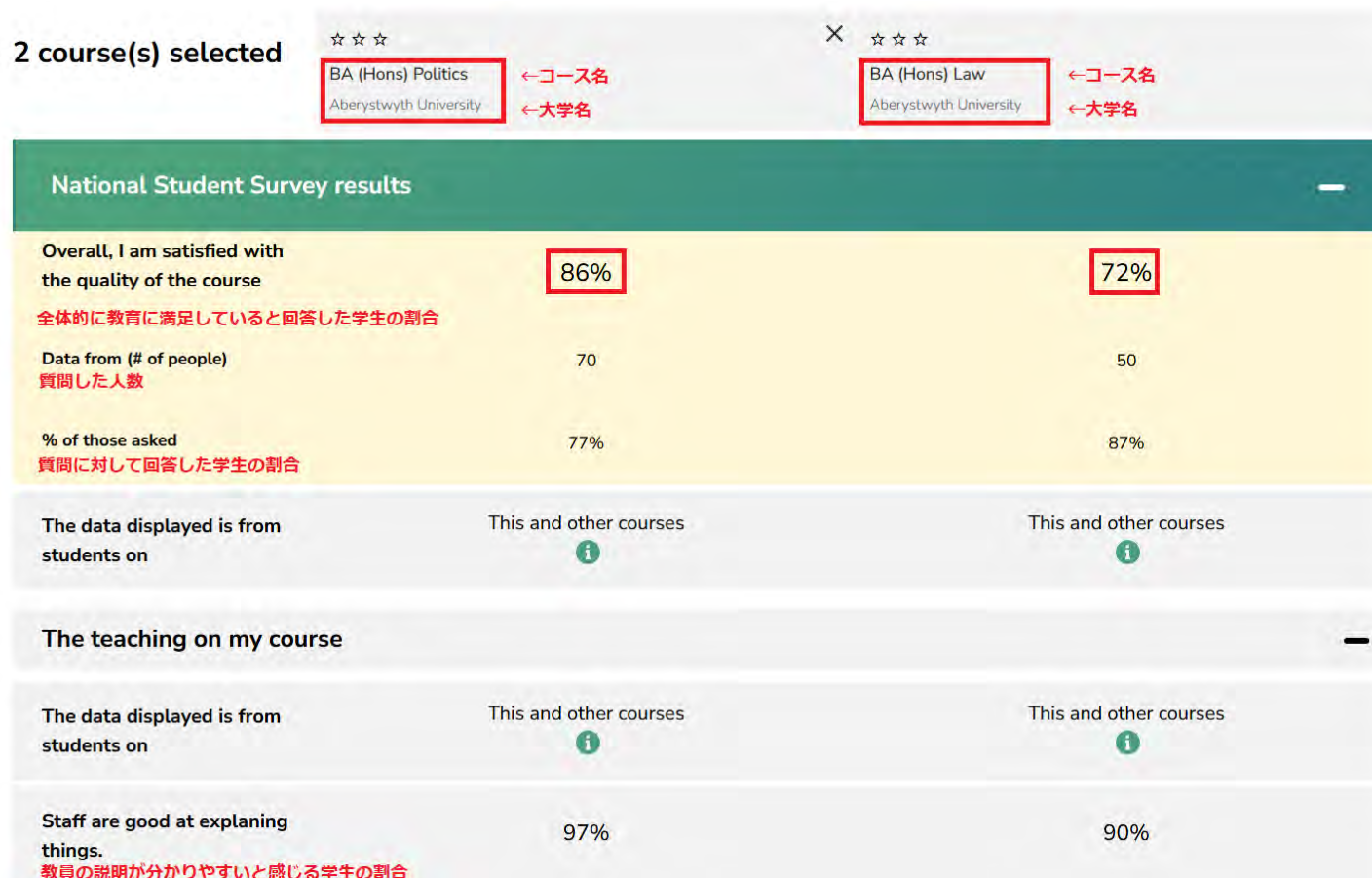
（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』，文部科学省，p43

海外の情報公開サイトの状況②（英国）

（2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担う4地域の政府機関が学士課程の情報を一元的に提供する” Discover Uni”（<https://discoveruni.gov.uk/>）を構築・運営しており（※1）、イングランドは学生局（OfS : Office for Students）が所管している。データは最終学年の在学学生を対象にした全国学生調査（NSS : National Student Survey）、卒業15ヶ月を経過した元学部生への卒業調査（GO : Graduate Outcomes）、卒業3年及び5年の縦断教育成果（LEO : Longitudinal Education）のデータ（※2）等を基にしている。教育コースごとに、学生満足度、就職と収入、認証評価の状況、学業の継続状況等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。また英国の大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS : Universities and Colleges Admission Service）も別途、提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの基本情報や入学条件等を提供している。

Discover Uni の
ページ（例）



（※1） 2019年9月よりUnistatsがDiscover Uniへ変更となった。

（※2） NSSは市場調査会社、GOは英国高等教育統計機構（HESA : Higher Education Statistics Agency）による収集データ、LEOは教育省が保有する政府の納税記録に基づく収集データによるものである。LEOについては北部アイルランドの大学のコースは含まない。

海外の情報公開サイトの状況③（フランス）

(3) フランスの状況

フランスでは、高等教育1年目に進学する際の出願手続を実施するためのプラットフォーム“Parcoursup”を高等教育・研究省が構築・運営している（<https://www.parcoursup.gouv.fr/>）（※）。Parcoursupでは、同プラットフォームを通して一連の出願プロセスを実施する国立及び私立の高等教育機関（約2万3,000の課程）の情報が提供されている。課程、分野、所在等により各機関で提供される課程を検索することができ、課程ごとに課程の概要、定員、学籍登録料、奨学金、進路等に関する情報を確認することができる。2023年12月より比較機能が追加され、最大5つの課程を選択し、入学状況、学籍登録料、奨学金等の情報を比較することが可能。

※修士課程への出願については同様のプラットフォームMon Masterがある。

Parcoursupのページ（例：検索機能）

Parcoursupのページ（例：比較機能）

大学、課程名	Université Paris Nanterre (92) Licence - Economie et gestion	Université Sorbonne Paris Nord (Villetaneuse - 93) Licence - Economie et gestion - Parcours Langues renforcées, anglais et coréen	Institut Catholique de Paris (ICP)- Campus de Paris (Paris 6e Arrondissement - 75) Licence - Droit	Université Paris 1 Panthéon Sorbonne (Paris 5e Arrondissement - 75) Licence - Economie
ディプロムの認証	Label	Label	Label	Label
国/私	Public	Public	Privé enseignement supérieur	Public
見習い訓練	Non	Non	Non	Non
入学状況	Taux d'accès : 50%	Taux d'accès : 20%	Taux d'accès : 42%	Taux d'accès : 55%
学籍登録料	Frais non boursier : 170 euros. Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.	Frais non boursier : 170 euros. Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.	Frais non boursier : de 3 850 à 9 550 euros (Montant pour 2023/2024). Frais boursier : de 3 850 à 9 550 euros : les boursiers...	Frais non boursier : 170 euros. Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.
奨学金	Accès aux bourses : Oui	Accès aux bourses : Oui	Accès aux bourses : Oui	Accès aux bourses : Oui

Parcoursupのページ（例：課程ごとの情報）

出典：Parcoursupのサイトを基に文部科学省作成。

海外の情報公開サイトの状況④（韓国）

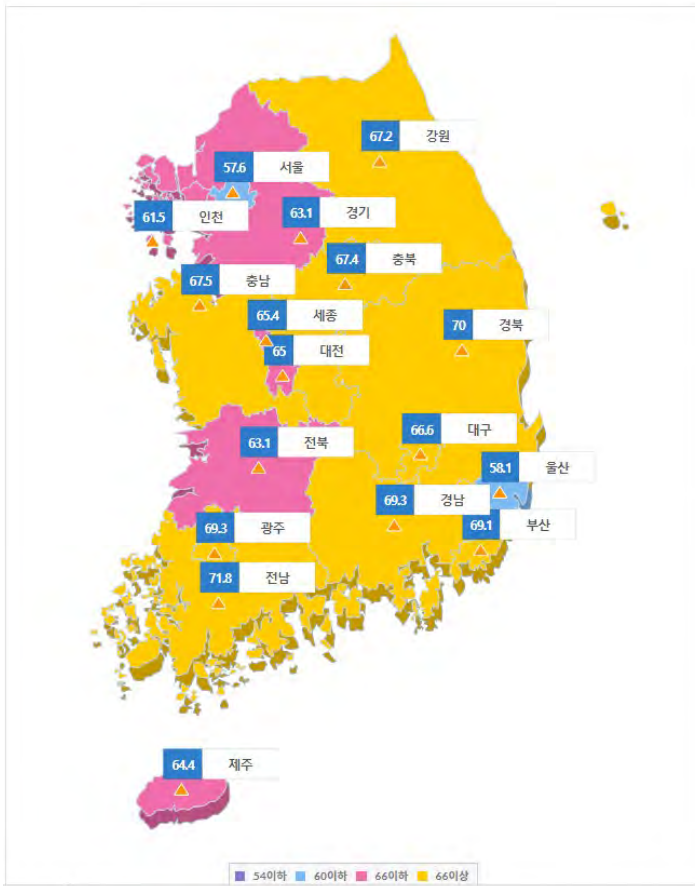
（4）韓国の状況

韓国では、2007年5月に「教育関連機関の情報公開に関する特例法」が制定され、学校情報の公開に関する法的整備が完了したことにより、質保証の一環としての大学情報公開体制が構築された。これにより、幼稚園から大学に至るまで、全ての学校は主要情報を公開することが義務付けられ、自己評価の結果の一部もここに掲載されている。大学情報ポータル（<https://www.academyinfo.go.kr/index.do>）。

2023年現在、データは14分野65項目104細部項目が公開されており、学校、学部、学科単位での比較が可能。大学等の機関は各項目について定められた公示時期にデータを提出するほか、学則などの改正時には随時公開することとされている。提供言語は韓国語、英語、中国語。

なお、これらの公開された情報は、競争的資金の申請や大学評価の際の指標の一部として積極的に活用されている。

大学情報ポータルのページ（例：比較機能）



大学毎の情報ページ（例：ソウル大学）

상세검색

年度
2023

設置者
대학

학교유형
기관

所在地

주요項目

서울대학교

주소: 서울특별시 관악구 관악로 1 (신림동, 서울대학교) (우: 08826)
대표전화: 02-880-5114 | 대표팩스: 02-885-5272
유형: 대학교 | 설립: 국립대법인 | 학교설립일: 1946.08.22

서울대학교는 2023 QS 세계대학평가에서 29위를 기록하며, 한국의 고등교육을 견인하는 세계적인 대학으로서의 발전 가능성을 보여주었습니다. 서울대학교는 법인화를 계기로 세계를 선도하는 창의적 지식공동체로 나아가는 서울대학교가 되기 위해 새로운 비전을 정립하고, 교육과 연구 역량을 세계적인 수준으로 높여나갈 수 있는 발전의 기틀을 마련하였습니다. 새로운 시대정신을 뒷받침할 학문적 가치 창조와 중심축으로 서고등교육과 국가 발전에 기여하기 위하여 더욱 노력하고 있습니다.

보다 정확한 정보공시를 위하여, 일부 대학의 데이터 값이 수정될 수 있으니 이점 양해하여 주십시오.

서울대학교	서울대학교 경영전문대학원	서울대학교 공학전문대학원
서울대학교 국제융합기술대학원	서울대학교 국제대학원	서울대학교 대학원
서울대학교 데이터사이언스대학원	서울대학교 법학전문대학원	서울대학교 보건대학원
서울대학교 융합과학기술대학원	서울대학교 의대학원(배교)	서울대학교 치의학대학원
서울대학교 행정대학원	서울대학교 환경대학원	

우리대학경쟁력 공시정보 학과정보

데이터탭: **대학競争力** **학생** **教員研究** **財政** **教育環境**

在学生充足率

재학생 충원율 (정원내 재학생수/학생정원·학생모집정지인원×100%)

전체 재학생수	16,662 명
정원내 재학생수	14,987 명
학생정원	13,222 명
학생모집정지인원	0 명
충원율 (정원내)	113.3 %

就職率

취업률 (취업자수/(졸업자수-제외자수)×100%)

졸업자수	0 명
취업자수	0 명
제외자수	0 명
취업률	0.0 %

新入生充足率

신입생 충원율 (정원내 입학자수/정원내 모집인원×100%)

전체 입학자수	3,480 명
정원내 입학자수	3,236 명
정원내 모집인원	3,237 명
충원율 (정원내)	100.0 %

① 자료기준일: 2023. 4. 1 ② 자료기준일: 2022. 12. 31 ③ 자료기준일: 2023년 3월 학사 신입생

出典：大学情報ポータルサイトを基に文部科学省作成。

79

海外の情報公開の状況⑤（中国）

（5）中国の状況

教育部傘下の学生サービス・資質発展センターが運営する「[中国高等教育学生情報ネット](#)」があり、その中に高等教育入学志願者向けの情報サイトとして「[陽光高考情報プラットフォーム](#)」がある。同プラットフォームでは、機関の紹介、学部等の設置、専門分野の紹介、教員の質、学生募集及び選抜の規則、奨学金、宿舎・食堂、過去の合格ライン、学校のインフラ設備、学生の学校満足度等の情報を提供している。

陽光高考情報プラットフォームの北京大学のページ

北京大学 25180人关注

教育行政主管部门: 教育部 院校特性: “双一流”建设高校 研究生院

所在地: 北京 详细地址: 北京市海淀区颐和园路5号

官方网址: <https://www.pku.edu.cn> 招生网址: <https://www.gotopku.cn/>

官方电话: 010-62751407

在线咨询 招生章程

学校首页 学校简介 院系设置 专业介绍 招生简章 录取规则 奖学金设置 食宿条件 往年录取信息 更多信息

トップページ 学校紹介 学部等の設置 専攻分野 学生募集規則 選抜規則 奨学金 宿舎・食堂 過去の合格ライン その他

微信 名称: 北京大学招生办 微信号: gotopku1898

微博 名称: 北京大学招生办 网址: <https://weibo.com/u...>

百家号 名称: - ID: -

视频号 无: 无

院校满意度

満足度	投票数
総合満足度	4.7 (1708人投票)
環境満足度	4.6 (1827人投票)
生活満足度	4.3 (1681人投票)

学校満足度

考生咨询

甘肃文科666有希望报考贵校吗?

甘肃文科666有希望报考贵校吗?

ch***btuyvcft2o4v6wlb (甘肃) 2023-06-28 16:13

您好! 请跟我校甘肃招生组联系咨询, 其联系方式请登录北大招生网查询: www.gotopku.cn.

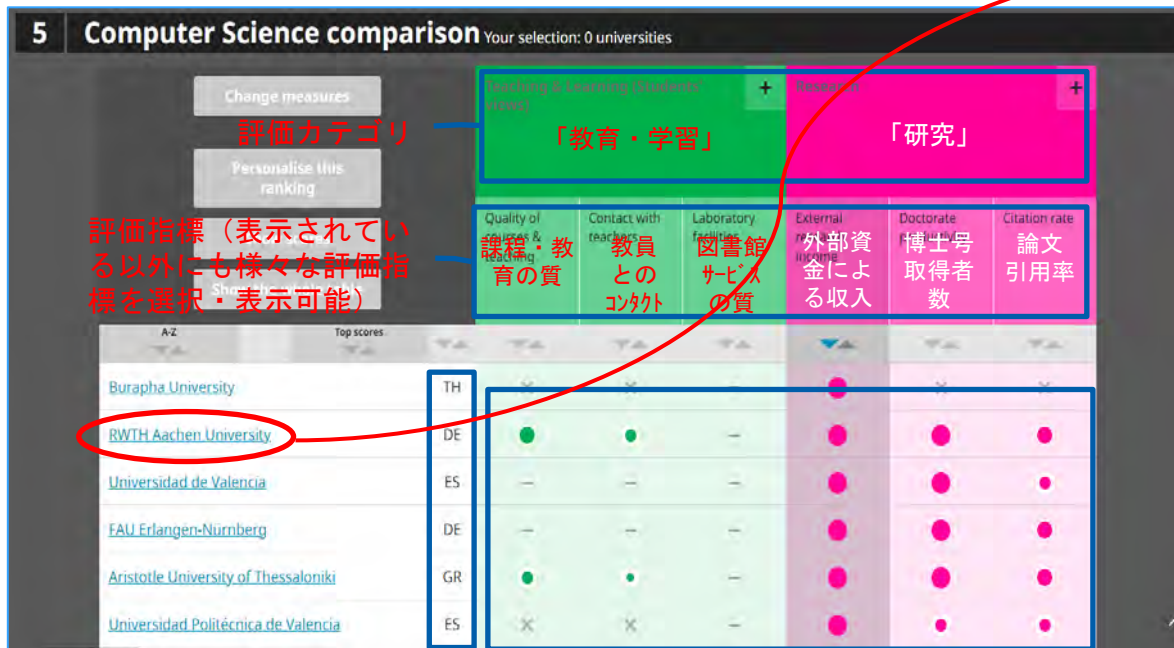
海外の情報公開サイトの状況⑥ (EU)

(6) EUの状況

EU (欧州連合) の行政執行機関である欧州委員会は、高等教育における学生や教員の移動の更なる促進を目的に、独自の高等教育ランキングシステム「U-Multirank」を開発し、2014年にオンラインで運用を開始した (<https://www.umultirank.org/>)。これは、高等教育機関及び研究機関の研究業績に重きを置く従来の高等教育ランキングに対する反省から多様性を重視し、研究業績だけでなく、世界の高等教育機関を▽教育・学習、▽研究、▽知識移転、▽国際化、▽地域社会への貢献、の5つのカテゴリーにおいて評価したデータベースであり、総合的な評価結果やリーグテーブルの代わりに、目的や方向性や規模等において条件が類似する高等教育機関の評価結果をカテゴリー別に比較したり、高等教育機関別に全評価結果を一覧したりと、高等教育機関の情報 (各機関の任意登録により2022年版では96か国の2,202機関のデータを掲載) を利用者のニーズに応じて閲覧できるようになっている。

「U-Multirank」の比較結果のページ

※ コンピュータ・サイエンスの学科を有する396大学を評価指標「外部資金による収入」の高い順に並べた場合。



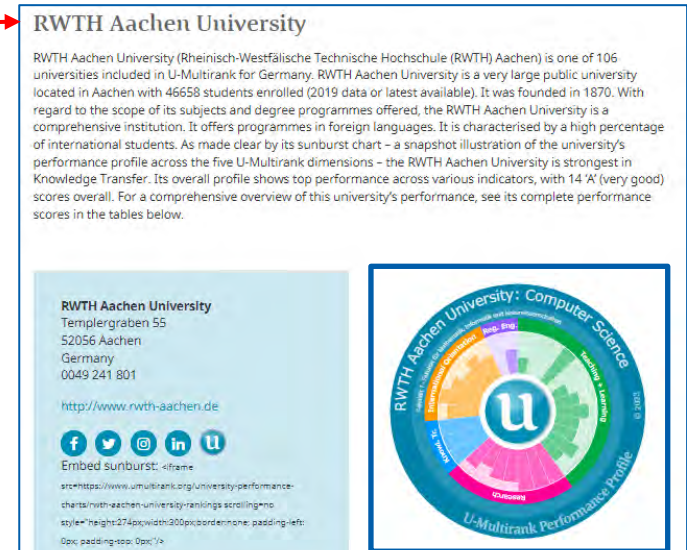
国

●が大きいほど評価が高いことを示す。
-はデータなし、×は該当がないことを表す。

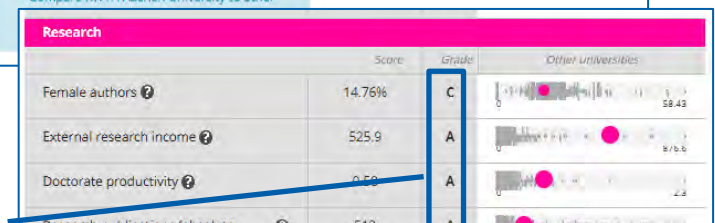
各評価指標の評価結果をA~Eの5段階で表示。

各大学のプロフィールのページ

※ ドイツ、アーヘン工科大学の場合。



各カテゴリと指標の評価を図で表示。



多様で柔軟な教育プログラム

学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

- ✓ 大学は、分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等※（以下「連係協力学部等」という。）との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。 ※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例

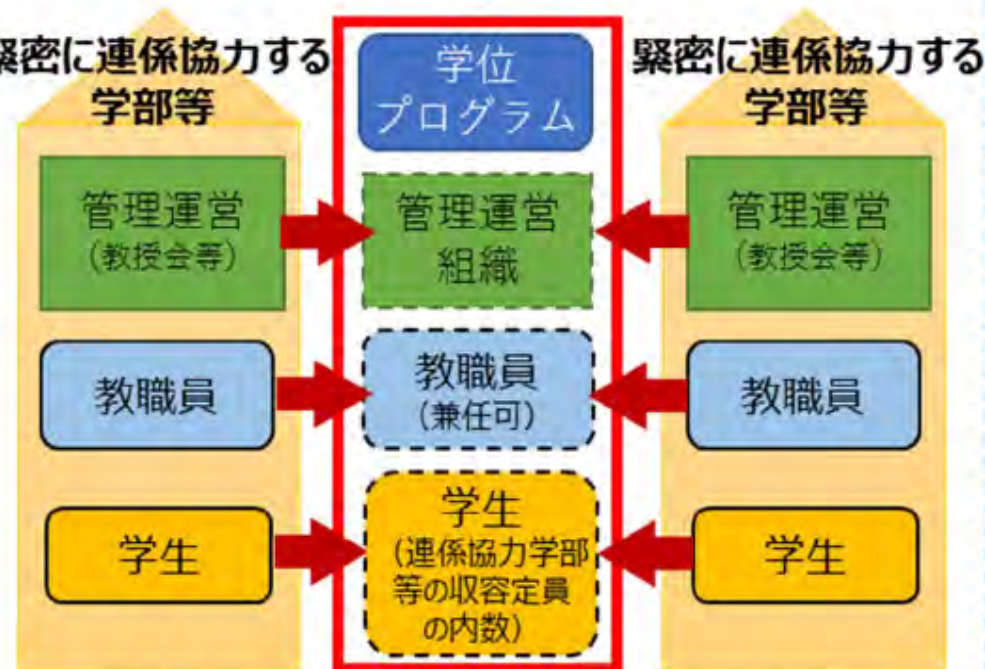
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連係課程実施基本組織】

緊密に連係協力する
学部等



学内資源を活用して学部横断的な教育を実現

実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、**当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきこと**を規定



大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、**大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする**
- ✓ 履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、**当該プログラムの実施体制等を追加**



社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、**体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付**することができる旨を規定



社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

背景・課題

- ◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。
- ◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

- ◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
- ◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
- ◆ 研究業績重視の人事給与とマネジメント制度改革。
- ◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
- ◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
- ◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、**全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成**することが不可欠。

これらへの対応と**一体的に教育改革を実現**。

事業概要

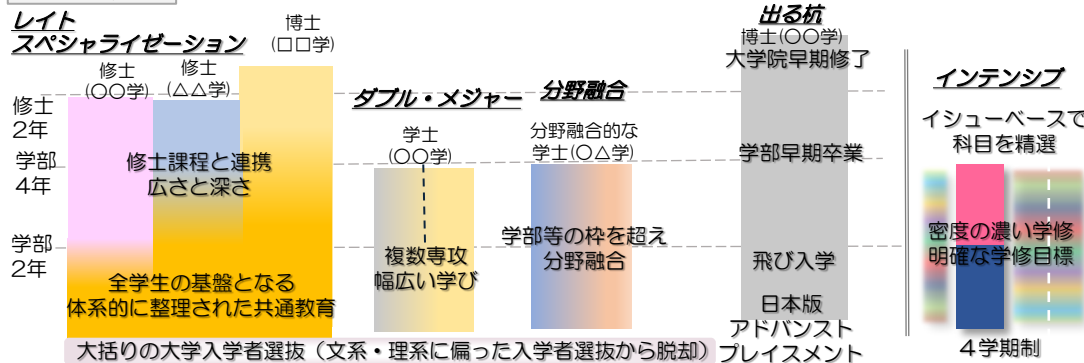
【目的】

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する**幅広い教養と深い専門性**を持った人材育成を実現するため、**全学的な教学マネジメントの確立**を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、**質と密度の高い主体的な学修**を実現。

【メニュー】

- ① **文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 5件×14,900千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）
 - 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）
- ② **出る杭を引き出す教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 1件×10,100千円
 - 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現
- ③ **インテンシブ教育プログラム**【令和3年度～令和6年度】 3件×15,600千円
 - 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

～取組の例～



【事業イメージ】

大学と社会が相互理解・共通認識のもと新たなタイプの大学教育を実現
「教育改革」と「マネジメント改革」の一体的展開



各大学における自主的な改革を、**教学マネジメントの専門家も含むプログラム委員会**が後押し（審査・評価・助言）

※改革に向けた道筋の確認等

事業成果

- ◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
 - ◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
 - ◆ 全学的な教学マネジメント確立。
- ➡ **新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。**

【事業スキーム】

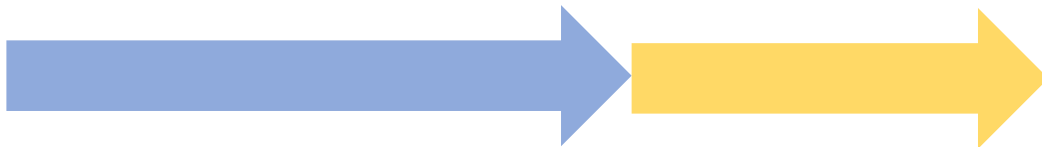
- ◆ 対象：国公私立大学・大学院
- ◆ 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減（補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3、最終年度に当初予算額の1/3）

大学及び大学院（修士課程）の在学期間について

通常（学部4年＋修士2年）



特例による学部の早期卒業（学部3年＋修士2年）



大学に3年以上在学し、卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には卒業を認めることができる。
（学校教育法第89条関係）

優れた業績による大学院の早期修了（学部4年＋修士1年）



優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする
ことができる。
（大学院設置基準第16条関係）
※専門職大学院において同種の規定はない。

（参考）

令和5年6月の専門職大学院設置基準改正により、教職大学院においては、教職大学院入学前に科目等履修生等として大学院の単位を修得した場合には、当該単位修得時の大学院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案した在学期間の短縮が可能となった。

（専門職大学院設置基準第30条関係）

主要国の高等教育機関の修業年限①(米国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
総合大学	学士課程 (ISCED6)	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クォーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件。専門職学位 (B.Eng.、 B.Ed.など) もある。
	修士課程 (ISCED7)	1～2 (大学で設定)	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クォーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
	博士課程 (ISCED8)	3～	21～	研究志向の学位 (Ph.D.) と専門職学位 (M.D.、 J.D.など) に大別される。前者は研究論文の作成や研究プロジェクトの実施が学位取得条件となるが、修業年限が示されている場合は、フルタイム学生として3年以上学ぶことが求められる。後者は特定の職業分野に関する実践志向の学位であり、通常、フルタイム学生として3～4年間学ぶことが学位取得の要件となる。
その他の4年制大学 (リベラルアーツカレッジ等)	学士課程 (ISCED6)	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クォーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。専門職学位 (B.Eng.、 B.Ed.など) もある。
	修士課程 (ISCED7)	1～2 (大学で設定)	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クォーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
2年制大学	準学士課程 (ISCED5)	標準2	18～19	4年制大学への編入学につながるもの (A.A.、 A.S.) と就職準備を目的とするもの (A.A.S.など) がある。いずれも、フルタイム学生の場合は2年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クォーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。

主要国の高等教育機関の修業年限②(英国)

学校種名	課程	修業 年限	通常 の 在学年齢	備考
大学	準学位課程 (ISCED5)	2	18~20	実務的な内容の応用準学位 (foundation degree) 課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。
	第一学位課程 (ISCED6)	3	18~20	基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。
	修士課程 (研究主体) (ISCED7)	2	21~	MPhilとMResがある。前者 (Master of Philosophy) は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者 (Master of Research) はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。
	修士課程 (講義主体) (ISCED7)	1	21~	文学修士 (Master of Arts:MA)、理学修士 (Master of Science:MSc) など分野名が付されるのが一般的。
	専門職修士 (ISCED7)	1~2 (大学で設定)	21~	経営学 (MBA) やエンジニア (MEng) など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による (大学が設定)。
	PGCE (学卒者 教育資格) (ISCED7)	1	21~	学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格 (QTS) も取得できるコースが多い。
	博士課程 (ISCED8)	3~4 (大学で設定)	21~	PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3~4年在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24~25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による (大学が設定)。
	専門職博士 (ISCED8)	4~5 (大学で設定)	21~	教育博士 (EdD)、医学博士 (MD)、経営学博士 (DBA) など。修業年限は大学や専攻による (大学が設定)。

主要国の高等教育機関の修業年限③(フランス)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程 (ISCED6)	3	18～20	高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。
	職業リサンス課程 (ISCED6)	1	20～	
	修士課程 (ISCED7)	2	21～	
	博士課程 (ISCED8)	3	23～	
技術短期大学部	大学技術教育学士取得課程 (ISCED6)	3	18～20	
グランゼコール	機関独自のディプロムの取得課程 (ISCED6～7)	3	20～22	主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。
		5	18～22	主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。
リセ付設グランゼコール準備級	グランゼコール準備課程 (ISCED6)	2	18～19	グランゼコール入学試験に向けた準備課程 (ディプロム取得課程ではない)。
リセ付設中級技術者養成課程	中級技術者養成課程 (ISCED5)	2	18～19	
国立高等教職教育学院	修士課程 (ISCED7)	2	21～22	

出典:文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限④(ドイツ)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
専門大学	学士課程 (ISCED6)	3~4 (大学で設定)	18/19~	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3~4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学で関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年(210単位)で学士の取得に至る。
	専門大学ディプローム取得課程 (ISCED6)	~4	18/19~	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。
	修士課程 (ISCED7)	1~2 (大学で設定)	21~	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1~2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
総合大学 (工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む)	学士課程 (ISCED6)	3~4 (大学で設定)	18/19~	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3~4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。
	修士課程 (ISCED7)	1~2 (大学で設定)	21~	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1~2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
	ディプローム/マギスター取得課程 (ISCED7)	4.5	18/19~	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。
	国家試験 (医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学) (ISCED7)	4~6.5	18/19~	特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4~6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている (医学：6.5年、歯学：5~5.5年、薬学：4~5年、獣医学：5.5年、食品化学：4.5年、法学：5年、教師養成：4.5年)。
	博士課程 (ISCED8)	(3)	23~	博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑤(中国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	本科課程 (ISCED6)	4~5	19~22	学士は4~5年の本科卒業者で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。
	専科課程 (ISCED5)	2~3 (大学で設定)	19~21	
	修士課程 (ISCED7)	2~3 (大学で設定)	22~	
	博士課程 (ISCED8)	3~4 (大学で設定)	24~	
専科学校	専科課程 (ISCED5)	2~3 (大学で設定)	19~21	短期高等教育である専科課程(2~3年)で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業者には短期高等教育の卒業証書が授与される。
職業技術学院	専科課程 (ISCED5)	2~3 (大学で設定)	19~21	短期高等教育である専科課程(2~3年)で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業者には、卒業証書が授与される。
大学院レベルの 教育を提供する 科学研究機関	修士課程 (ISCED7)	2~3 (大学で設定)	22~	修士及び博士の学位は、修士は2~3年の修士課程を、博士は3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程 (ISCED8)	3~4 (大学で設定)	24~	

注:「中華人民共和国高等教育法」(1998年制定、2018年改正)の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は2~3年、本科教育の基本的な修業年限は4~5年、大学院修士教育の基本的な修業年限は2~3年、大学院博士教育の基本的な修業年限は3~4年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は、これより適宜延長しなければならない。高等教育機関は、実際の必要に基づき、当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。

出典:文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑥(韓国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程 (ISCED6)	4	18~21	修業年限は4年(医歯薬系は6年)で、学則で定める所定の課程(140単位前後)を修めると「学士」(Bachelor Degree)が授与される。
	修士課程 (ISCED7)	2~	22~	修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。
	博士課程 (ISCED8)			
教育大学	学士課程 (ISCED6)	4	18~21	初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程(140単位前後)を修めると「学士」(Bachelor Degree)が授与される。
産業大学	学士課程 (ISCED6)	-	18~21	産業大学の修業年限は制限されていない。
専門大学	専門学士課程 (ISCED5)	2~3	18~20	専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得したのものには「専門学士」(Associate Degree)が授与される。医療・理工系課程は3年制。
	専攻深化課程 (ISCED6)	1~2	20~21	専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1~2年の専攻深化課程(非学位課程も含む)を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。
技術大学	学士課程 (ISCED6) 専門学士課程 (ISCED5)	2	18~21	学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。
遠隔大学(放送大学・サイバー大学)	学士課程 (ISCED6)	4	18~	放送通信大学(Air & Corr. University)とサイバー大学(Cyber University)を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。
	専門学士課程 (ISCED5)	2		

留学生交流

主要国の留学生受入れ戦略一覧

国名	米国	英国	オーストラリア	ドイツ	フランス	韓国	日本
留学生受入れ数 学士・修士・博士の学位取得留学	97.1万人(2016) ↓ ▲14% 83.3万人(2021)	43.2万人(2016) ↓ +39% 60.0万人(2021)	33.6万人(2016) ↓ +13% 37.8万(2021)	24.5万人(2016) ↓ +54% 37.6万人(2021)	24.5万人(2016) ↓ +3% 25.3万(2021)	6.2万人(2016) ↓ +92% 11.9万人(2021)	14.3万人(2016) ↓ +51% 21.6万人(2021)
受入れ元上位5か国(2021) ※↑↓は、5年間で20%以上の人数増減のあった国を示す 【出典】OECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	1. 中国 295,398人(35%) 2. インド↓ 109,329人(13%) 3. 韓国↓ 38,783人(5%) 4. カナダ↓ 26,056人(3%) 5. サウジアラビア↓ 23,225人(3%)	1. 中国↑ 145,779人(24%) 2. インド↑ 83,923人(14%) 3. ナイジェリア↑ 21,241人(4%) 4. アメリカ↑ 19,027人(3%) 5. 香港 16,577人(3%) ※インドからの受入れ人数は5倍の増。	1. 中国 93,437人(25%) 2. インド↑ 68,725人(18%) 3. ネパール↑ 32,999人(9%) 4. ベトナム 14,111人(4%) 5. インドネシア 11,683人(3%) ※中国の割合は8ポイント減。 ※ネパールからの受入れ人数は2.2倍の増。	1. 中国↑ 38,386人(10%) 2. インド↑ 28,773人(8%) 3. シリア↑ 16,653人(4%) 4. オーストリア↑ 16,231人(4%) 5. トルコ↑ 11,588人(3%) ※インドからの受入れ人数は2.5倍増、シリアは6倍、トルコは2.1倍の増。	1. モロッコ↑ 34,961人(14%) 2. 中国 23,450人(9%) 3. アルジェリア↑ 23,177人(9%) 4. セネガル↑ 12,125人(5%) 5. チュニジア 10,003人(4%)	1. 中国↑ 59,344人(50%) 2. ベトナム↑ 24,928人(21%) 3. ウズベキスタン↑ 7,641人(6%) 4. モンゴル↑ 4,902人(4%) 5. ネパール↑ 2,611人(2%) ※中国の割合は12ポイント減。 ※ベトナムからの受入れ人数は7.3倍、モンゴルは3.5倍、ウズベキスタンは3.4倍、ネパールは2.1倍の増。	1. 中国↑ 99,472人(46%) 2. ベトナム↑ 43,275人(20%) 3. ネパール↑ 18,405人(9%) 4. 韓国 14,782人(7%) 5. インドネシア↑ 5,086人(2%) ※中国の割合は7ポイント減。 ※ベトナムからの受入れ人数は2.3倍、ネパールは2.2倍の増。
留学生受入れに関する国家戦略名 策定年・達成目標年	連邦政府における国際戦略は策定・公表されていない。	国際教育戦略：グローバルな可能性と成長 (International Education Strategy: global potential, global growth) 策定：2019年 達成目標：2030年	豪州国際教育戦略 (Australian Strategy for International Education) 策定：2021年 達成目標：2022年	ドイツにおける高等教育教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略 (Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen in Deutschland) 策定：2013年 達成目標：2020年	「フランスへようこそ」戦略 (Bienvenue en France) 策定：2018年 達成目標：2027年	韓国留学生受入れ30万人プロジェクト Study Korea 300K Project (2023) 策定：2023年 達成目標：2027年	「教育未来創造会議第二次提言」 「教育振興基本計画」 「戦略的な留学生交流に関する検討会報告書」 策定：2023年 達成目標：2033年
数値目標		【受入れ】 ・教育関連の輸出額を年間350億ポンドに増やす。 ・英国の高等教育で学ぶ留学生を年間60万人に増やす。	【受入れ】 ・数値目標の設定はない。	【受入れ】 ・35万人 (学生数の1/3相当) 【送り出し】 ・全学生の50%が外国での学修・研究の経験。そのうち3分の1が外国に3ヶ月以上滞在。	【受入れ】 ・50万人 【送り出し】 ・より多くの学生を海外に送り出す (送り出しに関する具体的な数値目標は定められていない。)	【受入れ】 ・22万人の留学生受入れ (世界10位圏に) ・加えて、大学間交流に基づく学生交流や教育ODA等を8万人に拡大。	【受入れ】 ・40万人 (うち高等教育段階38万人) 【送り出し】 ・50万人 (うち高等教育段階38万人)

国家戦略の策定・公表なし

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	連邦政府における国際戦略は策定・公表されていない。
留学生受入れに係る主な取組	
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	公立：\$ 9,212 (139万円) 私立：\$ 31,875 (481万円) ※公立大学の学費は、In-District/In-State/Out-Stateの別に設定。平均的には、 <u>Out-StateはIn-Stateの2倍以上</u> となる。
留学生向け奨学金	▶フルブライト奨学金 ・毎年新たに支給される奨学生8,000人 (160か国以上) (8,000人は米国人学生の派遣も含む数字) Ex. 日本人学生向けプログラムの例 生活費\$ 1,320~2,660 (19.9~39.9万円) /月、授業料、渡航費 (同伴家族1名分含む)、住居手当・家族手当等を支給 ・資金源は、米国国務省、相手国政府、民間支援

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート (1 \$ = 151円、1 £ = 191円、1豪ドル=99円、1€ = 164円、1ウォン=0.11円) で計算したものを。

主要国の留学生受入れ戦略(英国)

国際教育戦略：グローバルな可能性と成長

(International Education Strategy: global potential, global growth)

<p>留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)</p>	<p>英国は、世界トップクラスの教育を提供し、世界的な評価を得ており、国際市場で強い存在感を示している。(中略) これは英国に多くの利益をもたらす。経済成長に重要な貢献をし、投資や雇用を生み出す助けとなる。また、英国のソフト・パワーの拡大はより広範な恩恵をもたらす。国際的な協力関係の強化により、貧困のような世界的課題への取組を支援し、ひいては国家安全保障を強化することができる。 世界の教育市場は急速に発展している。これにより、英国も多くの機会を得る一方、野心的な競争相手も行動を起こしている(中略)。 教育輸出を2030年には350億ポンドに増やすことを目標とする。(中略)。 この目標達成には、年平均4%の成長率が必要であり、そのため留学生数の世界市場シェア拡大を目指す。(中略) この目標は単に経済的なものだけではない。国際的な協力は、海外からの英国の制度へのより良い理解に資する。適切な場合には、他国の教育改革を支援するために活動している英国の教育提供者に対し、知識の共有や政策の交換を支援することで、政府の支援を提供する。 この目標の一環として、英国で学ぶ留学生数を2030年までに60万人に増やす。より広くは、グローバル・パートナーの教育目標を支援し、英国の世界的な影響力を高める。</p>
<p>留学生受入れに係る主な取組</p>	<p>5つの分野横断的な戦略アクション ①国際教育を率先する熱意あるリーダーを指名 ②英国の教育の幅と多様性を広報する「Education is GREAT」のキャンペーンの国際的な展開の強化 ③引き続き留学生受入れ環境を整備し、競争力ある提案の開発 ④政府の関与や国内外の政府部門が調整する仕組みを構築し、政府全体としての取組を確立 ⑤英国の教育輸出データの正確性や範囲を改善し、より明確な教育輸出活動に活用 ※具体的なアクション計画には、外国人学生に対するビザの見直しや申請プロセスの見直し等も含まれる。</p>
<p>高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成</p>	<p>公立(注)：\$ 12,255 (185万円) ※<u>留学生の授業料は各大学が自由に設定可</u>。留学生の年間学費は大学や学部によって異なり、£11,400 - £38,000 (平均約 £ 22,200 (424万円)) (注：国立と私立の考え方が日本と異なるため、英国の大学をほとんど国立としている資料と全て私立としている資料があり、『図表でみる教育』の整理に従った。)</p>
<p>留学生向け奨学金</p>	<p>▶チーヴニング奨学金 生活費953ポンド(18.2万円)/月、授業料、渡航費を支給 修士段階以上が対象</p>

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート(1\$=151円、1£=191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円)で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(オーストラリア)

豪州国際教育戦略 (Australian Strategy for International Education)

<p>留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)</p>	<p>国際教育は、オーストラリアの社会的、文化的、経済的繁栄に重要な役割を果たすようになり、過去10年間で同国経済に2500億ドル近くをもたらした。2015年には同国経済に190億ドルの貢献があり、2019年には403億ドルとほぼ倍増した。この結果、国際教育は同国最大のサービス輸出となり、輸出セクター全体では第4位となった。</p> <p>また、留学生やその家族、友人たちは、観光客経済にも大きく貢献し、雇用や経済の機会をさらに生み出している。(中略)</p> <p>このセクターをより持続可能なものにし、成功のための新たな機会を創出し、国内外の学生の経験を向上させるために、これまでとは異なることを行うことが重要である。多角化はこれらの目的の中心となる。</p>
<p>留学生受入れに係る主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生の出身国の多様化 ・多様なオンライン教育及びオフショアプログラムの提供 ・留学生のオーストラリア内外での就職を念頭にいた技能・技術教育の提供 ・イノベーションや経済成長に合致した国際的な研究協力の促進 等
<p>高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成</p>	<p>公立：\$ 5,031 (76万円) 私立：\$ 9,239 (140万円) ※国内学生と留学生の別に設定。 Ex. シドニー大学の人文・学士課程の例(2023) 国内学生：1.5万豪ドル (約136万円) 留学生：4.6万豪ドル (約418万円)</p> <p>(高等教育機関は、留学生が国内学生の定員や教育機会を圧迫せず、かつ国内学生の教育資源を減少させないために、留学生から徴収することとされている。このため、留学生に提供する課程の全てのコストを賄うに十分な料金を徴収しなければならない。)</p>
<p>留学生向け奨学金</p>	<p>連邦政府としてのファンドはない。 (大学の取組として留学生誘致のための奨学金を設ける場合に、州政府が支援するものもある。)</p>

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1\$ = 151円、1£ = 191円、1豪ドル = 99円、1€ = 164円、1ウォン = 0.11円）で計算したものである。

主要国の留学生受入れ戦略(ドイツ)

ドイツにおける高等教育教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略 (Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen in Deutschland)

<p>留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)</p>	<p>国際化はドイツの大学の機関としての特性を形作る中心的な要素であり、質の向上に不可欠な手段として、大学改革の推進力にもなっている。 国際化は、学術的な協力と文化間の対話を促進する。 国際化は、大学のさらなる発展と科学の拠点としてのドイツに決定的な影響を与える。 私たちは、他国の優秀な大学と魅力的かつ競争的に競い合い、グローバルな課題の解決に貢献できるような大学を求めている。</p>
<p>留学生受入れに係る主な取組</p>	<p>9つの重点行動領域： ①各高等教育機関の戦略的国際化、 ②国際化のための法的枠組みの改善、 ③歓迎する文化の確、 ④国際的なキャンパス設立（国際的な学習機会の提供）、 ⑤学生の国際的な移動促進（カリキュラムに拘束力あるモビリティ・ウィンドウの組み込み、海外での学業・試験成績の認定の改善、海外大学との国際学位プログラムの充実（JD、DD含む）等）、 ⑥高等教育拠点としての魅力の向上（魅力的な教育プログラムと近代的なマーケティングを通じた主要な留学地としての地位向上。選抜の改善、学業成績の向上、留学生の統合において大学を支援）、 ⑦海外の優秀な若手研究者の獲得、 ⑧国際的な研究協力の拡大、 ⑨国境を越える高等教育の提供体制の確立（海外での教育プログラム提供・海外の高等教育機関との協定への支援）</p>
<p>高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成</p>	<p>公立：大半の州立大学では、初めて専攻する学士課程や多くの修士課程では、留学生を含めて、基本的に授業料はかからない。<u>ただし州により、授業料徴収の対象となることがある。</u> Ex. バーデン＝ヴュルテンベルク州の州立大学の場合、EU以外からの留学生は1学期あたり€1,500（約25万円）の授業料を支払う。</p>
<p>留学生向け奨学金</p>	<p>▶ドイツ学術交流会(DAAD) 奨学金 生活費861～1,200€（14.1～19.7万円）/月、住宅手当、家族手当、語学研修、渡航費等を支給 修士段階以上が対象</p>

主要国の留学生受入れ戦略(フランス)

「フランスへようこそ」戦略 (Bienvenue en France)

<p>留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)</p>	<p>留学生の数はソフトパワーの一要素であり、その国の教育システムの魅力の表れであり、明日のエリートを育成し、その国の価値観を広める力の証である。</p> <p>また、留学生が地元地域や教育機関に収入をもたらし、経済的な結びつきを強めるだけでなく、留学生が留学先の国に留まることで、留学先の社会や経済に永続的な影響を与えることもできる。</p> <p>最後に、留学経験者はしばしば、かつて学んだ国の最高の広報大使となる（フランスでは、キャンパス・フランスが在外公館と連携して管理・運営する「France Alumni」ネットワークに、25万人の修了生が参加している）。</p>
<p>留学生受入れに係る主な取組</p>	<p>・授業料の値上げ、受入れ環境の改善、奨学金の3倍増を組み合わせた新戦略により、フランスは、質の高い教育を求めるより多くの留学生を惹きつけ、世界有数の受け入れ国としての地位を強化する</p> <p>①留学生を対象とするビザ手続等の簡素化、②高等教育機関における外国語としての仏語教育及び英語による課程の拡大 ③留学生の受入れ態勢の質を保証するため、条件を満たす機関に対するラベルの付与、④欧州圏外の留学生に対する学籍登録料の差別化及び奨学金の拡大、⑤外国におけるフランスの高等教育のプレゼンスの向上、⑥留学生誘致の広報活動の強化</p>
<p>高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成</p>	<p>国立：\$ 230 (3.5万円) ※2019年度より、留学生(注)は国内学生と異なる学籍登録料を支払うことが義務付けられた。負担額は、学士課程€2,770 (45万円)で、コース実費の3分の1相当。 (注：欧州経済地域(EEA)加盟国またはスイス以外の国籍を有する留学生)</p>
<p>留学生向け奨学金</p>	<p>奨学金を3倍に拡充。以下の合計で留学生の4人に1人が免除または奨学金等の対象。</p> <p>▶フランス政府奨学金 生活費€1,588 (26万円) /月など(理系)、15,000人(現在の7,000人から増加)。マグレブおよびアフリカ諸国の学生が優先される。</p> <p>▶大学・高等教育機関奨学金 6,000人分。各教育機関の提携・魅力向上戦略に沿った基準に基づき、各教育機関が授与する。 (外国人博士課程の学生は、特別な支援プログラムの支援も同時に受ける。)</p> <p>さらに、大学・高等教育機関は、外国の教育機関との二国間協定の枠内で、相互主義を条件として、留学生と欧州学生を同じ学籍登録料とする選択肢を引き続き有する。 エラスムス+のような交換プログラムの一環として受け入れているEU以外の学生を含め、合計12,500人の留学生がこの免除の恩恵を受けることになる。</p>

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート(1\$=151円、1£=191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円)で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(韓国)

韓国留学生受入れ30万人プロジェクト Study Korea 300K Project (2023)

<p>留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)</p>	<p>期待する効果：国家競争力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の優秀人材の確保による先端分野の産業競争力向上 ・留学中やその後の就職・定住により、地域経済に経済効果創出 ・優秀な人材と学問的多様性を確保し、研究競争力や世界大学ランキング順位の向上、学科の競争力向上を誘導し、国内学生にも教育機会拡大 ・国内外の学生間交流により異文化理解・グローバル感覚の涵養
<p>留学生受入れに係る主な取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①留学生の誘致強化（特区の新設、韓国教育院内に誘致センターの設置、留学生ビザに関する規制の見直し、留学生向けの入試にかかる規制緩和等） ②地域需要に合わせた人材誘致及び定住支援 ③先端分野人材（理工系）や新産業を牽引する人材の戦略的誘致（政府奨学金の拡充、世界トップクラスの教授人材の誘致、英語課程の拡大、定着のためのビザのファストトラックの新制度等） ④韓国留学の裾野拡大のための広報等強化（韓国語教育の活性化、海外大学との連携強化等） 等
<p>高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成</p>	<p>公立：\$ 4,814 (73万円) 私立：\$ 8,621 (130万円) 留学生は定員外での受入れが可能であり、各大学独自に授業料設定可能。 約9割の大学で留学生誘致のため授業料減免措置。ただし留学生受入れの認証評価（国際力量認証評価）において、基準を超えた授業料減免は制限される。 2017年時点で、約8割の大学において、韓国人学生より外国人留学生の方の負担率が低いとの調査結果あり。</p>
<p>留学生向け奨学金</p>	<p>▶韓国政府奨学金(GKS奨学金) 90～100ウォン（10～11万円）/月 約1400人に支給 専門学士、学部、修士、博士の学位取得に必要な生活費・学費等 ※経済協力の需要が高い国（ポーランド、UAE等）、理工系人材が多い国（インド、パキスタン等）の選抜規模を拡大する方針。</p>

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1\$ = 151円、1£ = 191円、1豪ドル = 99円、1€ = 164円、1ウォン = 0.11円）で計算したものである。

主要国の留学生受入れ戦略(日本)

「教育未来創造会議 第二次提言」、「教育振興基本計画」「戦略的な留学生交流に関する検討会報告書」

<p>留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)</p>	<p>○外国人留学生の受入れの推進 ・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。 [教育振興基本計画(2023)]</p>
<p>留学生受入れに係る主な取組</p>	<p>①留学生の受入れ、②日本人学生の送り出し、③大学の国際化が相互に作用し循環するグローバルエコシステムを構築。</p> <p>【留学生受入れ】 ・戦略性を持った留学生獲得の強化 (JASSOの情報収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的なリクルーティング機能の強化等) ・奨学金の充実(重点地域・分野の反映等) ・国内就職支援、日本語教育の充実 ・安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、適正な受入れと在籍管理の徹底 等</p> <p>【大学の国際化】 ・留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開 (外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施) 等の取組支援 ・G7やASEAN等の国・地域にある大学との互惠関係が維持されるための戦略的な支援 等</p>
<p>高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成</p>	<p>国立：54万円 / 私立：91万円 国立大学について、留学生の授業料をより弾力的に設定できるよう、制度の見直しを図った (2024.4～)。</p>
<p>留学生向け奨学金</p>	<p>▶国費外国人留学生奨学金 11.7～14.5万円/月、渡航費を支給。授業料負担なし。約10,000人に支給。 学士、修士、博士課程、高専、専修学校への受入れが対象。</p>

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート (1 \$ = 151円、1 £ = 191円、1豪ドル = 99円、1 € = 164円、1ウォン = 0.11円) で計算したもの。

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ（概要）

I. 留学生交流の意義・目的

令和5年5月 文部科学省 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

1. 留学生交流全体の意義・目的

- (1) 国際社会及び我が国の安定と平和への貢献
- (2) 我が国の高等教育の強化、国際教育・研究ネットワークへの参画
- (3) 大学を中核とした国際的に開かれた日本社会の実現

2. 外国人留学生受入れの意義・目的

- (1) 外交政策的目的 ⇒ 諸外国との相互理解の増進等
- (2) 大学の教育研究力の向上 ⇒ ダイバーシティの深化、国際頭脳循環への参画等
- (3) 高度外国人材の獲得 ⇒ イノベーションを推進する人材として活躍等

3. 日本人学生の留学の意義・目的

- (1) すべての留学 ⇒ 語学力・コミュニケーション能力向上、主体性・チャレンジ精神・公民意識の涵養等
- (2) 高等教育レベルの学修経験を伴う留学 (単位取得などの中期留学等) ⇒ 多様な文化的背景をもつ人々と協働する力や課題解決力、新たな価値を創造する力の育成
- (3) より高度で専門的なプログラムの履修を伴う留学 (大学院レベルでの留学、1年以上の長期留学、学位取得留学等) ⇒ 高度な専門性をもって新たな価値を創造する力、トップコミュニティを含むネットワークの構築

II. 地域・分野の戦略

分野戦略

- ①地球規模課題等、我が国が課題解決に主導的立場で取り組みたい分野
⇒ 環境、農学、工学、保健、社会科学

- ②科学技術の観点で、国際的な頭脳循環のネットワークへの参画が特に望まれる分野
⇒ 国家戦略等を踏まえ、バイオ、AI・情報、マテリアル、半導体、エネルギー、量子、通信、健康医療等
(我が国の科学技術政策の変化に応じて柔軟に対応)

- ③経済社会の構造変革や持続的成長、イノベーションの推進において特に振興が求められる分野
⇒ 文理融合、STEAM、工学、DX、情報科学
(これらの分野の受入れによりグローバル展開を視野に入れた日本発スタートアップの促進にも寄与)

地域戦略

※地域・分野等の特性に鑑み、特に言及すべき必要性の高いものについて明らかにする。明示的に重要性に言及しない地域・分野等も、多様性確保の観点で留学生交流の推進は重要。

東アジア

相互の観点を重視し、均衡性のある人的交流を通じた関係を維持。モンゴルについては地域の平和と安定、我が国の高等教育の多様性確保の観点で留学生交流(特に受入れ)を推進。

東南アジア

世界経済を牽引する成長センターへ発展した地域。教育研究の観点でも、高等教育・研究のネットワークが強化され、存在感が増している。双方にとり最適となる関係構築を図りつつ留学生交流を強化。

南西アジア

地政学的要衝で、多くの国が高い経済成長。特にインドは優秀な理工系人材等を輩出する一方、我が国への留学生数は他の主要国と比べ少なく、受入れを抜本的に強化。

大洋州

戦略的な重要地域であり、豪・NZの主要大学は世界トップ水準の研究力を有し、大学間協定による交換留学の拡大など留学生交流を促進。

北米

米国は我が国の外交・安全保障の基軸で相互の文化を理解する人材層の充実が不可欠。世界トップ水準の研究大学を有し、戦略的な大学間交流を軸とした交流の強化が重要。カナダも世界トップ水準の研究大学を有し、スタートアップ・エコシステムも成熟。留学生交流の強化が、産業界のコア人材獲得の強化やスタートアップ人材層の活性化に資することも期待。

中南米

外交的には国際場裡でも存在感を示すパートナーで、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け連携すべき相手。世界最大の日系社会との連携強化や、我が国の高等教育における多様性確保の観点から、留学生交流を推進。

欧州

EU加盟国を中心に、我が国と共有する普遍的価値を推進。頭脳循環の観点等から、質の高い留学生交流を強化。特にG7メンバーである英、独、仏、伊は世界的に教育研究力の高い大学を多く有し、留学生交流や大学間交流を強化。中・東欧地域、中央アジア・コーカサス地域も留学生交流を推進。

中東

世界のエネルギー事情や地政学的な変化の中、本地域の安定的発展への関与は、自由で開かれた国際秩序の追求のために不可欠。留学生交流を通じた一層の協力を推進。

アフリカ

経済成長率や今後の大きな成長可能性、人口構成、英語教育を受ける人材の割合等も踏まえ、我が国との関係を強化する上で留学生交流の促進は重要な役割。

※ロシア、ベラルーシについては、市民(若年層)との接点を維持し、我が国や世界に関する理解促進のため、留学生受入れは継続しつつ、今後の情勢の変化を踏まえ慎重に対応

III. 今後の施策の方向性

1 外国人留学生の受入れ

- ・戦略性を持った留学生獲得の強化 (JASSOの情報収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的なリクルーティング機能の強化、大学等の国際業務に高い専門性を持つアドミニストレータ職等の育成・活用、渡日前入試の推進等)
- ・奨学金の充実(重点地域・分野の反映等)・運用改善
- ・国内就職支援、日本語教育の充実
- ・安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、適正な受入れと在籍管理の徹底 等

2 日本人学生の留学

- ・学位取得型の留学や大学院レベルの交流の促進 (早期からの海外経験や英語力強化等により機運醸成、博士・修士を中心に学位取得留学の奨学金の拡充等)
- ・高等教育レベルの学びを伴う単位取得等留学の促進 (中期以上の留学への奨学金の重点化、単位互換等大学間連携の推進等)
- ・短期留学はその後の高度な留学や研究交流につなげる観点から引き続き推進 等

3 大学の国際化

- ・留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開 (外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施)等の取組支援
- ・G7やASEAN等の国・地域にある大学との互恵関係が維持されるための戦略的な支援 等

大学通信教育

大学通信教育について

大学通信教育は、学校教育法第84条※に定められており、地理的・時間的制約がある社会人など、**通学課程とは異なる様々な学びのニーズに対応し、大学教育の機会を広く提供**している。

※学校教育法 第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

通学制の大学

124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可
(大学設置基準第32条第5項)

卒業に必要な単位数 = 124単位

面接授業

遠隔授業可
: 60単位まで

卒業要件となる
単位数

通信制の大学

124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可 (大学通信教育設置基準第6条第2項)

卒業に必要な単位数 = 124単位

面接・遠隔授業
: 30単位以上

放送授業、
印刷教材等による授業

うち10単位 = 放送授業で代替可

授業の方法

- 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う (大学設置基準第25条第1項)
- 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる (大学設置基準第25条第2項)

【※】平成13年文部科学省告示第51号 (次ページ参照)
⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。

①面接授業

- 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)

②遠隔授業
(メディアを利用して行う授業)

- 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)

③放送授業

- 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業 (大学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする (同条第2項)

④印刷教材等
による授業

- 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業 (大学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする (同条第2項)

(参考) 参照条文

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第28号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。


大学間連携


【地域連携プラットフォームの必要性と意義】


(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

 **大学等**にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

 **地方公共団体**にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決**や**域内への若者の定着促進**、地域の**経済基盤強化と社会の維持・存続**

 **産業界**にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成**や**共同研究による活性化**、魅力的な雇用の**維持・増加**

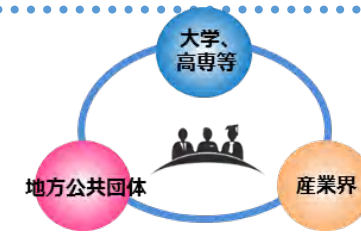
地域連携プラットフォームの体制整備、運営 (既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる)

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与 (トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画)

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効 (議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能)
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項(例)

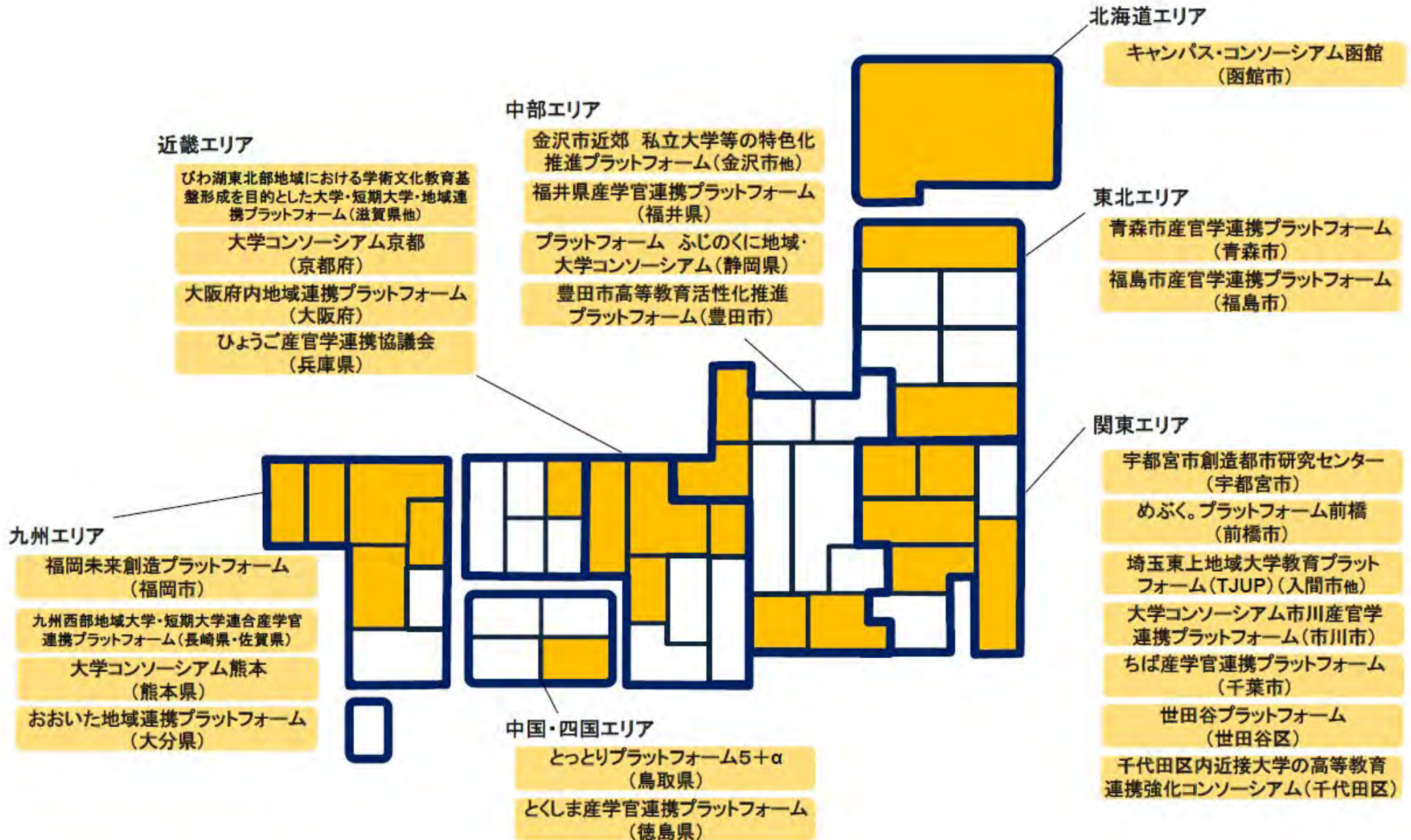
- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率 (特に域内進学率) や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

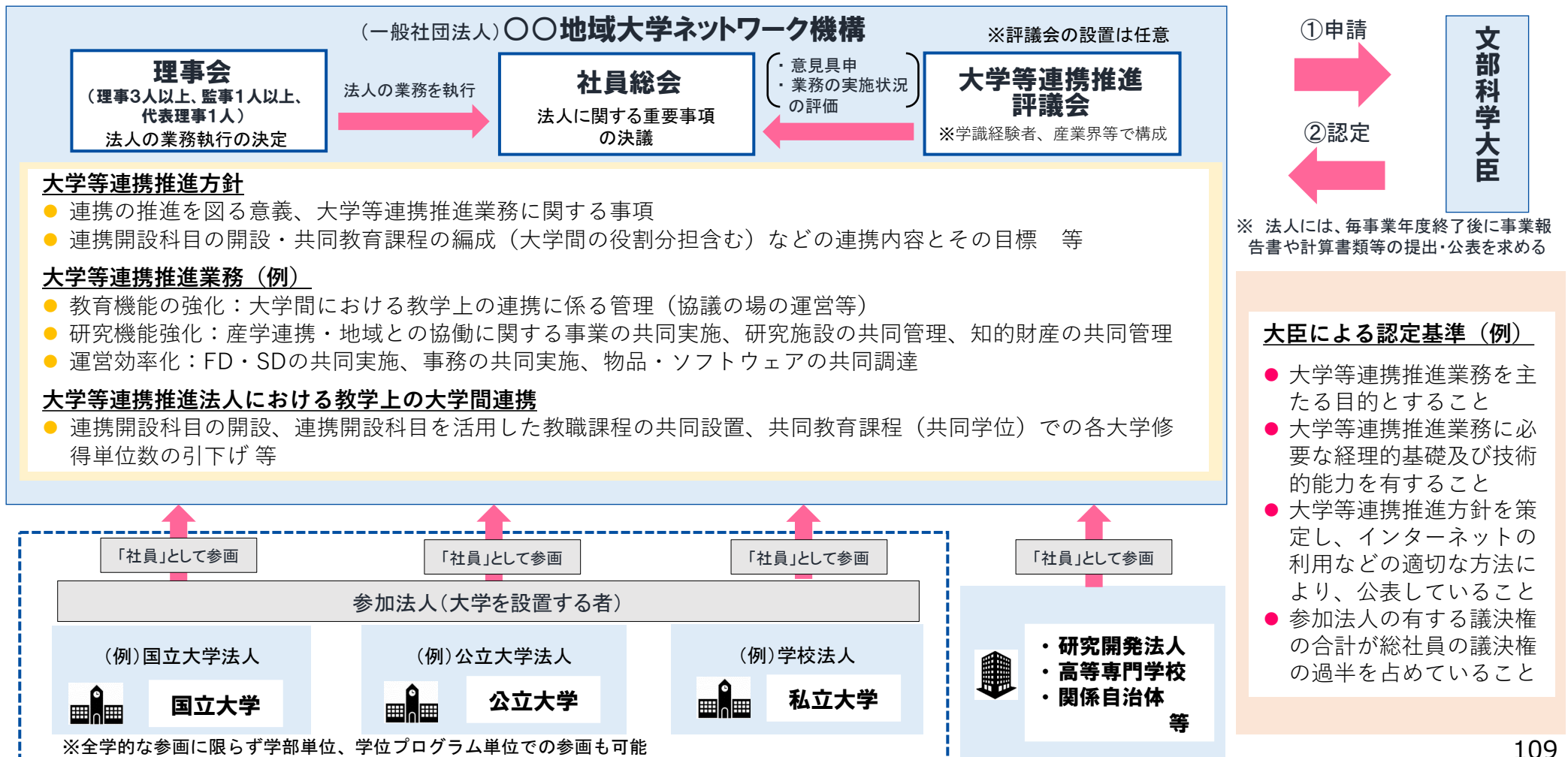
地域社会の維持・活性化

私立大学等改革総合支援事業におけるエリア別プラットフォーム選定状況



制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

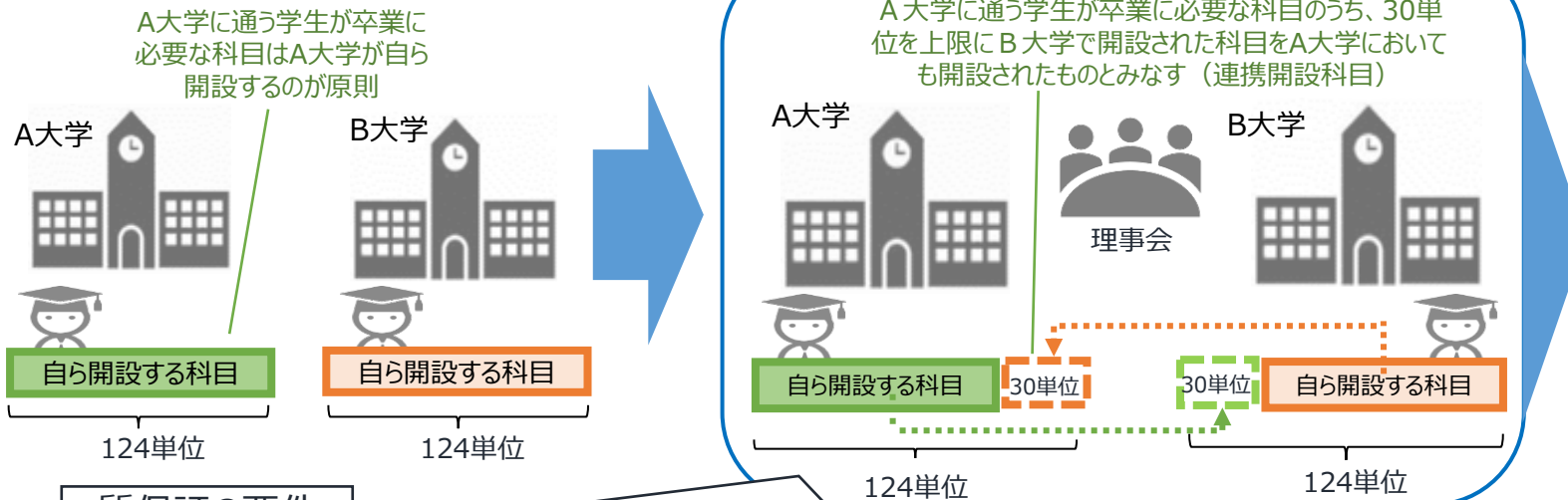
概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、…教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・地域が求める人材等を連携して育成

- ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施

⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

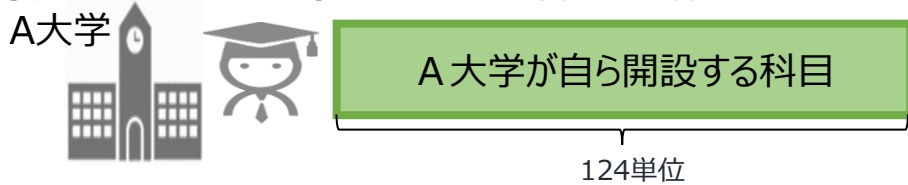
質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

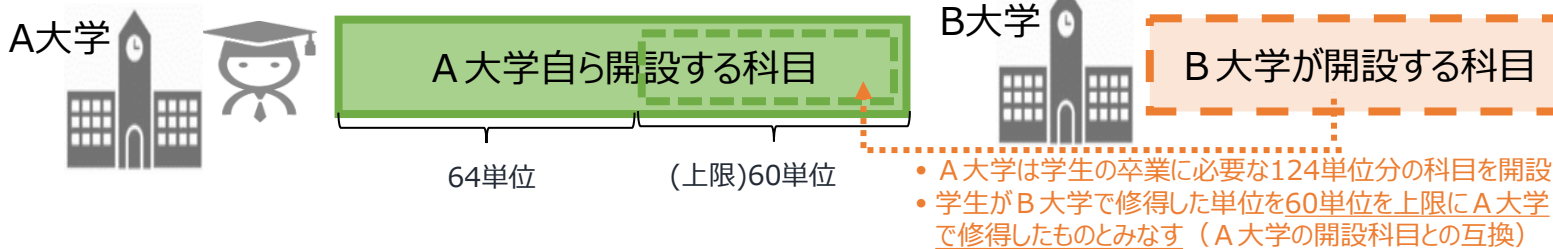
大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

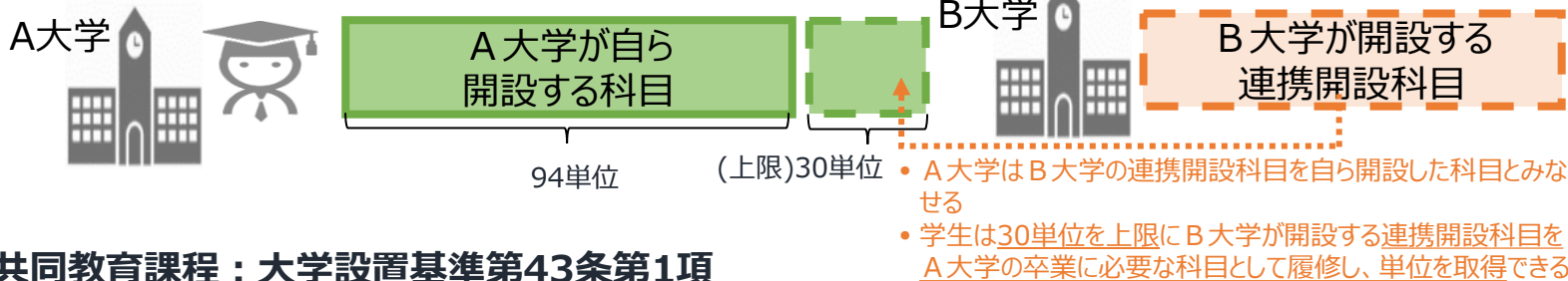
①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



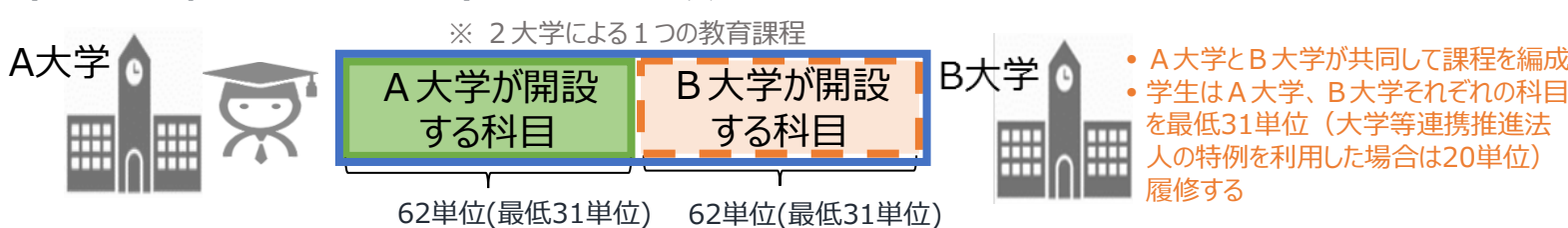
②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

現在認定されている大学等連携推進法人

(一社) 大学アライアンスやまなし

令和3年3月認定

国立大学法人山梨大学 (山梨大学)
公立大学法人山梨県立大学 (山梨県立大学)

国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設 (令和3年度～)
 - 教養教育分野、留学生対象科目
 - 高度専門人材養成 (教員養成、幼児教育、看護教育、社会科学等)
- 学生・教職員の交流
 - 合同講演会/研修の開催、事務職員の人事交流
- 教育資源の有効活用
 - 施設の共同利用、就職支援の相互利用等
- 効率的な大学運営
 - 電気の共同契約、消耗品等の共同調達
- 連携の枠組みを活かした地域貢献活動
 - 新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種

等

(一社) 四国地域大学ネットワーク機構

令和4年3月認定

国立大学法人徳島大学 (徳島大学)
国立大学法人鳴門教育大学 (鳴門教育大学)
国立大学法人香川大学 (香川大学)
国立大学法人愛媛大学 (愛媛大学)
国立大学法人高知大学 (高知大学)

5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域分散型社会を実現

取組内容

- 連携教職課程の開設 (令和5年度～)
 - 教員養成 (美術、家庭、情報)
- 連携開設科目の開設 (令和5年度～)
- 持続可能な地域を牽引できる人材を育成する「四国人財育成塾」事業
 - シンポジウムの開催などによって、わが国のモデルとなる地域社会実現のための情報を発信

等

(一社) 学修評価・教育開発協議会

令和4年3月認定

学校法人濱名山手学院 (関西国際大学)
学校法人北陸学院 (北陸学院大学)
学校法人共愛学園 (共愛学園前橋国際大学)
学校法人宮崎学園 (宮崎国際大学)
学校法人富山国際学園 (富山国際大学)

教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献

取組内容

- 国内留学事業 (学生の相互派遣)
- 単位互換プログラム
- 連携開設科目の開設 (令和5年度～) 事業の実施
 - 社会の要請に応える新たな科目、地域の課題解決に係る科目 (教員養成、幼児教育、データサイエンス等)
- 学生・社会人への教育プログラムの開発 (予定)
- 学修成果の評価方法の開発・普及

等

(一社) やまぐち共創大学コンソーシアム

令和5年3月認定

国立大学法人山口大学 (山口大学)
公立大学法人山口県立大学 (山口県立大学)
学校法人宇部学園 (山口学芸大学)

強みや特色、教育資源等の異なる国公立3大学の連携により、教育研究機能の強化に資するとともに、地域との共創によって地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設 (令和5年度～)
 - 文系DX人材の育成
 - 文理横断教育、データサイエンス教育
- 高大接続の推進
 - 高校生の探究活動の実施
 - 知的財産教育、地域理解教育の充実
- DXによる地域課題解決に向けたPBLの実施・評価
- リカレント教育・リスクリング教育の推進

等

(一社) 信州アライアンス

令和5年11月認定

国立大学法人信州大学 (信州大学)
公立大学法人長野大学 (長野大学)
学校法人佐久学園 (佐久大学)

強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設 (令和6年度～)
 - 文理横断型STEAM教育、地域学、データサイエンス、グリーンテクノロジー、地域課題解決PBLによる総合知の創出・活用を図る
- 地域活性化人材を育成する「しあわせ」信州を創造する地域活性化高度人材育成プログラム
 - インターンシップ、FD/SD、就職説明会の共同実施
 - 「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材を輩出

等

(一社) 熊本地域大学ネットワーク機構

令和5年11月認定

国立大学法人熊本大学 (熊本大学)
公立大学法人熊本県立大学 (熊本県立大学)
学校法人東海大学 (東海大学)

地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域の発展に貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設 (令和6年度～)
 - 文理横断教育、データサイエンス教育
 - 地域課題PBL (問題解決型学習) 等の充実
 - 各大学の学位プログラムにおいて、不足する教育内容に関して強み・特色のある教育リソースを提供する役割を担うことで、教育内容の向上を図る
- くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト事業

等

大学の新設・統合

公立大学の新設大学一覧 (H14~R5)

H14		H15		H16		H17		H18		H19	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	新潟県立看護大学	1	神奈川県立保健福祉大学	1	国際教養大学	1	大阪府立大学	1	名寄市立大学	1	日本医療科学大学
2	群馬社会福祉大学	2	尚絅学院大学	2	兵庫県立大学	2	県立広島大学	2	札幌市立大学	2	東京未来大学
3	東京女学館大学	3	福島学院大学	3	香川県立保健医療大学	3	首都大学東京	3	札幌大谷大学	3	四日市看護医療大学
4	東京富士大学	4	浦和大学	4	愛媛県立医療技術大学	4	群馬県立県民健康科学大学	4	了徳寺大学	4	京都医療科学大学
5	田園調布学園大学	5	清泉女学院大学	5	星槎大学	5	石川県立大学	5	横浜薬科大学	5	森ノ宮医療大学
6	山梨英和大学	6	健康科学大学	6	創造学園大学	6	山梨県立大学	6	岐阜医療科学大学	6	神戸夙川学院大学
7	諏訪東京理科大学	7	聖泉大学	7	日本薬科大学	7	秋田看護福祉大学	7	大阪河崎リハビリテーション大学	7	兵庫医療大学
8	松本大学	8	長浜バイオ大学	8	武蔵野学院大学	8	群馬パース大学	8	大阪総合保育大学	8	近大姫路大学
9	静岡英和学院大学	9	びわこ成蹊スポーツ大学	9	千葉科学大学	9	白梅学園大学	9	順心会看護医療大学	9	環太平洋大学
10	星城大学	10	大阪成蹊大学	10	聖母大学	10	東京医療保健大学	10	聖マリア学院大学	10	山口学芸大学
11	名古屋学芸大学	11	関西鍼灸大学	11	LEC東京リーガルマインド大学	11	東京聖栄大学	短期大学		11	サイバー大学
12	羽衣国際大学	12	千里金蘭大学	12	八洲学園大学	12	大阪青山大学	1	東京福祉大学短期大学部	短期大学	
13	岡山学院大学	13	東大阪大学	13	静岡福祉大学	13	四條畷学園大学	2	福井医療短期大学	1	島根県立大学短期大学部
14	中国学園大学	14	畿央大学	14	浜松学院大学	14	神戸ファッション造形大学	大学院大学		2	岐阜保健短期大学
15	宇部フロンティア大学	15	熊本保健科学大学	15	愛知新城大谷大学	短期大学		1	産業技術大学院大学	大学院大学	
16	第一福祉大学	短期大学		16	日本赤十字豊田看護大学	1	日本歯科大学東京短期大学	2	映画専門大学院大学	1	日本伝統医療科学大学院大学
17	長崎ウエスレヤン大学	なし		17	藍野大学	大学院大学		3	グロービス経営大学院大学	2	新潟リハビリテーション大学院大学
短期大学		大学院大学		18	大阪女学院大学	1	ビジネス・ブレイクスルー大学院大学	4	日本教育大学院大学		
1	弘前福祉短期大学	なし		19	沖縄キリスト教学院大学	2	光産業創成大学院大学	5	文化ファッション大学院大学		
2	明治鍼灸大学医療技術短期大学部			短期大学		3	神戸情報大学院大学	6	事業創造大学院大学		
3	大阪健康福祉短期大学			1	ヤマザキ動物看護短期大学			7	LCA大学院大学		
大学院大学				2	愛知さわみ看護短期大学			8	大原大学院大学		
なし				大学院大学							
				1	大宮法科大学院大学						
				2	情報セキュリティ大学院大学						
				3	京都情報大学院大学						
				4	デジタルハリウッド大学院大学						

公私立大学の新設大学一覧（H14～R5）

H20		H21		H22		H23		H24		H25	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	長崎県立大学	1	千葉県立保健医療大学	1	新見公立大学	1	福山市立大学	1	日本ウェルネススポーツ大学	1	秋田公立美術大学
2	桐生大学	2	新潟県立大学	2	東北文教大学	2	日本映画大学	2	亀田医療大学	2	札幌保健医療大学
3	植草学園大学	3	愛知県立大学	3	日本保健医療大学	3	京都華頂大学	3	東京医療学院大学	3	岡崎女子大学
4	三育学院大学	4	弘前医療福祉大学	4	ヤマザキ学園大学	4	大阪物療大学	4	横浜創英大学	短期大学	
5	佐久大学	5	日本赤十字秋田看護大学	5	横浜美術大学	5	宝塚医療大学	5	京都美術工芸大学	なし	
6	北陸学院大学	6	東都医療大学	短期大学		6	純真学園大学	6	大阪行岡医療大学	大学院大学	
7	修文大学	7	こども教育宝仙大学	なし		短期大学		7	天理医療大学	なし	
8	神戸常盤大学	8	東京有明医療大学	大学院大学		1	埼玉東萌短期大学	短期大学			
9	福岡女学院看護大学	9	びわこ学院大学	なし		大学院大学		なし			
10	保健医療経営大学	10	大阪保健医療大学			1	滋慶医療科学大学院大学	大学院大学			
短期大学		11	広島都市学園大学					1	事業構想大学院大学		
1	愛知医療学院短期大学	短期大学						2	沖縄科学技術大学院大学		
大学院大学		1	仙台青葉学院短期大学								
1	ハリウッド大学院大学	2	有明教育芸術短期大学								
2	SBI大学院大学	3	貞静学園短期大学								
		4	平成医療短期大学								
		大学院大学									
		なし									

公立大学の新設大学一覧 (H14~R5)

H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R5	
大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	山形県立米沢栄養大学	1	湘南医療大学	なし	1	北海道千歳リハビリテーション大学	1	公立小松大学	1	長岡崇徳大学	1	湘南鎌倉医療大学	1	三条市立大学	1	川崎市立看護大学	なし		
2	敦賀市立看護大学	2	長野保健医療大学	短期大学	2	岩手保健医療大学	2	長野県立大学	2	岐阜保健大学	2	名古屋柳城女子大学	2	叡啓大学	2	大阪公立大学	短期大学		
3	日本医療大学	3	鳥取看護大学	なし	3	福井医療大学	3	育英大学	3	和歌山信愛大学	3	高知学園大学	3	松本看護大学	3	大阪信愛学院大学	なし		
4	京都看護大学	短期大学	大学院大学	4	一宮研伸大学	4	東京通信大学	4	福岡国際医療福祉大学	短期大学	短期大学	4	福岡国際医療福祉大学	短期大学	短期大学	4	令和健康科学大学	なし	
5	大和大学	なし	なし	5	福岡看護大学	5	新潟食料農業大学	短期大学	なし	なし	なし	短期大学	なし	なし	短期大学	なし			
	短期大学	大学院大学			短期大学	短期大学	なし	大学院大学	大学院大学	大学院大学	大学院大学	なし	なし	なし	なし	なし			
	なし	なし		1	東京歯科大学短期大学	1	仙台赤門短期大学	大学院大学	なし	なし	なし	1	静岡社会健康医学大学院大学	大学院大学	大学院大学	1	電動モビリティシステム専門職大学		
	大学院大学			2	ユマニテク短期大学	大学院大学	なし	専門職大学	専門職大学	専門職大学	2	東京情報デザイン専門職大学				2	東京情報デザイン専門職大学		
	なし				大学院大学	1	大学院大学至善館	専門職大学	1	静岡県立農林環境専門職大学	1	芸術文化観光専門職大学	1	アール医療専門職大学	1	グローバルBiz専門職大学			
				1	社会情報大学院大学			高知リハビリテーション専門職大学	1	東京国際工科専門職大学	2	かなざわ食マネジメント専門職大学	2	専門職短期大学	なし	4	ビューティ&ウェルネス専門職大学		
								国際ファッション専門職大学	2	びわこリハビリテーション専門職大学	3	名古屋国際工科専門職大学	3	なし		3	専門職短期大学		
								専門職短期大学	4	東京保健医療専門職大学	4	大阪国際工科専門職大学	4			4	なし		
								ヤマザキ動物看護専門職短期大学	1	情報経営イノベーション専門職大学	5	和歌山リハビリテーション専門職大学	5			1	神山まるごと高等専門学校		
									6	開志専門職大学		専門職短期大学							
									7	岡山医療専門職大学		せとうち観光専門職短期大学							
										専門職短期大学									
										1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部								

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ（平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会）

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

大学の統合について

- 国立大学は平成14～令和6年度にかけて15組が統合し、私立大学は平成20～令和5年度にかけて11組が統合した。

国立大学の統合

31校 → 15校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学
R6 (予定)	東京科学大学	東京工業大学、東京医科歯科大学

私立大学の統合

24校 → 11校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H27	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学
R5	天理大学	天理大学、天理医療大学 ※令和4年8月認可

各機関における連携、再編等 に関する施策の例

連携、再編等に関する施策の例（文部科学省関係）

	国立大学
時期	2002年～2003年に集中的に統合（101大学→89大学） ※法人化（2004）後は、富山（2005）・大阪（2007）の2事例
規模	101大学（2002.4）→86大学（2007.10） ※2024年10月に東京工業大学と東京医科歯科大学が統合して東京科学大学となる予定
背景	国立大学の法人化（2004.4）
目的	教育研究基盤の強化、個性と特色ある大学づくり、 スケールメリットの確保
手法	<ul style="list-style-type: none">● 「大学（国立大学）の構造改革の方針」（遠山プラン）の発表（2001.6）<ul style="list-style-type: none">○ 各大学や分野ごとの状況を踏まえ再編・統合<ul style="list-style-type: none">・ 教員養成系など→規模の縮小・再編（地方移管等も検討）・ 単科大（医科大など）→他大学との統合等（同上）・ 県域を越えた大学・学部間の再編・統合 など○ 国立大学の数の大幅な削減を目指す →スクラップ・アンド・ビルドで活性化● 「国立大学の再編・統合についての基本的な考え方」の公表（2001.11） (参考) 法人統合について● 国立大学法人法改正（2020.4）<ul style="list-style-type: none">一 法人複数大学制度の導入 (北海道（3大学）、東海（2大学）、奈良（2大学）の3事例)

連携、再編等に関する施策の例（文部科学省関係）

公立小学校・中学校	
時期	1956～
規模	小学校：26,730校（1956）→18,699校（2023） 中学校：13,001校（1956）→9,095校（2023）
背景	少子化に伴う学校の小規模化や時代・社会の進展に対応した教育ニーズの質的变化への対応
目的	<p><u>公立小中学校の適正規模・適正配置に関する取組は、各市町村において、地域の実情を踏まえ、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育をより良く実現するために行うべきもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。 ・学校規模・配置の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。 ・コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情などにも配慮する必要があり、個別具体の学校の在り方については、児童生徒の教育方針を踏まえた上で、学校設置者である市町村が主体的に判断。
手法	<ul style="list-style-type: none"> ●「公立小・中学校の統合方策について」（文部科学事務次官通知）（1956.11） ●「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の作成（2015.1） ●財政支援（統廃合する場合も、小規模として存続する場合も、支援の対象となり得る） <ul style="list-style-type: none"> ◇施設整備への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や改修（算定割合：原則1/2）に対して補助 ◇教員定数の加配 <ul style="list-style-type: none"> ・統合前後一定期間における指導・運営体制の構築を支援 ・小規模校加配 ◇スクールバス等購入費補助 <p style="text-align: right;">等</p>

連携、再編等に関する施策の例（他省庁関係）

	農業協同組合	市町村（平成）
時期	1961年～ （法は1961～2001）	1999年～2010年
規模	12,050（1960.3）→1,347（2001.3）→537（2023.4） （信用事業を行う農協数）	3,232（1993.3）→1,727（2010.3） （市町村数）
背景	法制定当時は、正組合員戸数が1,000戸未満の農協が95.2%（1960年度末）、市町村区域未満の農協が84.0%	地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、行政改革の推進
目的	農協の基盤強化 （法目的は「適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農協の広範な育成」）	基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化
手法	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業協同組合合併助成法（1961.4.1施行。2001.3.31に特例の期限を迎えて事実上失効。） ・ 合併経営計画の樹立 ・ 都道府県知事の認定 ・ 助成措置（施設の総合整備を行う合併農協を補助する都道府県に対する施設整備費補助金の交付等の都道府県に対する間接補助） ・ 都道府県の指定した農協合併推進法人による固定化債権の買取や農協への融資に係る利子補給 ・ 税制上の特例措置（法人税、登録免許税等の特例） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく、以下の財政的支援（1999～2004） ・ 合併特例債（事業費の95%まで充当でき、元利償還金の70%が後年度基準財政需要額に算入される）の創設 ・ 地方交付税の合併算定替（合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例）の大幅な延長 ● 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく、国・都道府県の以下の積極的な関与（2005～2010） ・ 国は基本指針の策定 ・ 都道府県は市町村の合併の推進に関する構想の策定など

連携、再編等に関する施策の例（他省庁関係）

	地域銀行
時期	2020年～
規模	100行（2020）→
背景	人口の減少等による地銀等の経営環境の悪化
目的	地域経済の基盤となる金融サービスの維持
手法	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機能強化法の改正による資金交付制度の創設（2021.7 ※5年間の時限立法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画（合併・経営統合等の経営基盤強化の計画）の提出 ・ 審査会による審査・認定 <ul style="list-style-type: none"> （認定要件は、①提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠であること、②人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれがあること、③計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれることなど） ・ 資金交付（システム統合、業務集約共同化の費用、一時的物件費（上限30億円）） ・ 財源は、預金保険機構の金融機能強化勘定の利益剰余金（*）を活用（350億円） <ul style="list-style-type: none"> （*）金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関からの配当収入の内部留保分 ・ 金融庁による履行状況モニタリング、監督上の措置命令 ● 独占禁止法特例法（*）の施行（2020.11 ※10年間の時限立法） <ul style="list-style-type: none"> （*）地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 ・ 合併等の認可を受けようとする地銀は、基盤的サービス維持計画を内閣総理大臣に提出 ・ 内閣総理大臣による認可を受けた合併等について、独禁法の適用を除外（認可に際しては、公取委に協議） <ul style="list-style-type: none"> （認可基準は、①需要の持続的な減少による収支の悪化により、基盤的サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあること、②合併等により、基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれ、基盤的サービス提供の維持が図られること、③合併等により、利用者に不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。） ・ 認可基準②又は③に適合するものでなくなった際には、適合命令。

連携、再編等に関する施策の例（他省庁関係）

	医療機関
時期	2014年～
規模	125.1万床（2015）→119.9万床（2022） ※各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、各構想区域の医療機能毎に確認する必要がある点に留意が必要。
背景	中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズの質・量の変化
目的	良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保 ※病床の削減や統廃合を目的とするものではない。
手法	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法改正（2014） <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想（各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに推計し、各都道府県が地域医療構想調整会議で協議を行い、病床機能の分化・連携を進める）の創設 ・病床機能報告制度（各医療機関の足下の現況と今後の方向性を「見える化」）の創設 ・都道府県知事の権限（病床機能報告における過剰な医療機能への転換時の対応、地域医療構想調整会議の協議が整わないとき等の対応など） ●財政支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金（消費税財源を活用）の創設（2014）、病床機能再編支援事業の創設（2020） ・重点支援区域の選定を通じた技術的支援（データ分析等）・財政的支援の創設（上記基金の優先配分等）（2020） ●金融・税制優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ・認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産にかかる登録免許税（2021）、不動産取得税（2022）の軽減 福祉医療機構による優遇融資など ●公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について（局長通知）（2020） <ul style="list-style-type: none"> ・公立・公的医療機関等の対応方針の再検証等の実施 ●地域医療構想の進め方について（局長通知）（2022） <ul style="list-style-type: none"> ・各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しの実施 ●地域医療構想の進め方について（課長通知）（2023） <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルを通じた地域医療構想の推進 ●2025年に向けた地域医療構想の進め方について（局長通知）（2024） <ul style="list-style-type: none"> ・2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化、国による積極的な支援 <p>※地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。</p>

地域での協議の在り方に関する制度

	地域公共交通	公的職業訓練
時期	2007年～	2022年～
規模	－	－
背景	人口減少、少子化の進展、モータリゼーションを前提としたライフスタイルや都市構造の変化等	地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定の必要性、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善の必要性
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生	地域の人材ニーズを踏まえた精度の高い職業訓練の実施、個別の訓練コースの質の向上の促進
手法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」（2007制定、2020一部改正・施行） <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての地方公共団体に「地域公共交通計画」作成の努力義務 ・ 地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成 ● 地域交通法の一部改正（2023施行） <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」制度を創設 ・ 再構築協議会において協議が整った場合、再構築方針を作成。国は協議が整うよう積極的に関与。 ・ 再構築方針等に基づいて「鉄道事業再構築事業」を実施 ● 財政支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業（令和5年度補正：279億円 令和6年度予算:208億円 ※地方財政措置あり） ・ 社会資本整備総合交付金（令和6年度当初予算：5,065億円の内数 ※地方財政措置あり） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域職業能力開発促進協議会の法定化（2022.10施行） <ul style="list-style-type: none"> 【構成員】 都道府県労働局、都道府県、公共職業能力開発施設を設置する市町村、職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、リカレント教育実施大学等）、労働者団体、事業主団体 等 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事 ・ 訓練効果の把握・検証等に関する事 ・ 年度計画（地域職業訓練実施計画）の策定に関する事 等 （参考） ● 地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域職業訓練実施計画に位置付けられる、リスクリングの推進サポート等の事業（地方単独事業）を対象に、要する経費に対して特別交付税措置を講ずる（令和5年度より ※4年間の時限措置）。

定員管理

定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用(ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件(通信制課程のみ)については適用あり)。

I. 定員超過の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

- ① 毎年度、授業計画書を作成・公表
- ② GPA(グレード・ポイント・アベレージ)の公表及び適切な運用
- ③ 成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学等が主体的に実施

区分	大学			短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	4,000人以上				
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第3号、同条第2項
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について(通知)」(令和4年9月30日付高等教育局長通知)

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1) 国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上(小規模学部(入学定員100人以下)は120%以上)の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生)、休学者、2年以内の留年者(ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を行うことが要件。)は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」(令和5年2月3日付高等教育局長通知)

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

収容定員充足率(大学全体、学部等ごと、それぞれで算定)が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付とならない場合であっても、収容定員充足率(学部等ごとに算定)に応じて増減。ただし、2年以内の留年者(授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学で実施していることが要件)等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

<大学全体の収容定員充足率による不交付措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

<学部ごとの収容定員充足率による措置>

定員規模 (収容定員)		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充足率	100%		+ 9%	
	101~102%		+ 6%	
	103~104%		+ 3%	
	105~106%		± 0%	
	107~109%		▲ 6%	
	110~112%	不交付		▲ 9%
	113~116%	〃		▲ 13%
	117~119%	〃		▲ 17%
	120%	〃	不交付	▲ 17%
	121~124%	〃	〃	▲ 21%
	125~128%	〃	〃	▲ 25%
	129%	〃	〃	▲ 29%
	130%~	〃	〃	不交付

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第2号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

(3) 国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学			短期大学	高等専門学校
	大学規模 (収容定員)	4,000人以上			
学部規模※2 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
令和6年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満

※1大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模(入学定員)」は「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

Ⅱ. 定員未充足の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

(1) 大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和7年度学部等設置から適用)。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第4号

(2) 寄附行為(変更)認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和8年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第2の5(2)関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点(育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等)から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可(令和7年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第1の3(5)関係

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1) 国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満(小規模学部(収容定員400人以下)、小規模研究科(収容定員30人以下)は80%未満)の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について(令和4年3月23日付高等教育局長通知)

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

a)私立大学等経常費補助金

収容定員充足率(学部等ごとに算定)の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	...	56%	55～51%	50%以下
増減率	+6%	+3%	±0%	▲13%	▲14%	...	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第3号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b)高等教育の修学支援新制度

以下のいずれにも該当する場合には対象機関としないよう機関要件を設定しており、その一つに収容定員充足率に関するものである。

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産—外部負債」がマイナス
- ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

令和6年度から、③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満(専門学校の場合は5割未満)に該当する場合は、①、②に該当しない場合であっても、対象機関としないこととするよう機関要件を厳格化する予定。ただし、専門学校については地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合に、確認取消しを猶予するとしており、大学・短大・高専においても同様の考え方にに基づき、定員割れがあったとしても質の高い教育を行う大学等が対象校となるよう、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予することとしている。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第3条第2号ハ

(3)国公私共通

a)大学教育再生戦略推進費

直近の修業年限期間中、連続して以下の一定の基準を満たしていない場合は、申請資格を有しない。また、全学の収容定員充足率(設置する学部の在籍者数の和/設置する学部の収容定員の和)が、5割を上回らない場合は、申請資格を有しない。

区分	学士課程(全学部)	短期大学(全学科)	高等専門学校(全学科)
収容定員充足率	70%未満	70%未満	70%未満

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b)大学・高専機能強化支援事業(支援1) ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

【根拠】大学・高専機能強化支援事業公募要領(支援1)

(3) 国公私の設置者別等の役割分担の在り方

関連資料

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 + 社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化+弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団+利益集団+政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜 (能力主義)	能力主義+個人の教育機会の均等化 原理	万人のための教育保証+集団としての達成水準の均等化

(1) 大学・専門職大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(2) 短期大学・専門職短期大学

第八十条 大学は、第八十三条第一項の目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

(3) 高等専門学校

第一百五十二条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(4) 専修学校専門課程

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百五十二条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

国公立大学の役割

(国公私の役割)

我が国の高等教育機関における国公私の設置者別の役割の在り方について、その原型の誕生は明治期までさかのぼる。

国立大学は、明治10(1877)年に「東京大学」が創設されたところに始まった。公立大学や私立大学は、維新の改革動向に触発された国民の学習意欲の高まりに支えられて、数多くの公私立専門教育機関が設立されたところが出発点となり、大正7(1918)年に大学令が公布されたのちも、大正期だけでも4の公立大学、22の私立大学が発足するに至った。

戦後、昭和22(1947)年に学校教育法が制定され、新制国立大学の設置については、文部省が総合的な実施計画を立案することになったが、我が国の大学の大都市への集中を避けること、また、教育の機会均等を実現することが当時の命題とされた。

他方、昭和30(1955)年頃までに我が国の経済の復興と再建が進み、国民の高等教育への進学希望は著しく高まった。このような高等教育に対する個人的、社会的な要請に対応して、我が国の高等教育機関は拡充・発展の一途をたどるが、極めて速いスピードで行われた量的拡大の主たる担い手は私立大学であった。こうした高等教育の発展の経緯を踏まえて、国公私の役割を検討することが、今後の高等教育改革にとって必要不可欠である。

(国立大学の役割)

国立大学については、平成17(2005)年「将来像答申」で述べられた役割が、2040年に向けて、どう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

前述の2040年頃の社会の変化の方向を踏まえた新しい役割の再整理として、例えば、

- 世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- 経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。また、地域の教育研究の拠点としての役割は地域の活性化や生まれた地域に左右されず高等教育を受けることができるという観点から引き続き重要であるほか、リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割を果たしていくことが期待されている。一方、学生の経済的負担軽減の観点からの全国的な高等教育の機会均等の確保は、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように担われるかについては変化が生じる可能性があるとの意見もある。

国立大学については、18歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなどSociety5.0の実現を踏まえた人材育成を含め、上述のような役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。

このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。

(公立大学の役割)

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある。

(私立大学の役割)

私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学は一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創ることも、私立大学の役割である。このため、私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生／教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進める必要がある。

(国公私全体での取組の重要性)

国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。その際、教育研究活動の共通点をもつ国公立大学の複合システムを活かして、我が国の高等教育の発展に国公私全体で取り組んでいく必要がある。

(出典)2040年に向けた高等教育グランドデザイン(平成30年11月中教審答申)

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較①

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる【学校教育法第83条】 ～短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする【学校教育法第108条】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする【学校教育法第83条の2、第108条第4項】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業に必要な能力を育成する(ほか【学校教育法第124条】)
教育(職業教育)の特色	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ～ 職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理論と実践を架橋する教育【大学との違い】 ● 実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等(長期の臨地実務実習を含む) 【専門学校との違い】 ● 理論にも裏付けられた実践力の育成 ● 特定職種専門性に止まらない、幅広い知識等の習得 ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定職種の実務に直接必要となる知識・技能の教育 ※ 豊富な実習等による即戦力の育成に強み
教員組織	<p>研究者教員が中心</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※ 専任教員数の4割以上は実務家教員(研究能力を併せ有する教員を含む) ● 理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実務に関する知識・技能を有する教員が中心

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較②

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
修業年限	大学； 4年 短大； 2年又は3年	大学； 4年（前期・後期の区分制も可） 短大； 2年又は3年	1年以上 ※ 2年制・3年制が中心
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	学位を授与【学士(専門職)、短期大学士(専門職)】	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の保証	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（学問重視） ● 国による設置認可 ● 大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ● 認証評価機関による第三者評価（機関別評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（実践的な職業教育重視） ● 国による設置認可 ● 大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ● 認証評価機関による第三者評価（機関別評価及び分野別評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ● より自由度の高い設置基準 ● 都道府県による設置認可 ● 学校による自己評価(義務)、学校関係者評価(努力義務)、学校運営の状況に関する情報提供
入学者選抜	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 学力の3要素を踏まえつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定 </div>		<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施
		<ul style="list-style-type: none"> ● 入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化 ● 多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化 <p>※ 実践的な職業教育推進の観点から、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面的に評価</p>	

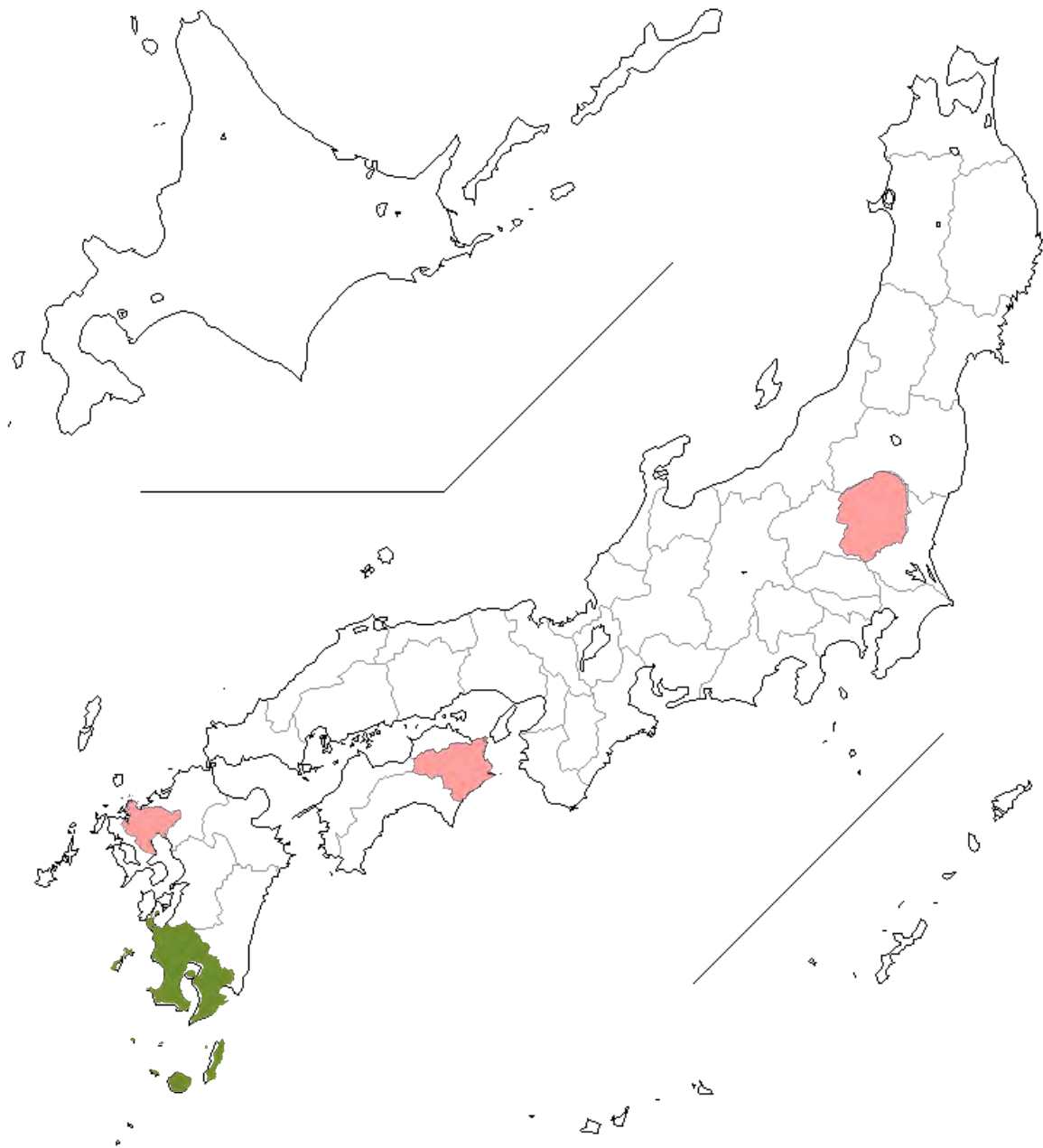
公立大学の設置（平成以降）

・平成以降、看護等医療系をはじめとして、地域ニーズを踏まえた公立大学が設置された。平成21年以降は私立大学の公立化も進んだ。

年度	大学名	年度	大学名
H2	富山県立大学、奈良県立大学	H20	長崎県立大学※
H4	福井県立大学、福岡県立大学	H21	千葉県立保健医療大学、愛知県立大学※、新潟県立大学、 高知工科大学
H5	青森公立大学、会津大学、岡山県立大学、宮崎公立大学	H22	静岡文化芸術大学 、新見公立大学、 名桜大学
H6	広島市立大学	H23	福山市立大学
H7	茨城県立医療大学、長野県看護大学、滋賀県立大学	H24	公立鳥取環境大学
H8	神戸市看護大学	H25	秋田公立美術大学
H9	宮城大学、前橋工科大学、三重県立看護大学、宮崎県立看護大学	H26	山形県立米沢栄養大学、 長岡造形大学 、敦賀市立看護大学
H10	岩手県立大学、大分県立看護科学大学	H28	福知山公立大学 、 山陽小野田市立山口東京理科大学
H11	青森県立保健大学、秋田県立大学、埼玉県立大学、沖縄県立看護大学	H29	長野大学
H12	公立ほこだて未来大学、山形県立保健医療大学、石川県立看護大学、岐阜県立看護大学、島根県立大学	H30	公立諏訪東京理科大学 、長野県立大学、公立小松大学
H13	情報科学芸術大学院大学、尾道市立大学	H31	公立千歳科学技術大学
H14	新潟県立看護大学	R2	静岡県立農林環境専門職大学
H15	神奈川県立保健福祉大学	R3	三条市立大学、静岡社会健康医学大学院大学、芸術文化観光専門職大学、叡啓大学
H16	国際教養大学、兵庫県立大学※、香川県立保健医療大学、愛媛県立医療技術大学	R4	川崎市立看護大学、大阪公立大学※、 周南公立大学
H17	群馬県立県民健康科学大学、東京都立大学※、山梨県立大学※、石川県立大学、県立広島大学※	R5	旭川市立大学
H18	名寄市立大学、札幌市立大学、東京都立産業技術大学院大学		

公立大学・公立短期大学の未設置状況(令和5年度)

- 公立大学・公立短期大学が設置されていない都道府県：栃木県、徳島県、佐賀県
- 公立大学が設置されていない都道府県：栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県



私立大学の公立大学化

少子高齢化が進む中で地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年、私立大学が公立大学化する事例が見られる。経済財政諮問会議においても私立大学の公立化に際しての経営の見通し等の「見える化」について指摘されたことから、文部科学省では総務省と連携し、影響分析及び公立化効果に関するデータを公表している。

1. 私立大学の公立大学化の現状

平成21年度から令和5年度までに公立大学は77校から100校に増加。うち12校が私大の公立大学化によるもの。

平成21年4月	高知工科大学（高知県）
平成22年4月	静岡文化芸術大学（静岡県）、 名城大学（沖縄：北部広域市町村圏組合）
平成24年4月	公立鳥取環境大学（鳥取県・鳥取市） ※旧 鳥取環境大学
平成26年4月	長岡造形大学（長岡市）
平成28年4月	山陽小野田市立山口東京理科大学（山陽小野田市） ※旧 山口東京理科大学 福知山公立大学（福知山市）※旧 成美大学
平成29年4月	長野大学（上田市）
平成30年4月	公立諏訪東京理科大学（諏訪広域公立大学事務組合） ※旧 諏訪東京理科大学
平成31年4月	公立千歳科学技術大学（千歳市） ※旧 千歳科学技術大学
令和4年4月	周南公立大学（周南市） ※旧 徳山大学
令和5年4月	旭川市立大学（旭川市） ※旧 旭川大学

※私立大学から公立大学化する場合の手続き

- ①設置者変更の認可（学校教育法4条）文部科学大臣
- ②学校法人の寄附行為変更の認可（私立学校法第45条）又は学校法人の解散の認可（私立学校法第50条）文部科学大臣
- ③公立大学法人の設立の認可（地方独立行政法第7条、第80条）都道府県及び政令市の場合は総務大臣と文部科学大臣、それ以外の場合は都道府県知事

2. 経済財政諮問会議等での指摘と対応

◆経済財政諮問会議「経済・財政計画改革工程表」（H29年12月20日）

今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化

◆骨太の方針（H30年6月15日閣議決定）

私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育効果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

（対応）

総務省と連携し私立大学の公立化に際しての影響分析及び公立化効果に関するデータを両省及び各大学、自治体のホームページにて公表。（平成31年1月～）

<公表する指標>

○公立化効果に関する指標

- ・入学志願倍率、地域内入学者率
- ・入学／収容定員充足率
- ・就職率 等

○経営見通し（収益性）に関する指標

- ・自己収入率（自己収入／収入）
- ・設立団体の地域住民一人当たりの負担額等

専修学校を取り巻く状況

<専修学校の特徴>

- 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関(うち専門学校は約2,700校、55万人)。
- 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学歴要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。
- 「高等教育のグランドデザイン」答申(H30)との関係(社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要)

<社会の変化>

- 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・スキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
- 国際競争力の相対的低下(訪日留学生も変化)。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。
- コロナ禍後の変化(テレワーク、オンライン教育の普及)

<政策の変化>

- 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置(R4~)。R5時点で35都道府県で実施。
- 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度(R2~)。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。
- 私立学校法の改正(R5改正。R7施行)。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を

引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

振興策の3つの柱+その他

期待される具体の取組

① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連➤、-

- 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討(専門課程)
 - 大学等との制度的整合性を高めるための措置(専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更)
 - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置(専攻科の制度化、称号(専門士)の位置付けの明確化)
 - 教育の質の保証を図るための措置(自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化)
- 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- 教職員の資質向上(体系的・組織的な研修の推進など)

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- 履修証明プログラムや専攻科の制度化等(社会人受入れ促進)
- 外国人留学生キャリア形成促進プログラム(CP)の創設と、その厳格な運用(認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化)

③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- 分野の概念の整理
- 情報系学科への対応

④ その他

- ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- 広報・情報公表の強化
- オンライン教育の推進 等

国(文科省)

制度改正関連◆

- ◆ 必要な制度改正(法令改正、ガイドラインの見直し等)
- ◆ 職業実践専門課程
 - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
 - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
 - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
 - 履修証明プログラム【R4.6済】
 - 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
 - 対象の理系分野の明確化
 - 情報系の学科に係る設置基準緩和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

など

都道府県(所轄庁)

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届け出の受理
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応など

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受入れ推進 など

(4) 高等教育の改革を支える支援方策の在り方

関連資料



自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

ミッション実現・加速化に向けた支援

我が国の次世代を担う人材養成



多様な学生に対する支援の充実

- 大学院生に対する授業料免除の充実 **159億円 (+9億円)**

※このほか、障害のある学生に対する支援や、新型コロナウイルス感染症への対応についても支援

数理・データサイエンス・AI教育の推進

12億円 (対前年度同額)

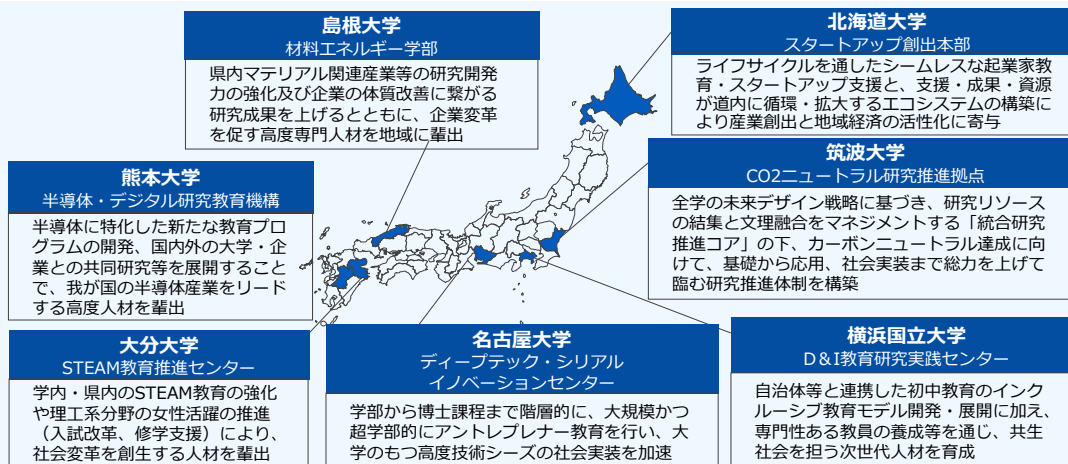
- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、教えることのできるエキスパートレベルの人材養成を推進

改革に積極的な大学の教育研究活動基盤形成

教育研究組織の改革に対する支援 **77億円 (新規分)**

※継続分83億円と合わせて、総額160億円

- デジタル・グリーン、地方創生、SDGs等への貢献を通じた各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を強力に推進

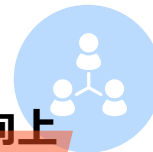


教育研究基盤設備の整備等 **105億円 (+36億円)**

- ポスト・コロナや、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する設備など、教育研究等に係る基盤的な設備等の整備を支援

大学の枠を越えた

知の結集による研究力向上



共同利用・共同研究拠点の強化

47億円 (+1億円)

- 文部科学大臣の認定した共同利用・共同研究拠点としての基盤的な活動を支援

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

209億円 (対前年度同額)

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金等 131億円 (+3億円)

改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価しその結果に基づく配分を実施
- より実効性のある仕組みとするため、多くの大学が達成している指標を見直すとともに、研究に関する指標を中心に、実績・成果の伸びを重視

配分対象経費 1,000億円 配分率 75%~125%

※指定国立大学法人は70%~130%

国立大学の経営改革構想を支援

国立大学経営改革促進事業 **50億円 (対前年度同額)**

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む“地域や特定分野の中核となる大学”や“トップレベルの教育研究を目指す大学”を支援

公立大学に対する地方財政措置

- 公立大学の運営に要する経費については、地域における人材育成、研究成果の地域産業界への還元といった公共的性格を強く有していることを踏まえ、設立団体が責任を持って運営できるよう、普通交付税の基準財政需要額に算入されている。
- 設立団体から公立大学に支出される運営費交付金等は、各設立団体が配分方法や配分額を決定し交付する。

地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。 (総務省HPより)

普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (= 財源不足額)

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

(公立大学の場合)

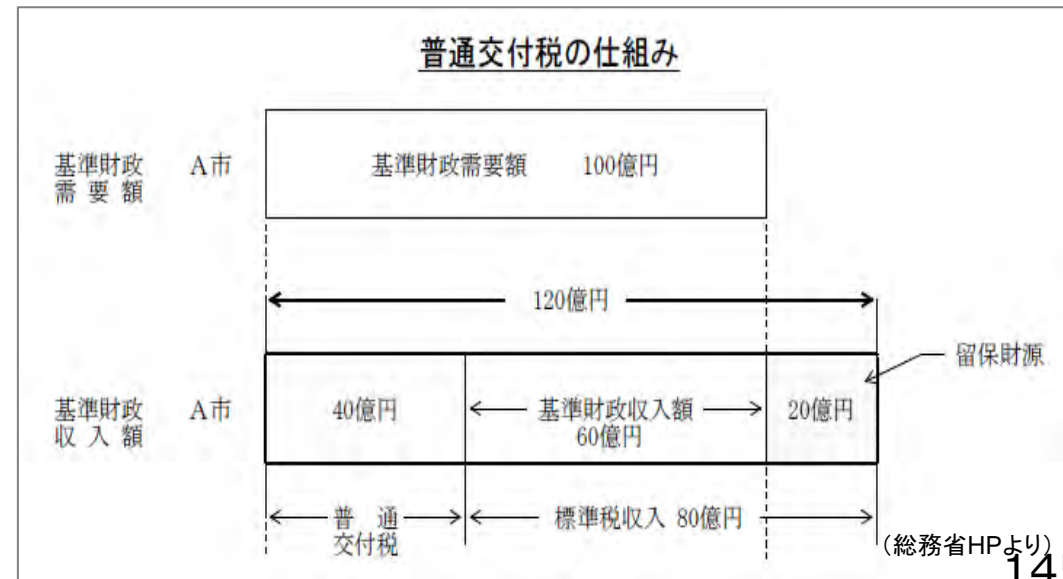
基準財政需要額 = 単位費用 × 学生数 × 種別補正係数

※単位費用：社会科学系の学生900人規模の大学を標準として、歳出（教職員数等）及び歳入（授業料等）規模から算出。

→ 医科系の場合：基準財政需要額 = 213,000 × 学生数 × 17.65

公立大学の学生1人当たりの単価(令和5年度)

・医科系	375万9,000円(補正係数:17.65)
・歯科系	211万9,000円(補正係数:9.95)
・理科系	145万9,000円(補正係数:6.85)
・保健系	166万8,000円(補正係数:7.83)
・社会科学系	21万3,000円(補正係数:1.00)
・人文科学系	43万5,000円(補正係数:2.04)
・家政系・芸術系	69万2,000円(補正係数:3.25)



事業内容

- ✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
- ✓ 「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

一般補助

2,771億円 (2,766億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

特別補助

205億円 (209億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等改革総合支援事業 112億円※ 一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。

○ 大学教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による質的転換支援 2億円（新規）※ 特別補助の内数

進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円※ 特別補助の内数

デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

○ 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化 117億円※ 特別補助の内数

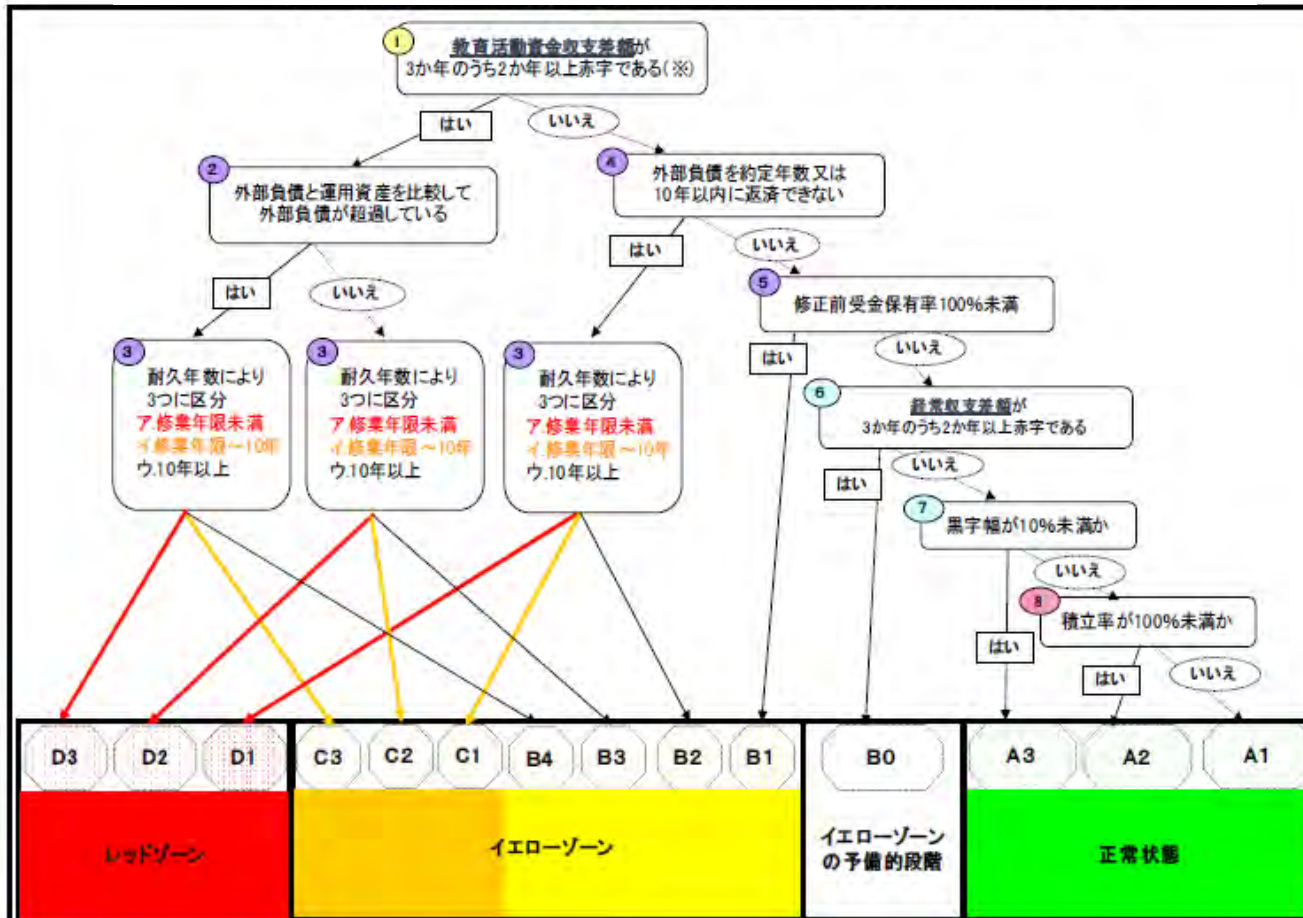
基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。

○ 教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む大学等の支援 1億円※ 特別補助の内数

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※ () は前年度予算額

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)

※2015(平成27)年度(新会計基準)から

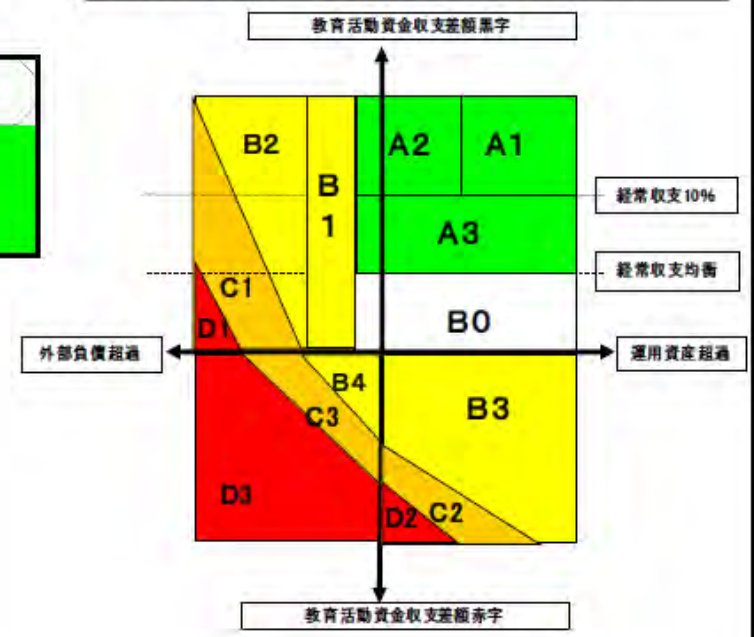


① 教育活動資金収支差額
一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

②③④⑤ 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か
教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の差積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額が問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

⑥⑦ 経常収支差額
経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

⑧ 積立率
減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



●教育活動資金収支差額

【教育活動資金収入】

学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

【教育活動資金支出】

人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出 + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産 = 現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とは「あと何年で資金ショートするか」を表し、原則として修業年限を基準に設定
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計 + 教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計 + 教育活動外支出計)
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

学部 約263.3万人

大学院【修士課程】 約19.0万人

大学院【博士課程】 約7.6万人

特徴

- 貸与型奨学金により幅広くカバー
- 修学支援新制度を創設し、低所得世帯への手厚い対応を開始

- 貸与型奨学金により幅広くカバー

- 近年、若手研究者支援（研究力強化対応）の観点から、給付型の支援を充実

貸与型奨学金

貸与型奨学金

R6予算案事業規模：8,552億円、113万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育、海外留学を含む

- 有利子奨学金【世帯年収～1196万】
最大：144万/年(月12万)
- 無利子奨学金【世帯年収～853万】
最大：私学自宅外77万/年
(月6.4万)

貸与型奨学金

- 有利子奨学金【本人年収～536万】
最大：180万/年(月15万)
R6予算案事業規模：57億円 約5,300人
- 無利子奨学金【本人年収～299万】
最大：106万/年(月8.8万)
R6予算案事業規模：359億円 約40,000人

貸与型奨学金

- 有利子奨学金【本人年収～718万】
最大：180万/年(月15万)
R6予算案事業規模：5億円 約400人
- 無利子奨学金【本人年収～340万】
最大：146万/年(月12.2万)
R6予算案事業規模：45億円 約3,500人

優秀者返還免除制度

- ※貸与終了者のうち3割が全免若しくは半免
- R5年度 60億円 5,535人（実績）

優秀者返還免除制度

- ※貸与終了者のうち45%が全免若しくは半免
- R5年度 22億円 829人（実績）

授業料支援等

修学支援新制度

R6予算案 5,438億円、72.7万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育を含む

【年収～約600万円】

授業料等減免

最大：私学70万円/年

給付型奨学金

最大：私学自宅外91万円/年

- ※消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。
- ※R6年度より、中間層の多子世帯・理工農系の学生に支援を拡大

各大学の授業料免除制度

（国立）R6予算案 102億円 約19,000人

※人数については、全額免除換算

（私立）R6予算案 5億円 約4,000人

※大学院分予算額（案）を学生数で案分
人数は補助実績に基づく試算

※R6年度より、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付する「授業料後払い」制度を導入予定

各大学の授業料免除制度

（国立）R6予算案 61億円 約11,000人

※人数は全額免除換算

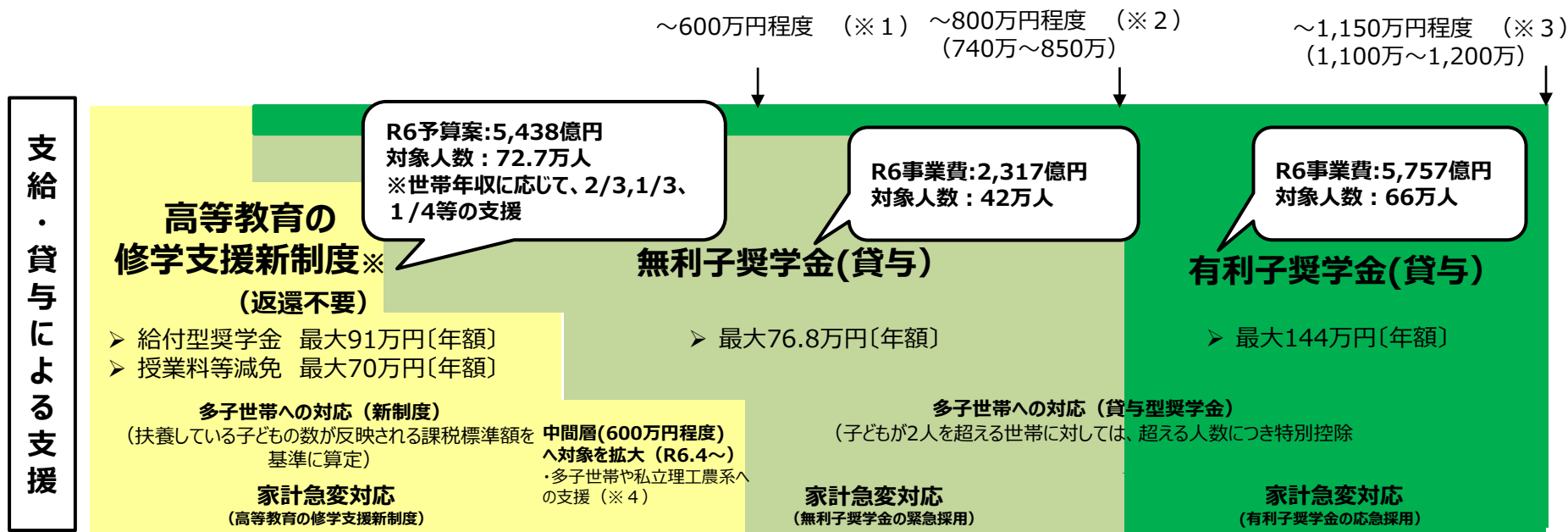
（私立）R6予算案 1億円 約1,000人

※大学院分予算額（案）を学生数で案分
人数は補助実績に基づく試算

<若手研究者支援>

- 従来事業により年180万円以上の支援を受給 約8,600人
 - ・特別研究員(DC)
 - 〔研究奨励金 + 科研費申請可能 + 一部に特別
240万円/年 + (最大150万円/年) + 手当36万円〕 R6予算案 106億円 等
- 新たな博士後期課程学生支援 約11,000人
 - ・博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保
(支援額：原則290万円/年)
R5補正499億円 R6予算案 0.3億円
 - ・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成
(次世代AI人材育成プログラム) (支援額：原則390万円/年)
R5補正 70億円 (※事業全体では213億円)

国内の大学等に通う学生等への経済的支援



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公私立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

(※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援、私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。

貸与型奨学金の返還支援	無利子に利率はなし	固定利率/変動利率 令和5年3月貸与終了者 〔利率固定:0.905% 利率見直し:0.300%〕
	所得連動型返還制度 (所得の9%)	有利子に所得連動型返還制度はなし
	減額返還制度	
	➢ 年収325万以下 (給与所得者) などの場合に対象。一定期間、毎月の返還額を当初の2分の1あるいは3分の1に減額。 ※R6.4より、制度を利用可能な年収上限を400万円に引き上げ、毎月の返還額を最大4分の1まで減額できるように見直し。	
	返還期限猶予制度	
	➢ 経済困難 (年収300万円以下 (給与所得者)) 等の理由により、通算10年の猶予が可能。	
	返還免除制度	
➢ 死亡または精神若しくは身体の障害 ➢ 業績優秀者免除制度 (大学院生かつ無利子)		
自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 (36都府県、695市町村で実施[R5]。例えば、3～5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援)		
企業が本人に代わって返還を行う支援 (代理返還制度) (一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還 (※) することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施)		

高等教育の修学支援新制度について

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯(※)の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 (※) 令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

令和6年度予算案 5,438億円

授業料等減免 2,864億円※
 給付型奨学金 2,573億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(470億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,908億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立	高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

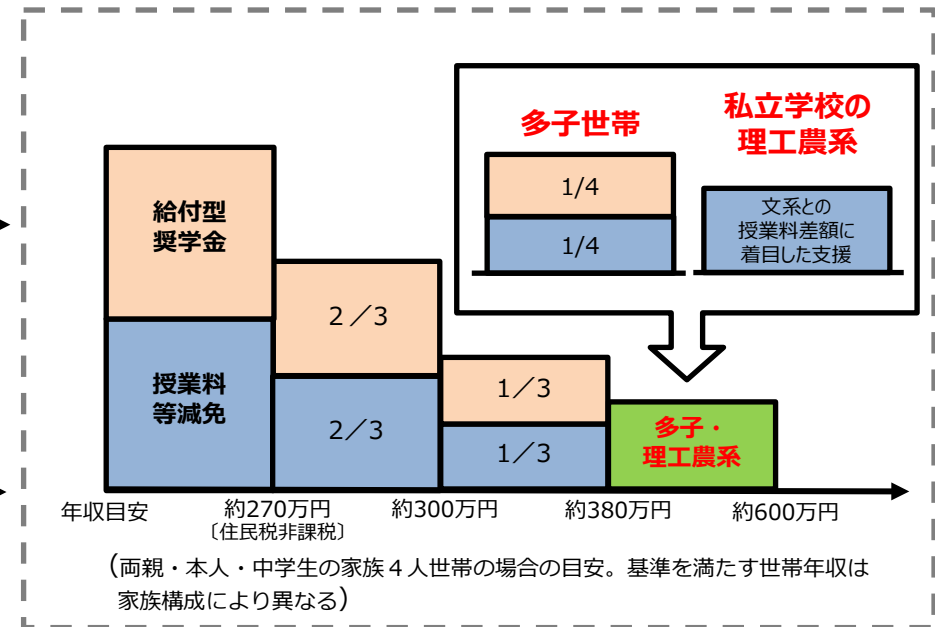
授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

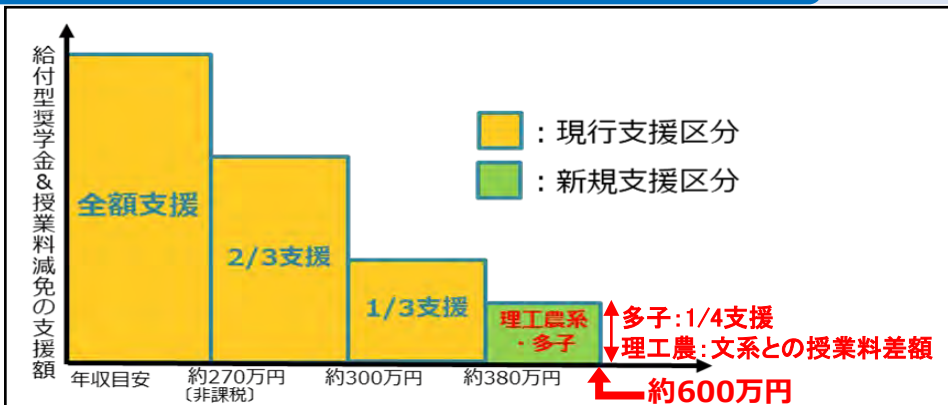
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度開始）

学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

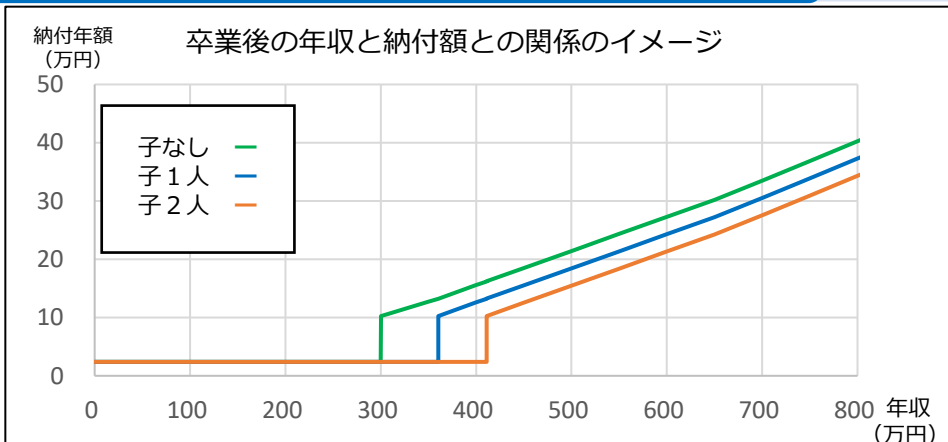
<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

大学院生（修士段階）向け

2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

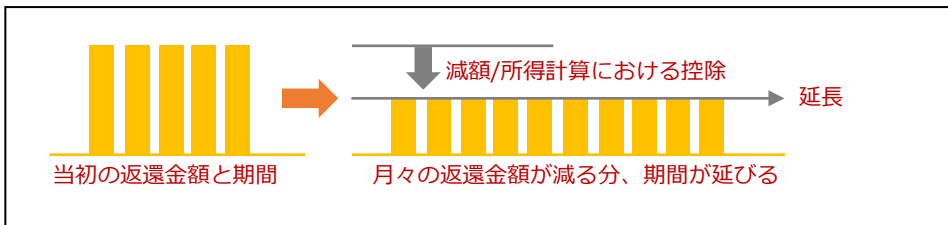
- ※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする
- ※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想の子ども数を持っていない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子ども数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子ども数が3人以上の夫婦で顕著



加速化プランでの対応

高等教育費支援の大幅拡充

- **多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）**
 - ▶ **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
 - * 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）
 - ▶ 2025（令和7）年度から実施
 - * **多子世帯：扶養される子供が3人以上の世帯**（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）



目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、子どもを大学等に進学させられるようになり、理想の子ども数を持てるようになる

